



図 1 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画（平面図）

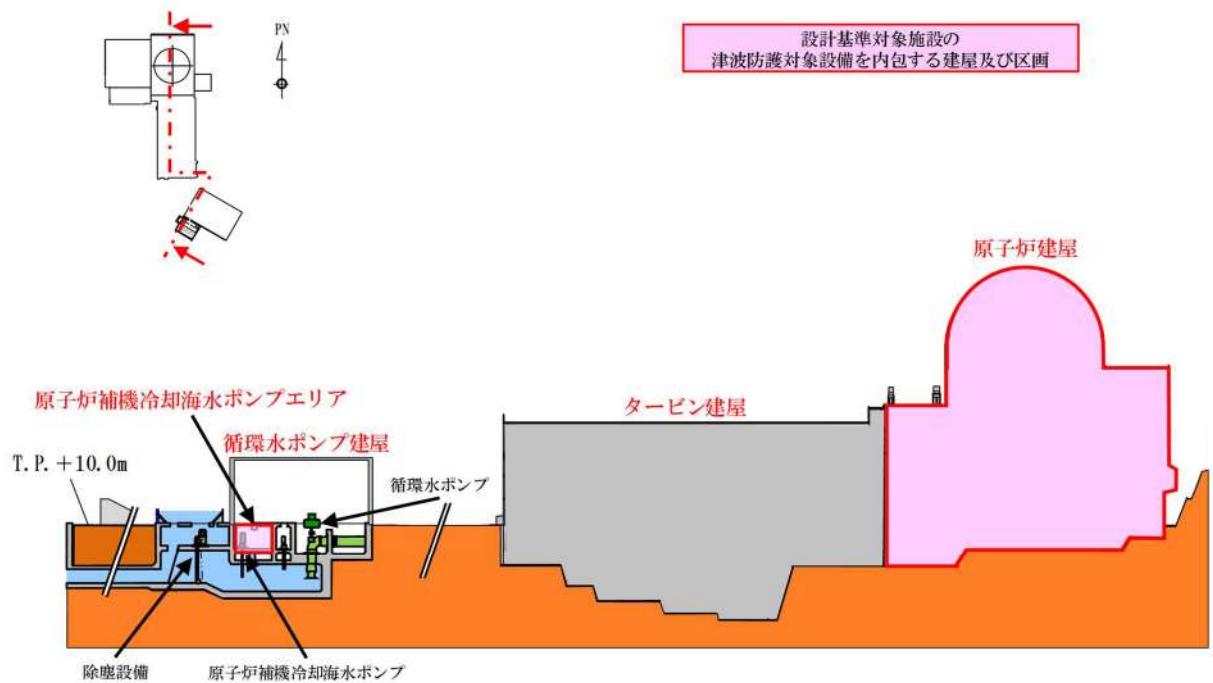


図 2(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備を  
内包する建屋及び区画（断面図）

■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

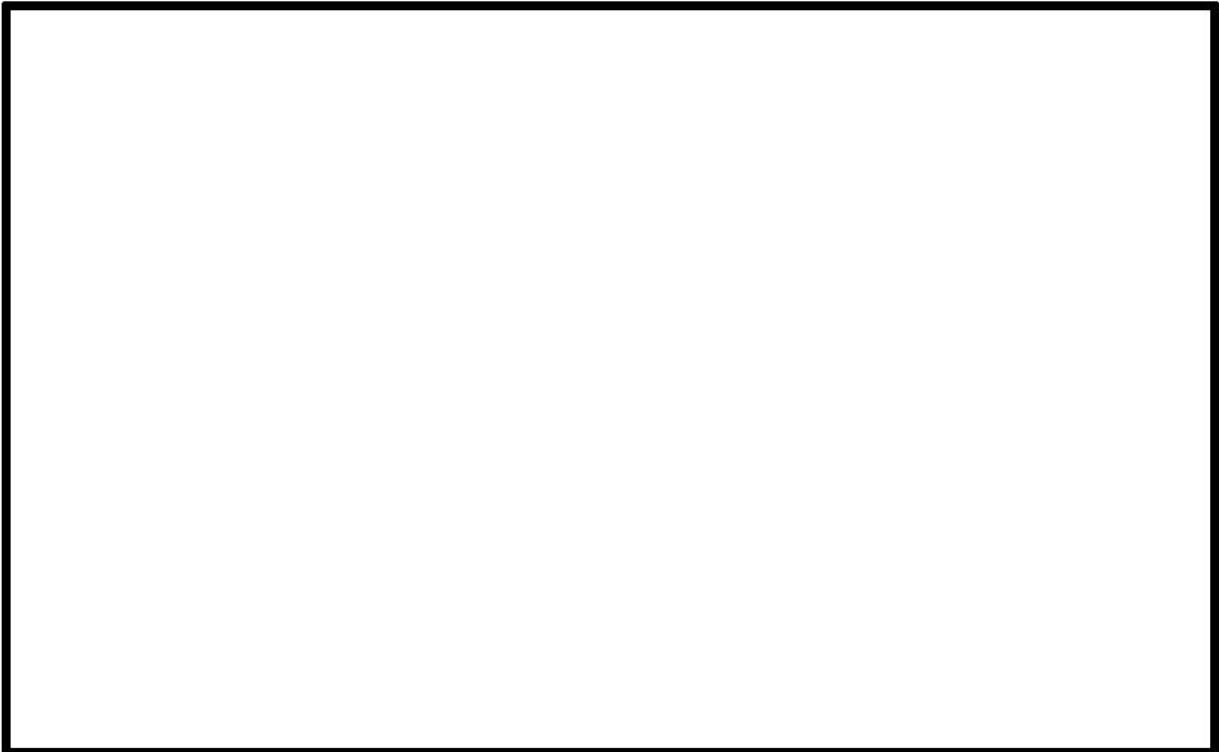


図2(2) 設計基準対象施設の津波防護対象設備を  
内包する建屋及び区画（断面図）



図2(3) 設計基準対象施設の津波防護対象設備を  
内包する建屋及び区画（断面図）



枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

表2(1) 設計基準対象施設の津波防護対象リスト

施設の種類	主な設備	設置場所	設置高さ(T.P.)	図示番号
1. 原子炉本体				
	原子炉容器	原子炉格納容器	24.68m	1
2. 核燃料物質の取扱施設および貯蔵施設				
	使用済燃料ピットクレーン	原子炉建屋	33.1m	2
	燃料取扱棟クレーン	原子炉建屋	46.9m	3
	燃料取替クレーン	原子炉格納容器	33.1m	4
	新燃料貯蔵庫	原子炉建屋	33.1m	5
	新燃料ラック	原子炉建屋	28.6m	6
	使用済燃料ピット	原子炉建屋	33.1m	7
	キャスクピット	原子炉建屋	33.1m	8
	使用済燃料ラック	原子炉建屋	20.7m	9
	燃料取替用水ポンプ	原子炉建屋	24.8m	10
	燃料取替用水系統 主配管	原子炉建屋, 原子炉格納容器	—	—
3. 原子炉冷却系統施設				
(1) 一次冷却材循環設備				
	蒸気発生器	原子炉格納容器	17.8m	11
	1次冷却材ポンプ	原子炉格納容器	17.8m	12
	加圧器	原子炉格納容器	24.6m	13
	加圧器ヒータ	原子炉格納容器	24.6m	14
	1次冷却系統 主配管	原子炉格納容器, 原子炉建屋	—	—
	1次冷却系統 主要弁	原子炉格納容器, 原子炉建屋	—	—
(2) 主蒸気・主給水設備				
	主蒸気および主給水系統 主配管	原子炉格納容器, 原子炉建屋	—	—
	主蒸気および主給水系統 主要弁	原子炉格納容器, 原子炉建屋	—	—

表2(2) 設計基準対象施設の津波防護対象リスト

施設の種類	主な設備	設置場所	設置高さ(T.P.)	図示番号
(3) 余熱除去設備				
	余熱除去ポンプ	原子炉補助建屋	-1.7m	15
	余熱除去冷却器	原子炉補助建屋	4.1m	16
	余熱除去系統 主配管	原子炉格納容器, 原子炉建屋, 原子炉補助建屋	-	-
	余熱除去系統 主要弁	原子炉格納容器, 原子炉建屋, 原子炉補助建屋	-	-
(4) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備				
	高圧注入ポンプ	原子炉補助建屋	-1.7m	17
	ほう酸注入タンク	原子炉補助建屋	17.8m	18
	蓄圧タンク	原子炉格納容器	24.8m	19
	燃料取替用水ピット	原子炉建屋	24.8m	20
	格納容器再循環サンプ	原子炉格納容器	10.0m	21
	格納容器再循環サンプスクリーン	原子炉格納容器	12.1m	22
	安全注入系統 主配管	原子炉格納容器, 原子炉建屋, 原子炉補助建屋	-	-
	安全注入系統 主要弁	原子炉格納容器, 原子炉建屋, 原子炉補助建屋	-	-
(5) 化学体積制御設備				
	充てんポンプ	原子炉補助建屋	10.3m	23
	再生熱交換器	原子炉格納容器	17.8m	24
	封水注入フィルタ	原子炉補助建屋	17.8m	25
	化学体積制御系統 主配管	原子炉格納容器, 原子炉建屋, 原子炉補助建屋	-	-
	化学体積制御系統 主要弁	原子炉格納容器, 原子炉建屋, 原子炉補助建屋	-	-

表2(3) 設計基準対象施設の津波防護対象リスト

施設の種類	主な設備	設置場所	設置高さ(T.P.)	図示番号
(6) 原子炉補機冷却設備				
	原子炉補機冷却水冷却器	原子炉建屋	2.3m	26
	原子炉補機冷却水ポンプ	原子炉建屋	4.35m	27
	原子炉補機冷却海水ポンプ	循環水ポンプ建屋	2.5m	28
	原子炉補機冷却水サージタンク	原子炉建屋	43.6m	29
	原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ	循環水ポンプ建屋	1.2m	30
	原子炉補機冷却系統 主配管	原子炉格納容器, 原子炉建屋, 原子炉補助建屋	—	—
	原子炉補機冷却系統 主要弁	原子炉格納容器, 原子炉建屋, 原子炉補助建屋	—	—
	原子炉補機冷却海水系統 主配管	原子炉建屋, 循環水ポンプ建屋, ディーゼル発電機建屋	—	—
	原子炉補機冷却海水系統 主要弁	原子炉建屋, 循環水ポンプ建屋, ディーゼル発電機建屋	—	—
(7) 蒸気タービンの付属設備				
	電動補助給水ポンプ	原子炉建屋	10.3m	31
	タービン動補助給水ポンプ	原子炉建屋	10.3m	32
	補助給水ピット	原子炉建屋	24.8m	33
	補助給水設備 主配管	原子炉建屋	—	—
4. 計測制御系統施設				
(1) 制御材				
	制御棒クラスタ	原子炉格納容器	24.68m	34
(2) 制御棒駆動装置				
	制御棒駆動装置	原子炉格納容器	24.68m	35

表2(4) 設計基準対象施設の津波防護対象リスト

施設の種類	主な設備	設置場所	設置高さ(T.P.)	図示番号
(3) ほう酸注入機能を有する設備				
	ほう酸ポンプ	原子炉補助建屋	17.8m	36
	ほう酸タンク	原子炉補助建屋	17.8m	37
	ほう酸フィルタ	原子炉補助建屋	17.8m	38
(4) 計測装置				
	運転コンソール	原子炉補助建屋	17.8m	39
	共通要因故障対策操作盤	原子炉補助建屋	17.8m	40
	安全系FDPプロセッサ	原子炉補助建屋	17.8m	41
	安全系マルチプレクサ	原子炉補助建屋	17.8m	42
	原子炉安全保護盤	原子炉補助建屋	17.8m	43
	工学的安全施設作動盤	原子炉補助建屋	17.8m	44
	原子炉トリップ遮断器盤	原子炉建屋	17.8m	45
	安全系現場制御監視盤	原子炉補助建屋	17.8m	46
	加圧器後備ヒータ分電盤	原子炉補助建屋	10.3m	47
	中央制御室外原子炉停止盤	原子炉建屋	10.3m	48
	共通要因故障対策EP盤室操作盤	原子炉建屋	10.3m	49
	1次冷却材ポンプ母線計測盤	原子炉建屋	10.3m	50
	タービン動補助給水ポンプ起動盤	原子炉建屋	10.3m	51
	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	原子炉建屋	10.3m	52
	制御用空気圧縮機盤	原子炉建屋	10.3m	53
(5) 制御用空気設備				
	制御用空気圧縮機	原子炉建屋	10.3m	54
	制御用空気だめ	原子炉建屋	10.3m	55
	制御用空気除湿装置	原子炉建屋	10.3m	56
	制御用空気設備 主配管	原子炉格納容器, 原子炉建屋, 原子炉補助建屋	—	—
	制御用空気設備 主要弁	原子炉格納容器, 原子炉建屋, 原子炉補助建屋	—	—

表2(5) 設計基準対象施設の津波防護対象リスト

施設の種類	主な設備	設置場所	設置高さ(T.P.)	図示番号
5. 放射性廃棄物の廃棄施設				
	液体廃棄物処理系統 主配管	原子炉格納容器, 原子炉建屋	—	—
	排気筒	原子炉建屋	—	—
6. 放射線管理施設				
(1) 放射線管理用計測装置				
	格納容器高レンジエリアモニタ	原子炉格納容器	40.2m	57
(2) 換気設備				
	中央制御室給気ファン	原子炉補助建屋	24.8m	58
	中央制御室循環ファン	原子炉補助建屋	28.6m	59
	中央制御室非常用循環ファン	原子炉補助建屋	24.8m	60
	アニュラス空気浄化ファン	原子炉建屋	33.1m	61
	アニュラス空気浄化フィルタユニット	原子炉建屋	40.3m	62
	中央制御室非常用循環フィルタユニット	原子炉補助建屋	24.8m	63
	中央制御室換気空調系統 主配管 アニュラス換気空調系統 主配管	原子炉格納容器, 原子炉建屋, 原子炉補助建屋	—	—
7. 原子炉格納施設				
(1) 原子炉格納容器				
	原子炉格納容器	原子炉格納容器	—	—
	機器搬入口	原子炉格納容器	33.1m	64
	通常用エアロック	原子炉格納容器	24.8m	65
	非常用エアロック	原子炉格納容器	33.1m	66
	格納容器貫通部	原子炉格納容器	—	—
(2) 二次格納施設				
	アニュラスシール	原子炉格納容器	—	—
(3) 圧力低減設備その他の安全設備				
	格納容器スプレイポンプ	原子炉補助建屋	-1.7m	67
	格納容器スプレイ冷却器	原子炉補助建屋	4.1m	68

表2(6) 設計基準対象施設の津波防護対象リスト

施設の種類	主な設備	設置場所	設置高さ(T.P.)	図示番号
	よう素除去薬品タンク	原子炉補助建屋	10.3m	69
	pH調整剤貯蔵タンク	原子炉補助建屋	13.3m	70
	真空逃がし装置	原子炉格納容器	33.9m	71
	圧力逃がし装置配管	原子炉格納容器, 原子炉建屋	—	—
	原子炉格納容器スプレイ系統 主配管	原子炉格納容器, 原子炉建屋, 原子炉補助建屋	—	—
	原子炉格納容器スプレイ系統 主要弁	原子炉格納容器, 原子炉建屋, 原子炉補助建屋	—	—

## 8. その他発電用原子炉の附属施設

非常用ディーゼル発電機 ディーゼル機関	ディーゼル発電機建屋	10.3m	72
非常用ディーゼル発電機 発電機	ディーゼル発電機建屋	10.3m	73
非常用ディーゼル発電機 空気だめ	ディーゼル発電機建屋	6.2m	74
非常用ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク	原子炉建屋	18.0m	75
非常用ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	3.1m	—
非常用ディーゼル発電機 燃料油配管	屋外, 原子炉建屋, ディーゼル発電機建屋	—	—
メタクラ	原子炉補助建屋	10.3m	76
パワーコントロールセンタ	原子炉補助建屋	10.3m	77
原子炉コントロールセンタ	原子炉補助建屋	10.3m	78
動力変圧器	原子炉補助建屋	10.3m	79
直流コントロールセンタ	原子炉補助建屋	10.3m	80
補助建屋直流分電盤	原子炉補助建屋	10.3m	81
充電器盤	原子炉補助建屋	10.3m	82
蓄電池	原子炉補助建屋	10.3m	83
計装用インバータ	原子炉補助建屋	10.3m	84
計装用交流分電盤	原子炉補助建屋	10.3m	85
計装用交流電源切替器盤	原子炉補助建屋	10.3m	86
ソレイノイド分電盤	原子炉補助建屋	10.3m	87
ディーゼル発電機制御盤	原子炉建屋	10.3m	88
ディーゼル発電機コントロールセンタ	原子炉建屋	10.3m	89

図3(1) 主な設計基準対象施設の津波防護対象設備の配置

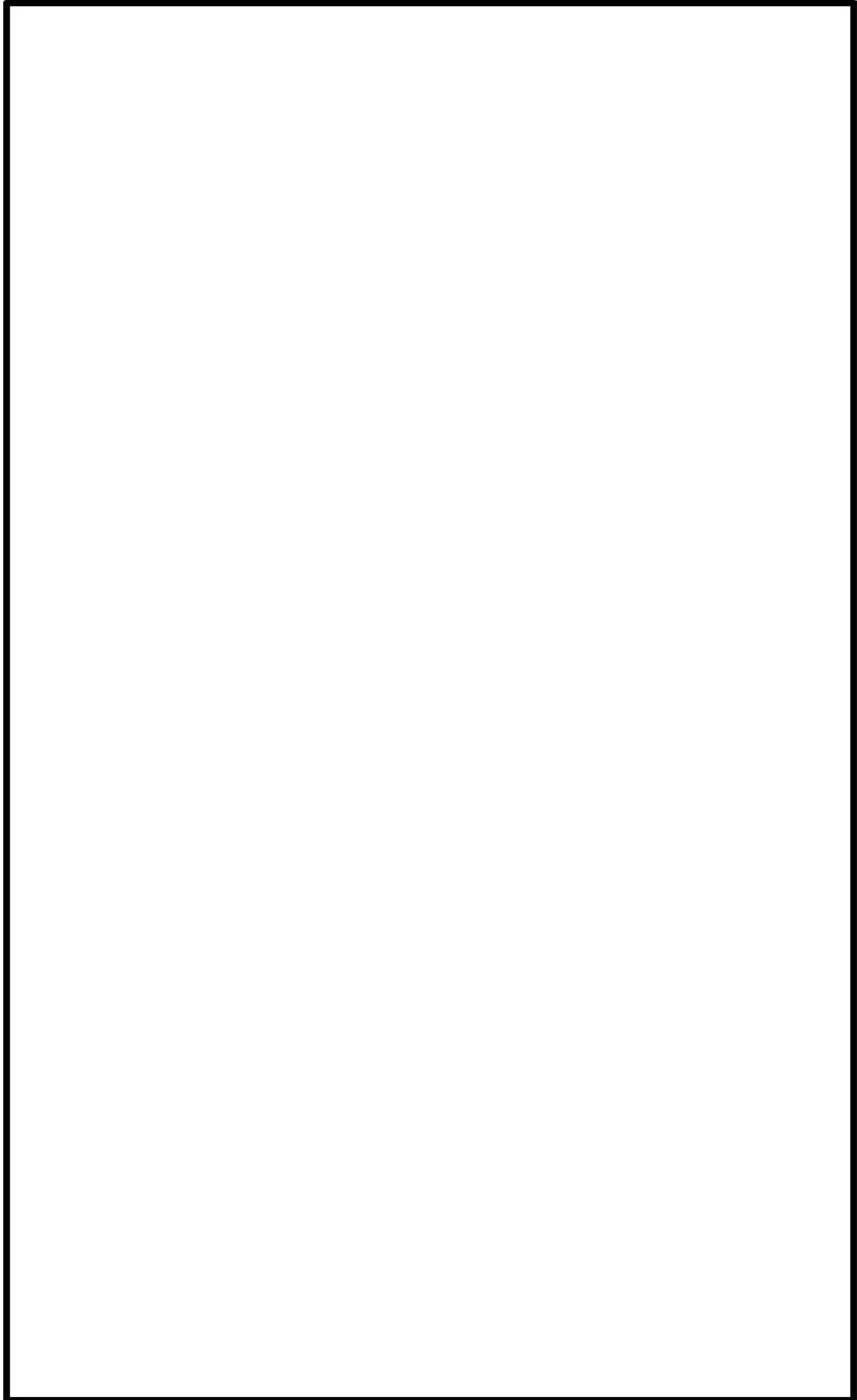
□ 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

□ 案囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

図3(2) 主な設計基準対象施設の津波防護対象設備の配置

□ 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

図3(3) 主な設計基準対象施設の津波防護対象設備の配置



□ 框囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

図3(4) 主な設計基準対象施設の津波防護対象設備の配置

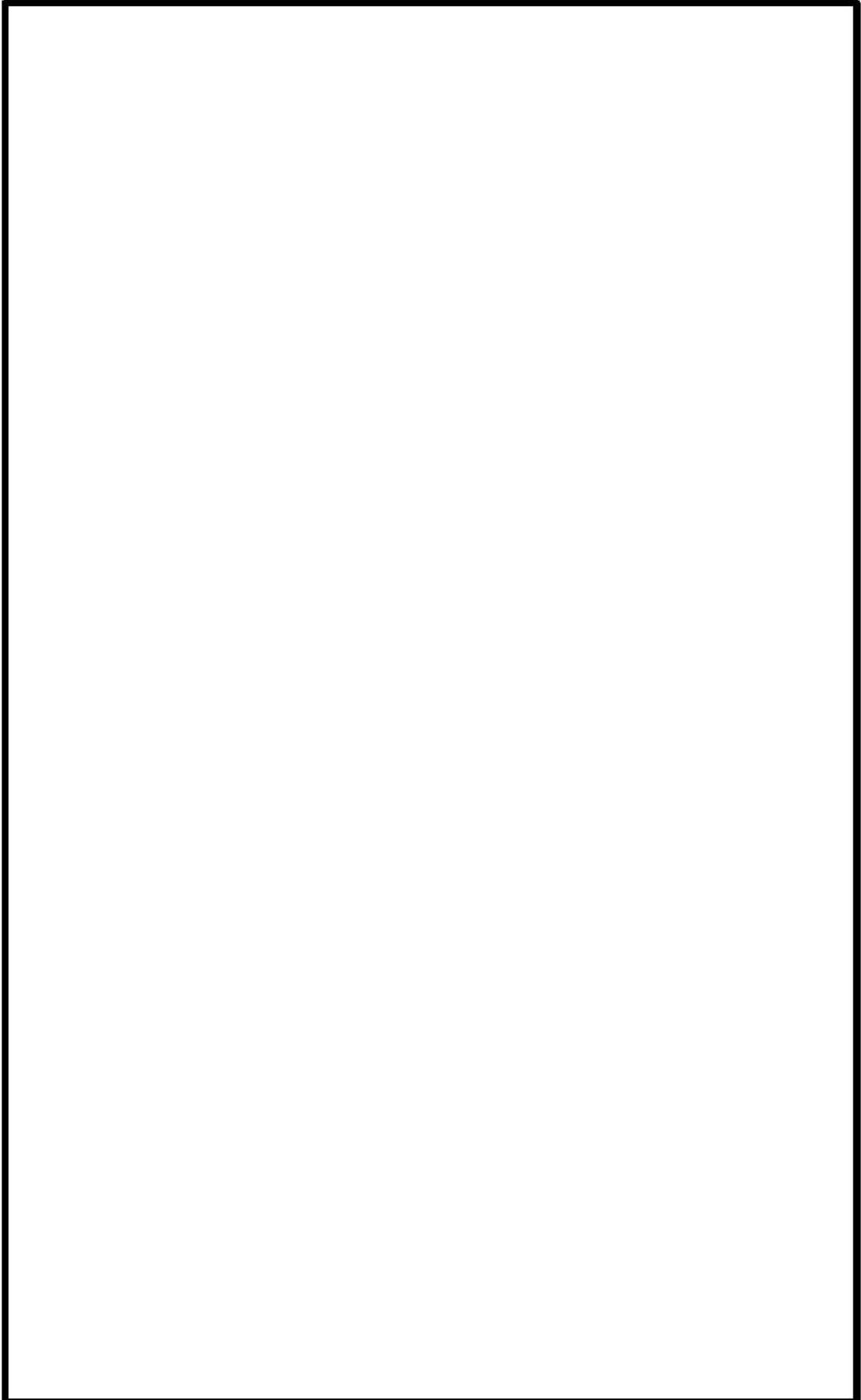
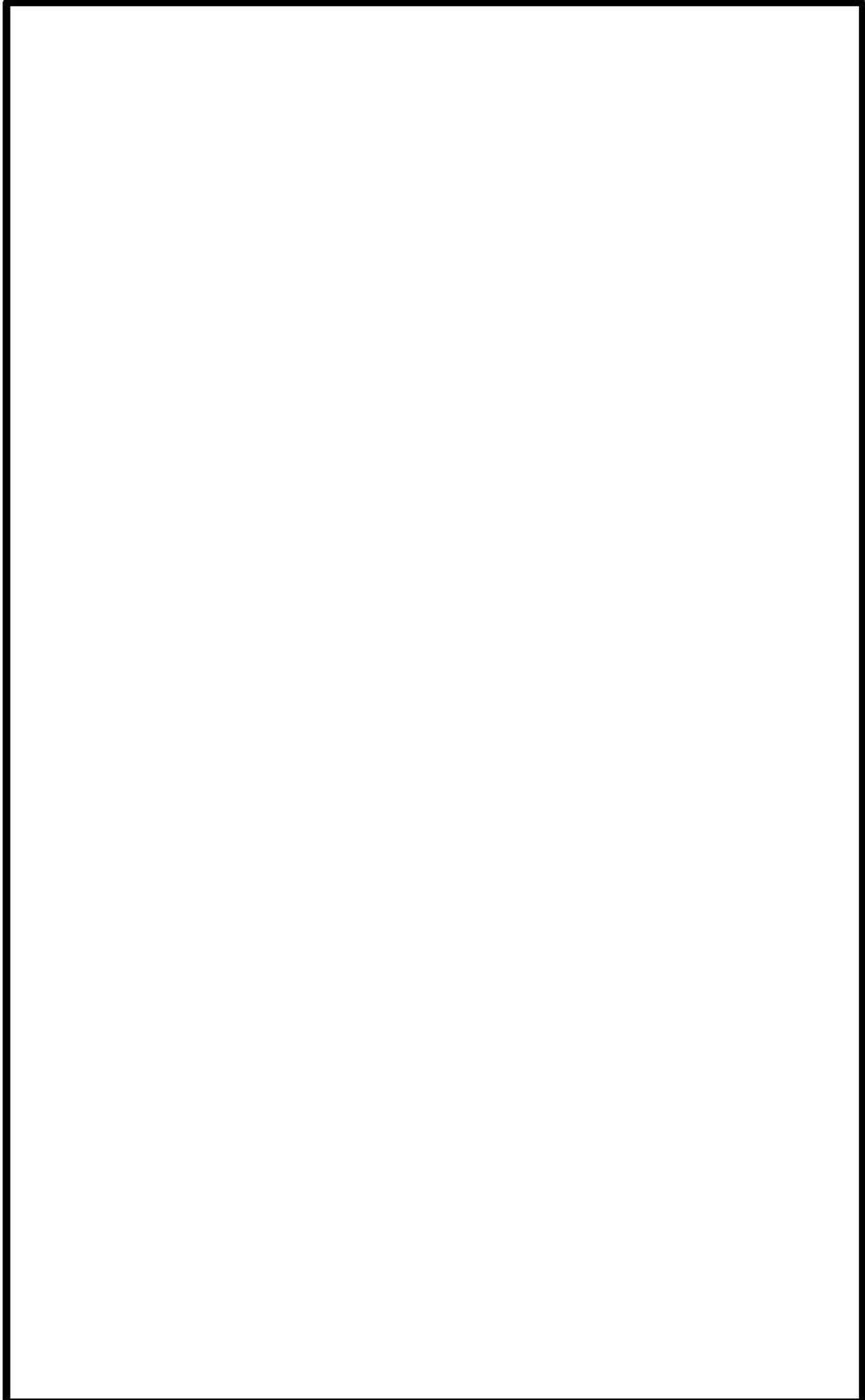


図3(5) 主な設計基準対象施設の津波防護対象設備の配置  
枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。



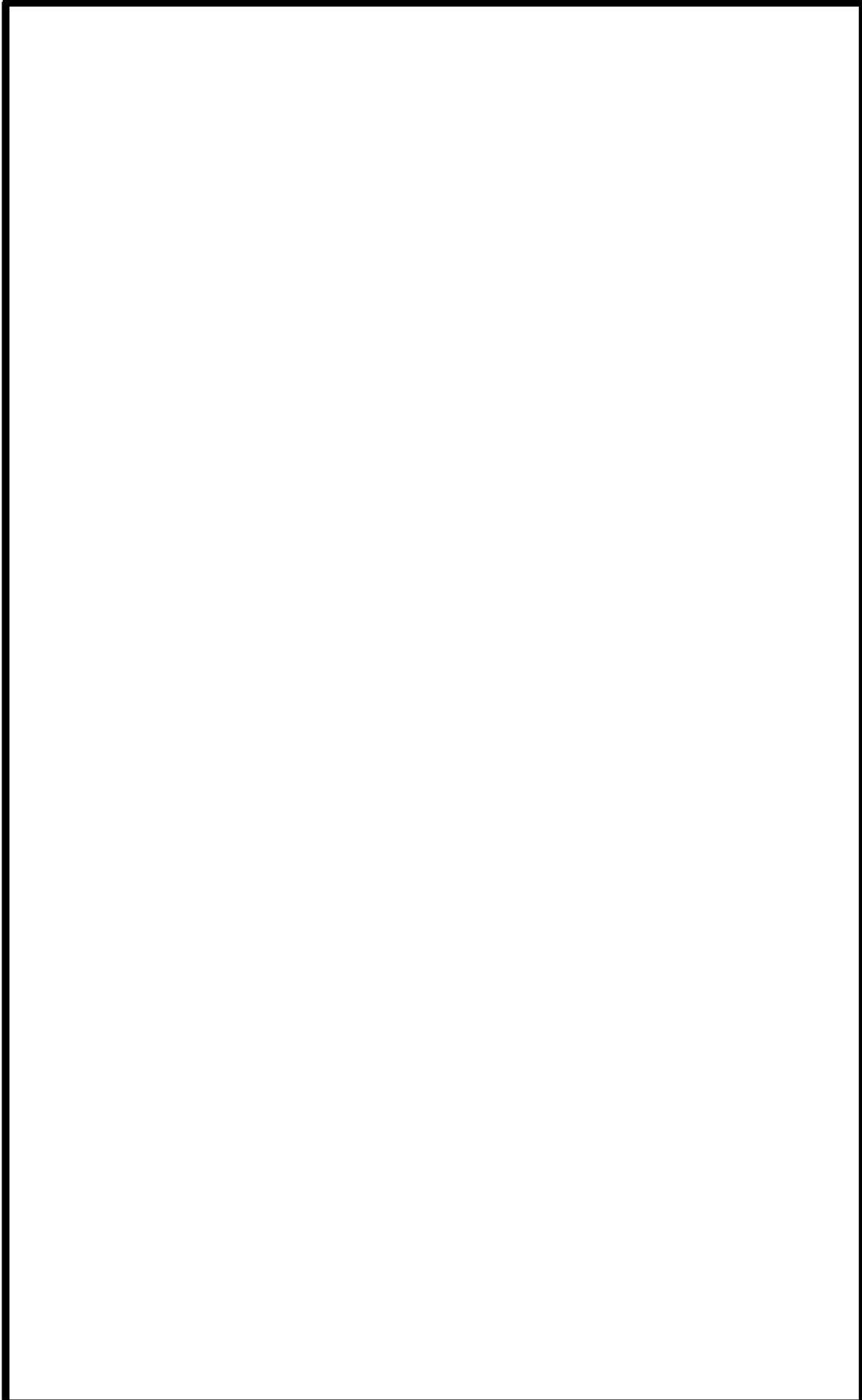
□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

図3(6) 主な設計基準対象施設の津波防護対象設備の配置



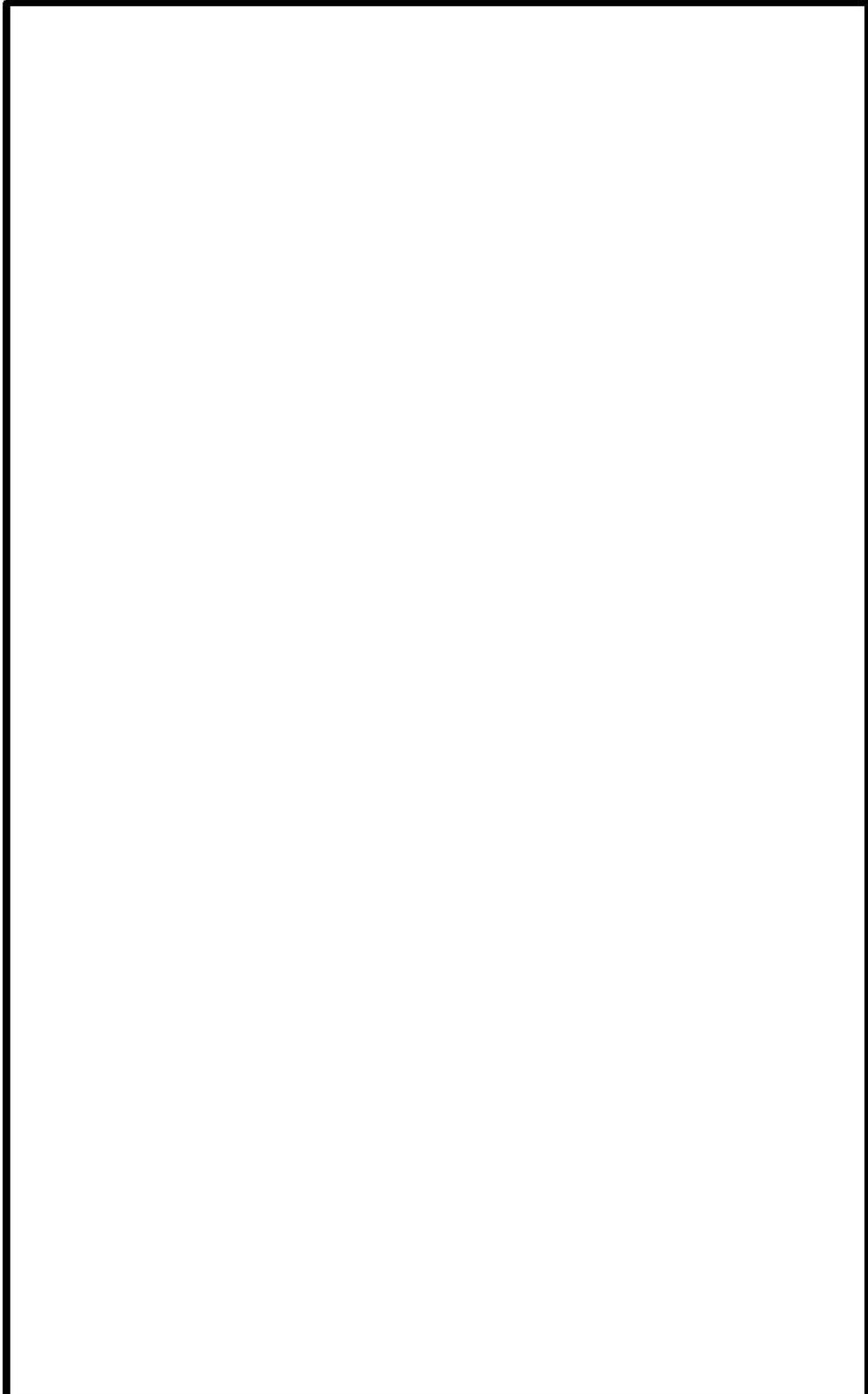
□ 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

図3(7) 主な設計基準対象施設の津波防護対象設備の配置



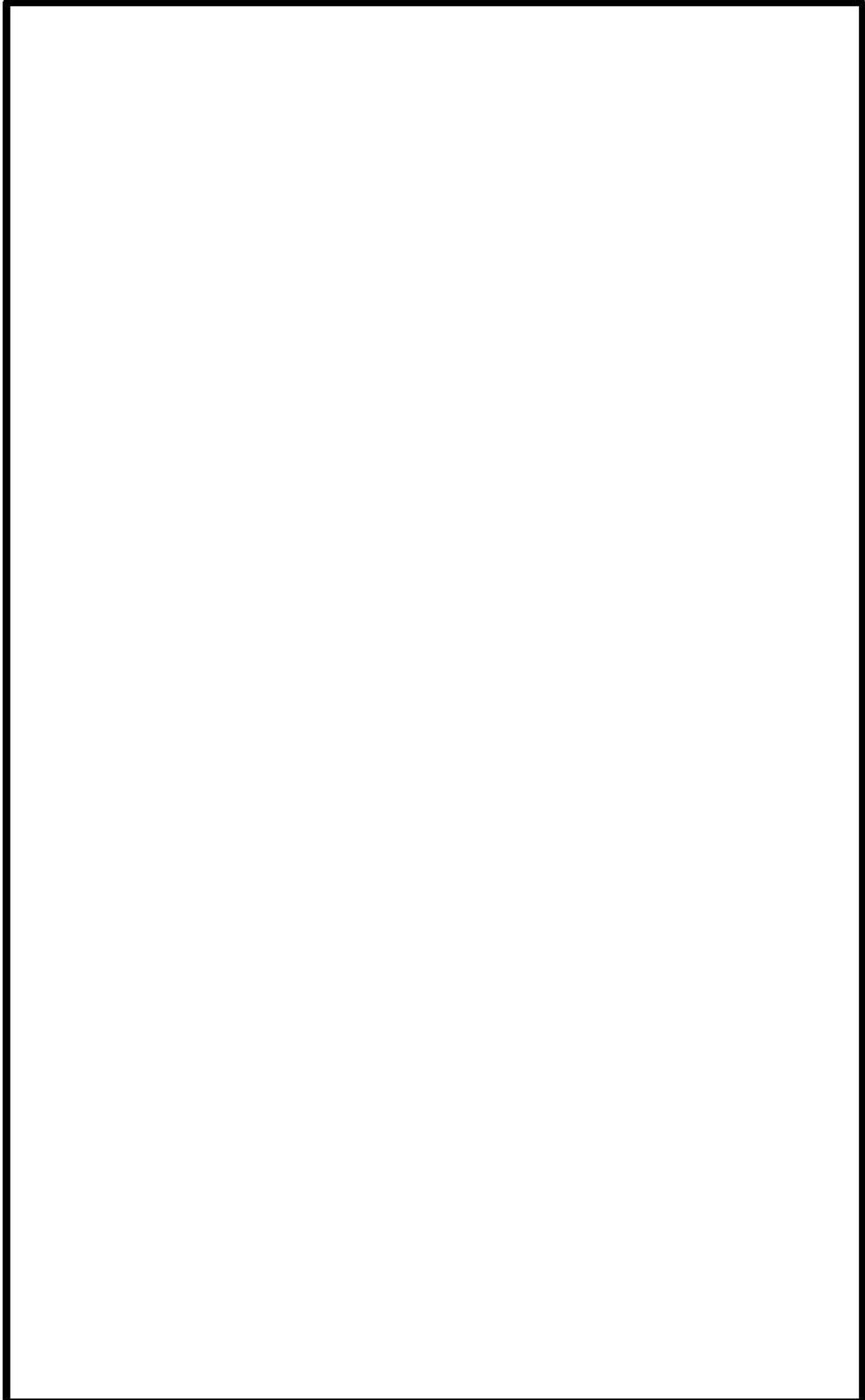
□ 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

図3(8) 主な設計基準対象施設の津波防護対象設備の配置



□ 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

図3(9) 主な設計基準対象施設の津波防護対象設備の配置



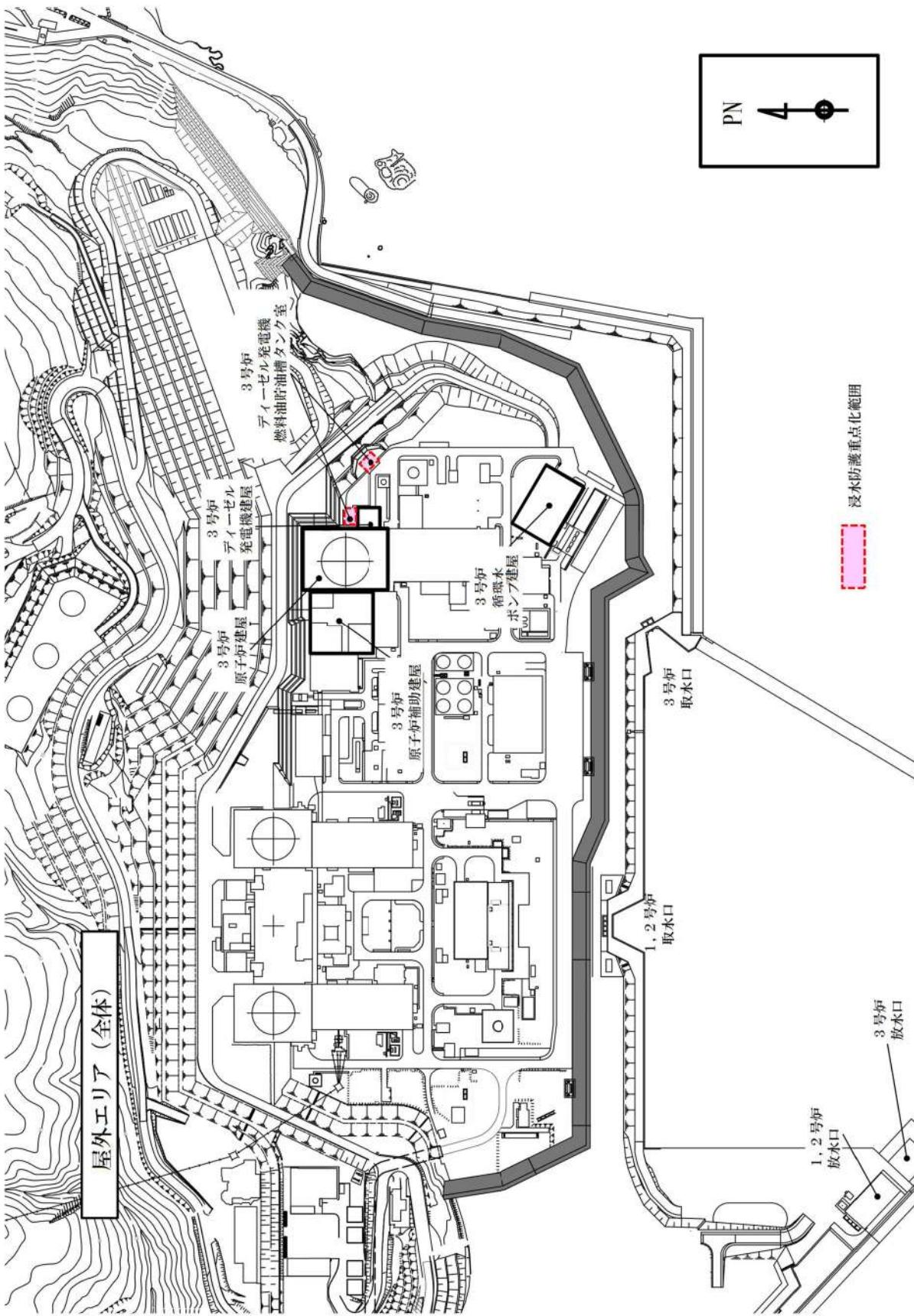


図3(10) 主な設計基準対象施設の津波防護対象設備の配置

表3(1) クラス3設備の設置場所及び基準適合性一覧

分類	機能（機器）名称	主要機器の設置場所		適合性 (機能維持の方針／ 適合の根拠)	波及影響有無	備考
		設置エリア※1	設置標高 (T.P.) ※2			
<b>1. 原子炉冷却材圧力バウンダリから除外される計装等の小口径管, 弁【原子炉冷却材保持機能】</b>						
PS-3	計装配管, 弁	原子炉建屋	—	無	外部防護により, 基準津波が到達しない敷地に設置し, 流入を防止。	流入しないため, 漂流物などの波及影響はない。
	試料採取系配管, 弁	原子炉補助建屋	—	無		
	ドレン配管, 弁	原子炉格納容器	—	無		
	ペント配管, 弁	原子炉建屋	—	無		
<b>2. 1次冷却材ポンプ及びその関連系【原子炉冷却材の循環機能】</b>						
PS-3	1次冷却材ポンプ	原子炉格納容器	+17.8m	無	外部防護により, 基準津波が到達しない敷地に設置し, 流入を防止。	流入しないため, 漂流物などの波及影響はない。
	封水注入系	原子炉格納容器	—	無		
	1次冷却材ポンプスタンバイ	原子炉格納容器	+17.8m	無		
	配管, 弁	原子炉格納容器 原子炉建屋 原子炉補助建屋	—	無		
<b>3. 放射性廃棄物処理施設（放射性イエンベントリの小さいもの）【貯蔵機能】</b>						
PS-3	加工器逃がしタンク	原子炉格納容器	+10.4m	無	外部防護により, 基準津波が到達しない敷地に設置し, 流入を防止。	流入しないため, 漂流物などの波及影響はない。
	格納容器サブ	原子炉格納容器	+8.1m	無		
	廃液貯藏ビット	原子炉補助建屋	+3.15m	無		
	冷却材貯蔵タンク	原子炉補助建屋	+2.8m	無		
	格納容器冷却材ドレンタンク	原子炉格納容器	+10.4m	無		
	液体廃棄物処理系	原子炉補助建屋	-1.7m	無		
	補助建屋サブタンク	原子炉補助建屋	-1.7m	無		
	洗浄排水タンク	原子炉補助建屋	—	無		

※1 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋については建屋名称等を記載する。

※2 機器の設置エリアが複数にまたがる場合には「—」を記載する。

表3(2) クラス3設備の設置場所及び基準適合性一覧

分類	機能 (機器) 名称	主要機器の設置場所		(機能離持の方針／適合の根拠)	波及影響有無	備考
		設置エリア <sup>*1</sup>	設置標高 (T.P.) <sup>*2</sup>			
PS-3	洗浄排水蒸留水タンク	原子炉補助建屋	+2.8m	無		
	廃液蒸留水タンク	原子炉補助建屋	+2.8m	無		
	洗浄排水濃縮廃液タンク	原子炉補助建屋	+17.8m	無		
	酸液ドレンタンク	原子炉補助建屋	+2.8m	無	外部防護により、基準津波が到達しない敷地に設置し、流入を防止	
	濃縮廃液タンク	原子炉補助建屋	+17.8m	無	流入しないため、漂流物などの波及影響はない。	
	使用済油脂貯蔵タンク	原子炉補助建屋	+2.8m	無		
	固体廃棄物貯蔵車	屋外	+39.0m	無		
新燃料貯蔵庫		原子炉建屋	+28.6m	無		
4. 主蒸気系 (隔壁弁以後), 給水系 (隔壁弁以前), 送電線、変圧器、開閉所【電源供給機能】						
PS-3	発電機及びその励磁装置 (発電機, 励磁装置)	タービン建屋	+17.8m	無		
	固定子冷却装置	タービン建屋	+2.8m	無		
	発電機水素ガス冷却装置	タービン建屋	+17.8m	無		
	軸密封油装置	タービン建屋	+10.3m	無		
	励磁系 (励磁機, AVR)	タービン建屋	+17.8m	無	外部防護により、基準津波が到達しない敷地に設置し、流入を防止。	
	蒸気タービン (主タービン, 主弁, 配管)	原子炉建屋 タービン建屋	+17.8m	無	流入しないため、漂流物などの波及影響はない。	
	直接関連系 (蒸気タービン)	タービン建屋	—	無		
※1 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋については建屋名稱等を記載する。						
※2 機器の設置エリアが複数にまたがる場合には「—」を記載する。						

表3(3) クラス3設備の設置場所及び基準適合性一覧

分類	機能（機器）名称	主要機器の設置場所		適合性 (機能維持の方針/ 適合の根拠)	波及影響有無	備考
		設置エリア <sup>※1</sup>	設置標高 (T.P.) <sup>※2</sup>			
直接関連系 (復水系)	復水系（復水器、復水ポンプ、配管/弁）	タービン建屋	-5, 75m	無		復水ポンプの設置標高を記載
	復水器空気抽出系 (機械式空気抽出系、配管/弁)	タービン建屋	—	無		
	給水系（電動主給水ポンプ、タービン動主給水ポンプ、給水加熱器、配管/弁）	原子炉建屋 タービン建屋	+2, 8m	無		タービン動主給水ポンプの設置標高を記載
直接関連系 (給水系)	駆動用蒸気	タービン建屋	—	無		
	循環水系（循環水ポンプ、配管/弁）	循環水ポンプ建屋 タービン建屋 屋外	+1, 0m	無		循環水ポンプの設置標高を記載
	取水設備 (屋外トレンチ含む)	循環水ポンプ建屋 タービン建屋 屋外	—	無		
PS-3 直接関連系 (循環水系)	常用所内電源系（発電機又は外部電源系から所内負荷までの配電設備及び電路（MS-1開連以外））	各主要建屋	—	無		
	直流電源系（蓄電池、蓄電池から常用負荷までの配電設備及び電路（MS-1開連以外））	各主要建屋	+10, 3m	無		
	計装制御電源系（電源装置から常用計測制御装置までの配電設備及び電路（MS-1開連以外））	各主要建屋	—	無		
制御棒駆動装置電源設備		原子炉建屋	+17, 8m	無		
	送電線設備（送電線）	屋外	—	無		

※1 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋については建屋名称等を記載する。

※2 機器の設置エリアが複数にまたがる場合には「—」を記載する。

表3(4) クラス3設備の設置場所及び基準適合性一覧

分類	機能 (機器) 名称	主要機器の設置場所		(機能維持の方針／適合の根拠)	波及影響有無	備考
		設置エリア <sup>*1</sup>	設置標高 (T.P.) <sup>*2</sup>			
PS-3	変圧器 (所内変圧器, 予備変圧器, 電路)	屋外	+10.3m	無	無	
	直接開連系 (変圧器)	油劣化防止装置	—	無	外部防護により, 基準津波が到達しない敷地に設置し, 流入を防止。	
	発電機負荷開閉器	冷却装置	—	無	流入しないため, 漂流物など	の波及影響はない。
	開閉所 (母線, 遮断器, 断路器, 電路)	タービン建屋	+10.3m	無	無	
5. 原子炉制御系, 原子炉計装, プロセス計装【プラント運転補助機能】						
PS-3	原子炉制御系の一部, 原子炉計装の一部, プロセス計装の一部	各主要建屋	—	無	外部防護により, 基準津波が到達しない敷地に設置し, 流入を防止。	流入しないため, 漂流物など
6. 补助蒸気系, 制御用空気設備 (MS-1以外)【プラント運転補助機能】						
PS-3	補助蒸気設備 (蒸気供給系配管, 弁含む補助蒸気ドレンタンク, 補助蒸気ドレンポンプ, スチームコンバータ, スチームコンバータ給水ポンプ, スチームコンバータ給水タンク)	各主要建屋	+2.8m	無	スチームコンバータ給水ポンプの設置標高を記載	
	直接開連系 (補助蒸気設備) (のみ)	軸受水 (スチームコンバータ)	タービン建屋	+2.8m	無	外部防護により, 基準津波が到達しない敷地に設置し, 流入を防止。
	制御用圧縮空気設備 (MS-1以外)	原子炉格納容器 原子炉建屋 原子炉補助建屋	+10.3m	無	流入しないため, 漂流物など	の波及影響はない。
	原子炉補機冷却水系 (MS-1以外) (配管/弁)	原子炉格納容器 原子炉建屋 原子炉補助建屋	—	無		

※1 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋については建屋名称等を記載する。

※2 機器の設置エリアが複数にまたがる場合には「—」を記載する。

表3(5) クラス3設備の設置場所及び基準適合性一覧

分類	機能（機器）名称	主要機器の設置場所		(機能維持の方針／適合の根拠)	波及影響有無	備考
		設置エリア <sup>*1</sup>	設置標高 (T.P.) <sup>*2</sup>			
PS-3	軸受冷却水冷却系（軸受冷却水ポンプ、熱交換器、配管／弁）	タービン建屋	+2.8m	無	外部防護により、基準津波が到達しない敷地に設置し、流入しないため、漂流物などの波及影響はない。	軸受冷却水ポンプの設置標高を記載
	直接開通系（軸受冷却水冷却系）	タービンドバイプ	—	無	外部防護により、基準津波が到達しない敷地に設置し、流入を防止。	2次系純水タンクの設置標高を記載
	復水補給水系（2次系純水タンク、配管／弁）	タービン建屋 屋外	+10.0m	無	外部防護により、基準津波が到達しない敷地に設置し、流入を防止。	
7. 燃料被覆管【核生成物の原子炉冷却材中の放散防止機能】						
PS-3	燃料被覆管	原子炉格納容器	—	無	外部防護により、基準津波が到達しない敷地に設置し、流入を防止。	流入しないため、漂流物などの波及影響はない。
	上／下部端栓	原子炉格納容器	—	無	外部防護により、基準津波が到達しない敷地に設置し、流入を防止。	
8. 化学体積制御設備の浄化系（浄化機能）【原子炉冷却材の浄化機能】						
PS-3	化学体積制御系（体積制御タンク、再生熱交換器（脇側）、非再生冷却器（管側）、冷却材混床式脱塩塔、冷却材脱塩塔入ロフィルタ、冷却材フィルタ、抽出設備開連配管、弁）	原子炉格納容器 原子炉建屋 原紙補助建屋	+17.8m	無	外部防護により、基準津波が到達しない敷地に設置し、流入を防止。	流入しないため、漂流物などの波及影響はない。
						化学体積制御タンクの設置標高を記載
9. 加圧器逃がし弁（自動操作）【原子炉圧力上昇の緩和機能】						
MS-3	加圧器逃がし弁（自動操作）	原子炉格納容器	+39.15m	無	外部防護により、基準津波が到達しない敷地に設置し、流入を防止。	流入しないため、漂流物などの波及影響はない。
	直接開通系（加圧器逃がし弁（自動操作））	加圧器から加圧器逃がし弁までの配管	—	無	外部防護により、基準津波が到達しない敷地に設置し、流入を防止。	

\*1 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋については建屋名稱等を記載する。

\*2 機器の設置エリアが複数にまたがる場合には「—」を記載する。

表3(6) クラス3設備の設置場所及び基準適合性一覧

分類	機能（機器）名称	主要機器の設置場所		適合性 (機能維持の方針／ 適合の根拠)	波及影響有無	備考
		設置エリア <sup>*1</sup>	設置標高 (T.P.) <sup>*2</sup>			
10. タービンランバッターコンターロック【出力上昇の抑制機能】						
MS-3	タービンランバッターコンターロック	原子炉格納容器 原子炉補助建屋 電気建屋	—	無	外部防護により、基準津波が到達しない敷地に設置し、流入を防止。	
	制御棒引抜阻止インターロック	原子炉格納容器 原子炉補助建屋 電気建屋	—	無	流入しないため、漂流物などの波及影響はない。	
11. 化学体積制御設備の充てん系、1次冷却系補給水設備【原子炉冷却材の補給機能】						
MS-3	ほう酸補給タンク	原子炉補助建屋	+27.8m	無		
	ほう酸混合器	原子炉補助建屋	+15.0m	無		
	ほう酸補給設備配管、弁	原子炉格納容器 原子炉補助建屋 原子炉補助建屋	—	無	外部防護により、基準津波が到達しない敷地に設置し、流入を防止。	
	1次系純水タンク、配管、弁	原子炉建屋	+17.8m	無	流入しないため、漂流物などの波及影響はない。	
	1次系補給水ポンプ	原子炉建屋	+10.3m	無		
12. タービン保安装置、主蒸気止め弁（閉機能）【タービントリップ機能】						
MS-3	タービン保安装置	電気建屋	+17.8m	無	外部防護により、基準津波が到達しない敷地に設置し、流入を防止。	
	主蒸気止め弁（閉機能）	タービン建屋	+17.8m	無	流入水しないため、漂流物などの波及影響はない。	

※1 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋については建屋名称等を記載する。

※2 機器の設置エリアが複数にまたがる場合には「—」を記載する。

### 3(7) クラス3設備の設置場所及び基準適合性一覧

分類	機能（機器）名称	主要機器の設置場所		適合性 (機能維持の方針／ 適合の根拠)	波及影響有無	備考
		設置エリア <sup>*1</sup>	設置標高 (T.P.) <sup>*2</sup>			
13. 原子炉発電所緊急時対策所、試料採取系、通信連絡設備、放射線監視設備、事故時監視計器の一部、消火系、安全避難通路、非常用照明【緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能】						
原子力発電所緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	+39.0m	無		
直接関連系 (原子力発電所 緊急時対策所)	情報収集設備 通信連絡設備 資料及び器材	緊急時対策所 緊急時対策所 緊急時対策所	+39.0m +39.0m +39.0m	無 無 無		
蒸気発生器プローダーザン系(サンプリング機能を有する範囲)	原子炉格納容器 原子炉建屋	—	—	無		
試料採取設備(異常時に必要な下記の機能を有する配管、弁)(原子炉冶却材放射性物質濃度サンプリング分析、原子炉格納容器零圧気放射性生物質濃度サンプリング分析)	原子炉格納容器 原子炉建屋 原子炉補助建屋	— — —	—	無	外部防護により、基準津波が到達しない敷地に設置し、流入を防止。	
通信連絡設備(1つの専用回路を含む複数の回路を有する通信連絡設備)	構内全域	—	—	無		
放射線監視設備の一部	原子炉格納容器 原子炉建屋	—	—	無		
原子炉計装の一部	原子炉格納容器 原子炉建屋 原子炉補助建屋	—	—	無		
プロセス計装の一部	原子炉格納容器 原子炉建屋 原子炉補助建屋	—	—	無		

\*1 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋については建屋名称等を記載する。

\*2 機器の設置エリアが複数にまたがる場合には「—」を記載する。

表3(8) クラス3設備の設置場所及び基準適合性一覧

分類	機能（機器）名称	主要機器の設置場所		適合性 (機能維持の方針／ 適合の根拠)	波及影響有無	備考
		設置エリア <sup>*1</sup>	設置標高 (T.P.) <sup>*2</sup>			
直接開通系 (消火設備) MS-3	消防設備（水消防設備、泡消防設備、二酸化炭素消火設備、ろ過水タンク等）	各主要建屋及び屋外	—	無		
	ポンプ冷却水	給排水処理建屋	—	無		
	火災検出装置（受信機含む）	各主要建屋	—	無		
	防火扉、防火ダンバ、耐火壁、隔離壁（消防設備の機能を維持・担保するために必要なもの）	各主要建屋	—	無 外部防護により、基準津波が到達しない敷地に設置し、流入を防止。	流入しないため、漂流物などの波及影響はない。	
安全避難通路		構内全域	—	無		
	直接開通系 (安全避難通路)	構内全域	—	無		
	非常用照明	構内全域	—	無		

\*1 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋については建屋名稱等を記載する。

\*2 機器の設置エリアが複数にまたがる場合には「—」を記載する。

図4 クラス3設備を設置する建屋及び区画

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 2. 重大事故等対処施設の津波防護対象設備

重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画を、表4及び図5に示す。また、重大事故等対処施設の津波防護対象設備の一覧及び配置を表5に示す。

表4 重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画

分類		該当する建屋・区画
I 泊発電所 3号炉の 敷地高さ (T.P. + 10.0m) に 設置され る建屋・区 画	A:設計基準対象施設の 津波防護対象設備の 浸水防護重点化範囲 内	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 3号炉原子炉建屋</li> <li>(2) 3号炉原子炉補助建屋</li> <li>(3) 3号炉ディーゼル発電機燃料油貯油槽タンク室</li> <li>(4) 3号炉ディーゼル発電機建屋</li> <li>(5) 3号炉ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ</li> <li>(6) 3号炉原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室</li> <li>(7) 3号炉原子炉補機冷却海水ポンプエリア</li> <li>(8) 3号炉原子炉補機冷却海水管ダクト</li> </ul>
	B:設計基準対象施設の 津波防護対象設備の 浸水防護重点化範囲 外(T.P. +10.0mの敷 地上の区画)	T.P. +10.0m 盤集水枠
II 泊発電所 3号炉の敷地高さ (T.P. + 10.0m) よりも高所に設置される建 屋・区画		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急時対策所エリア</li> <li>(2) 51m 倉庫車庫エリア</li> <li>(3) 1号炉西側 31m エリア</li> <li>(4) 展望台行管理道路脇西側 60m エリア</li> <li>(5) 1, 2号炉北側 31m エリア</li> <li>(6) 2号炉東側 31m エリア (a)</li> <li>(7) 2号炉東側 31m エリア (b)</li> <li>(8) 代替非常用発電機</li> <li>(9) 緊急時対策所</li> </ul>

図5 重大事故等対処施設の津波防護対象設備を設置する範囲

□ 案内みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

表5(1) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
43条	アクセスルートの確保	ホイールローダ	可搬	II (3) (7)	1号炉西側 31m エリア, 2号炉東側 31m エリア (b)
		バックホウ	可搬	II (3) (7)	1号炉西側 31m エリア, 2号炉東側 31m エリア (b)
44条	手動による原子炉緊急停止	原子炉トリップスイッチ	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
		制御棒クラスタ	常設	IA(1)	原子炉建屋
		原子炉トリップ遮断器	常設	IA(1)	原子炉建屋
	原子炉出力抑制（自動）	共通要因故障対策盤（自動制御盤）(A TWS 緩和設備)	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
		主蒸気隔離弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		電動補助給水ポンプ	常設	IA(1)	原子炉建屋
		タービン動補助給水ポンプ	常設	IA(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	IA(1)	原子炉建屋
		主蒸気逃がし弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		主蒸気安全弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		加圧器逃がし弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		加圧器安全弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		蒸気発生器	常設	IA(1)	原子炉建屋
44条	原子炉出力抑制（手動）	主蒸気管	常設	IA(1)	原子炉建屋
		主蒸気隔離弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		電動補助給水ポンプ	常設	IA(1)	原子炉建屋
		タービン動補助給水ポンプ	常設	IA(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	IA(1)	原子炉建屋
		主蒸気逃がし弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		主蒸気安全弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		加圧器逃がし弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		加圧器安全弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		蒸気発生器	常設	IA(1)	原子炉建屋
44条	ほう酸水注入（ほう酸タンク→充てんライン）	主蒸気管	常設	IA(1)	原子炉建屋
		ほう酸タンク	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
		ほう酸ポンプ	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
		緊急ほう酸注入弁	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
		充てんポンプ	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
		ほう酸フィルタ	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
44条	ほう酸水注入（燃料取替用水ピット→充てんライン）	再生熱交換器	常設	IA(1)	原子炉建屋
		燃料取替用水ピット	常設	IA(1)	原子炉建屋
		充てんポンプ	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
44条	ほう酸水注入（燃料取替用水ピット→安全注入ライン）	再生熱交換器	常設	IA(1)	原子炉建屋
		高圧注入ポンプ	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
		ほう酸注入タンク	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
44条		燃料取替用水ピット	常設	IA(1)	原子炉建屋

\* ハッキングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表5(2) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
45条	1次系のフィードアンドブリード(高圧注入ポンプ)	高圧注入ポンプ	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
		加圧器逃がし弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		燃料取替用水ピット	常設	IA(1)	原子炉建屋
		余熱除去ポンプ	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
		余熱除去冷却器	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
		格納容器再循環サンプ	常設	IA(1)	原子炉建屋
		格納容器再循環サンプスクリーン	常設	IA(1)	原子炉建屋
		ほう酸注入タンク	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
		蓄圧タンク	常設	IA(1)	原子炉建屋
	蓄圧注入	蓄圧タンク出口弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
	蒸気発生器2次側による炉心冷却(タービン動補助給水ポンプの機能回復)	タービン動補助給水ポンプ	常設	IA(1)	原子炉建屋
		主蒸気逃がし弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	IA(1)	原子炉建屋
		蒸気発生器	常設	IA(1)	原子炉建屋
		タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		主蒸気管	常設	IA(1)	原子炉建屋
	蒸気発生器2次側による炉心冷却(電動補助給水ポンプの機能回復)	電動補助給水ポンプ	常設	IA(1)	原子炉建屋
		主蒸気逃がし弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	IA(1)	原子炉建屋
		蒸気発生器	常設	IA(1)	原子炉建屋
		主蒸気管	常設	IA(1)	原子炉建屋

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表5(3) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
46条	1次系のフィードアンドブリード(高圧注入ポンプ)	加圧器逃がし弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		高圧注入ポンプ	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	IA(1)	原子炉建屋
		余熱除去ポンプ	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
		余熱除去冷却器	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
		格納容器再循環サンプ	常設	IA(1)	原子炉建屋
		格納容器再循環サンプスクリーン	常設	IA(1)	原子炉建屋
		ほう酸注入タンク	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
蓄圧注入	蓄圧タンク	蓄圧タンク	常設	IA(1)	原子炉建屋
		蓄圧タンク出口弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
蒸気発生器2次側による炉心冷却	蒸気発生器2次側による炉心冷却	電動補助給水ポンプ	常設	IA(1)	原子炉建屋
		タービン動補助給水ポンプ	常設	IA(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	IA(1)	原子炉建屋
		主蒸気逃がし弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		蒸気発生器	常設	IA(1)	原子炉建屋
		主蒸気管	常設	IA(1)	原子炉建屋
蒸気発生器2次側による炉心冷却(タービン動補助給水ポンプの機能回復)	蒸気発生器2次側による炉心冷却(タービン動補助給水ポンプの機能回復)	タービン動補助給水ポンプ	常設	IA(1)	原子炉建屋
		タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	IA(1)	原子炉建屋
		蒸気発生器	常設	IA(1)	原子炉建屋
		主蒸気逃がし弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		主蒸気管	常設	IA(1)	原子炉建屋
蒸気発生器2次側による炉心冷却(電動補助給水ポンプの機能回復)	蒸気発生器2次側による炉心冷却(電動補助給水ポンプの機能回復)	電動補助給水ポンプ	常設	IA(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	IA(1)	原子炉建屋
		蒸気発生器	常設	IA(1)	原子炉建屋
		主蒸気逃がし弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		主蒸気管	常設	IA(1)	原子炉建屋
加圧器逃がし弁の機能回復	加圧器逃がし弁の機能回復	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ	可搬	IA(1)	原子炉建屋
		加圧器逃がし弁操作用バッテリ	可搬	IA(2)	原子炉補助建屋
		加圧器逃がし弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
1次冷却系統の減圧(SG伝熱管破損発生時、IS-LOCA発生時)	加圧器逃がし弁による1次冷却系統の減圧	加圧器逃がし弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
	主蒸気逃がし弁	常設	IA(1)	原子炉建屋	
	加圧器逃がし弁	常設	IA(1)	原子炉建屋	
余熱除去系統の隔離(IS-L-OCA発生時)	余熱除去ポンプ入口弁	常設	IA(2)	原子炉補助建屋	

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表5(4) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
47条	炉心注水 (C H P) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	充てんポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		再生熱交換器	常設	I A(1)	原子炉建屋
	代替炉心注水 (B-C S P) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	B-格納容器スプレイポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		B-格納容器スプレイ冷却器	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
	代替炉心注水 (代替C S P) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
	代替炉心注水 (可搬型ポンプ車) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2)(4) (6)(7)	51m 倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア (a) (b)
		高圧注入ポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		格納容器再循環サンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
	再循環運転 (S I P) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	格納容器再循環サンプスクリーン	常設	I A(1)	原子炉建屋
		安全注入ポンプ再循環サンプ側入口 C/V 外側隔離弁	常設	I A(1)	原子炉建屋
		ほう酸注入タンク	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
	代替再循環運転 (B-C S P) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	B-格納容器スプレイポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		B-格納容器再循環サンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		B-格納容器再循環サンプスクリーン	常設	I A(1)	原子炉建屋
	B-格納容器スプレイ冷却器	常設	I A(2)	原子炉補助建屋	
		B-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口 C/V 外側隔離弁	常設	I A(1)	原子炉建屋
		常設	I A(1)	原子炉建屋	
	炉心注水 (S I P) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	高圧注入ポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		ほう酸注入タンク	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
	炉心注水 (C H P) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	充てんポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		再生熱交換器	常設	I A(1)	原子炉建屋
	代替炉心注水 (B-C S P) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	B-格納容器スプレイポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		B-格納容器スプレイ冷却器	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
	代替炉心注水 (代替C S P) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表5(5) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
	代替炉心注水(可搬型ポンプ車) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系機能喪失時)	可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m 倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア (a) (b)
47条	代替炉心注水(代替CSP)(代替電源) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	常設	IA(1)	原子炉建屋
	燃料取替用水ピット	常設	IA(1)	原子炉建屋	
	補助給水ピット	常設	IA(1)	原子炉建屋	
	代替炉心注水(可搬型ポンプ車:海) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)	可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m 倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア (a) (b)
	代替炉心注水(CHP(自己冷却)) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)	B-充てんポンプ	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	IA(1)	原子炉建屋
		再生熱交換器	常設	IA(1)	原子炉建屋
	代替再循環運転(A-SIP(海水冷却)) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系機能喪失時)	A-高圧注入ポンプ	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
		可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m 倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア (a) (b)
		A-格納容器再循環サンプ	常設	IA(1)	原子炉建屋
		A-格納容器再循環サンプスクリーン	常設	IA(1)	原子炉建屋
		A-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
	格納容器スプレイ(CSP)(格納容器水張り) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融デブリが原子炉容器に残存する場合)	ほう酸注入タンク	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
		格納容器スプレイポンプ	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	IA(1)	原子炉建屋
	代替格納容器スプレイ(代替CSP)(格納容器水張り) (1次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融デブリが原子炉容器に残存する場合)	格納容器スプレイ冷却器	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
		代替格納容器スプレイポンプ	常設	IA(1)	原子炉建屋
		燃料取替用水ピット	常設	IA(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	IA(1)	原子炉建屋
	蒸気発生器2次側による炉心冷却(補助給水ポンプ) (1次冷却材喪失事象が発生していない場合、フロントライン系機能喪失時)	電動補助給水ポンプ	常設	IA(1)	原子炉建屋
		タービン動補助給水ポンプ	常設	IA(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	IA(1)	原子炉建屋
		主蒸気逃がし弁	常設	IA(1)	原子炉建屋
		蒸気発生器	常設	IA(1)	原子炉建屋
		主蒸気管	常設	IA(1)	原子炉建屋

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表5(6) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
47条	蒸気発生器2次側による炉心冷却（補助給水ポンプ）（代替電源） (1次冷却材喪失事象が発生していない場合、サポート系機能喪失時)	電動補助給水ポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		タービン動補助給水ポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		主蒸気逃がし弁	常設	I A(1)	原子炉建屋
		蒸気発生器	常設	I A(1)	原子炉建屋
	炉心注水（CHP） (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	主蒸気管	常設	I A(1)	原子炉建屋
		充てんポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
	炉心注水（SIP） (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	再生熱交換器	常設	I A(1)	原子炉建屋
		高圧注入ポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
	代替炉心注水（BCSP） (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	ほう酸注入タンク	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		B-格納容器スプレイポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		B-格納容器スプレイ冷却器	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		代替格納容器スプレイポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
	代替炉心注水（代替CSP） (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60mエリア, 2号炉東側31mエリア (a) (b)
	再循環運転（SIP） (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	高圧注入ポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		格納容器再循環サンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		格納容器再循環サンプスクリーン	常設	I A(1)	原子炉建屋
		安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁	常設	I A(1)	原子炉建屋
		ほう酸注入タンク	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
	代替再循環運転（BCSP） (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	B-格納容器スプレイポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		B-格納容器再循環サンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		B-格納容器再循環サンプスクリーン	常設	I A(1)	原子炉建屋
		B-格納容器スプレイ冷却器	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		B-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁	常設	I A(1)	原子炉建屋

\* ハッキングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表5(7) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
47条	蒸気発生器2次側による炉心冷却（補助給水ポンプ） (運転停止中の場合、フロントライン系機能喪失時)	電動補助給水ポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		ターピン動補助給水ポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		主蒸気逃がし弁	常設	I A(1)	原子炉建屋
		蒸気発生器	常設	I A(1)	原子炉建屋
		主蒸気管	常設	I A(1)	原子炉建屋
47条	代替炉心注水（代替CSP）（代替電源） (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
47条	代替炉心注水（可搬型ポンプ車） (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60mエリア, 2号炉東側31mエリア (a) (b)
		B-充てんポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
47条	代替炉心注水（CHP（自己冷却）） (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	再生熱交換器	常設	I A(1)	原子炉建屋
		A-高圧注入ポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60mエリア, 2号炉東側31mエリア (a) (b)
47条	代替再循環運転（A-SIP（海水冷却）） (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	A-格納容器再循環サンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		A-格納容器再循環サンプスクリーン	常設	I A(1)	原子炉建屋
		A-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁	常設	I A(1)	原子炉建屋
		ほう酸注入タンク	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
47条	蒸気発生器2次側による炉心冷却（補助給水ポンプ）（代替電源） (運転停止中の場合、サポート系機能喪失時)	電動補助給水ポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		ターピン動補助給水ポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		主蒸気逃がし弁	常設	I A(1)	原子炉建屋
		蒸気発生器	常設	I A(1)	原子炉建屋
		主蒸気管	常設	I A(1)	原子炉建屋
47条	炉心注水（SIP） (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	高圧注入ポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		ほう酸注入タンク	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
47条	炉心注水（RHRP） (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	余熱除去ポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		余熱除去冷却器	常設	I A(2)	原子炉補助建屋

\* ハッキングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表5(8) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
47条	炉心注水 (C H P) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	充てんポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		再生熱交換器	常設	I A(1)	原子炉建屋
	代替炉心注水 (B - C S P) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	B - 格納容器スプレイポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		B - 格納容器スプレイ冷却器	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
	代替炉心注水 (代替C S P) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	代替格納容器スプレイポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
	代替炉心注水 (C H P (自己冷却)) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時)	B - 充てんポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		再生熱交換器	常設	I A(1)	原子炉建屋
	代替炉心注水 (代替C S P) (代替電源) (溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延及び防止、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
	低圧時再循環 余熱除去運転	余熱除去ポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		余熱除去冷却器	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		格納容器再循環サンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		格納容器再循環サンプスクリーン	常設	I A(1)	原子炉建屋

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表5(9) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
48条	蒸気発生器2次側による炉心冷却（補助給水ポンプ） (フロントライン系機能喪失時)	電動補助給水ポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		タービン動補助給水ポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		主蒸気逃がし弁	常設	I A(1)	原子炉建屋
		蒸気発生器	常設	I A(1)	原子炉建屋
		主蒸気管	常設	I A(1)	原子炉建屋
	格納容器内自然対流冷却(C/V再循環ユニット：海水) (フロントライン系機能喪失時)	C, D-格納容器再循環ユニット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60mエリア, 2号炉東側31mエリア (a) (b)
		可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60mエリア, 2号炉東側31mエリア (a) (b)
		A-高圧注入ポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		電動補助給水ポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		タービン動補助給水ポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
	蒸気発生器2次側による炉心冷却（補助給水ポンプ）(代替電源) (サポート系機能喪失時)	補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		主蒸気逃がし弁	常設	I A(1)	原子炉建屋
		蒸気発生器	常設	I A(1)	原子炉建屋
		主蒸気管	常設	I A(1)	原子炉建屋
		C, D-格納容器再循環ユニット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60mエリア, 2号炉東側31mエリア (a) (b)
	代替補機冷却(SIP(海水冷却)) (サポート系機能喪失時)	可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60mエリア, 2号炉東側31mエリア (a) (b)
		A-高圧注入ポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表 5 (10) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
49 条	格納容器内自然対流冷却(C/V 再循環ユニット : C C W) (炉心の著しい損傷防止, フロントライン系機能喪失時)	C, D - 格納容器再循環ユニット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		C, D - 原子炉補機冷却水ポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		C, D - 原子炉補機冷却水冷却器	常設	I A(1)	原子炉建屋
		原子炉補機冷却水サージタンク	常設	I A(1)	原子炉建屋
		原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ	可搬	I A(1)	原子炉建屋
		C, D - 原子炉補機冷却海水ポンプ	常設	I A(7)	3号炉海水ポンプエリア
		C, D - 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ	常設	I A(6)	3号炉原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室
		C, D - 原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ	常設	I A(1)	原子炉建屋
49 条	代替格納容器スプレイ (代替C S P) (炉心の著しい損傷防止, フロントライン系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
	代替格納容器スプレイ (代替C S P) (代替電源) (炉心の著しい損傷防止, サポート系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
49 条	格納容器内自然対流冷却(C/V 再循環ユニット : 海水) (炉心の著しい損傷防止, サポート系機能喪失時)	可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m 倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア (a) (b)
		C, D - 格納容器再循環ユニット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		C, D - 原子炉補機冷却水ポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		C, D - 原子炉補機冷却水冷却器	常設	I A(1)	原子炉建屋
	格納容器内自然対流冷却(C/V 再循環ユニット : C C W) (格納容器破損防止, フロントライン系機能喪失時)	原子炉補機冷却水サージタンク	常設	I A(1)	原子炉建屋
		原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ	可搬	I A(1)	原子炉建屋
		C, D - 原子炉補機冷却海水ポンプ	常設	I A(7)	3号炉海水ポンプエリア
		C, D - 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ	常設	I A(6)	3号炉原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室
		C, D - 原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		代替格納容器スプレイ (代替C S P) (格納容器破損防止, フロントライン系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	常設	I A(1)
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表 5 (11) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
49 条	代替格納容器スプレイ (代替 C S P) (代替電源) (格納容器破損防止, サポート系機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
	格納容器内自然対流冷却 (C/V 再循環ユニット: 海水) (格納容器破損防止, サポート系機能喪失時)	可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m 倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア (a) (b)
		C, D-格納容器再循環ユニット	常設	I A(1)	原子炉建屋
	格納容器スプレイ 格納容器スプレイ再循環	格納容器スプレイポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		格納容器スプレイ冷却器	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		格納容器再循環サンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		格納容器再循環サンプスクリーン	常設	I A(1)	原子炉建屋

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表 5 (12) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
50 条	格納容器スプレイ (C S P) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	格納容器スプレイポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		格納容器スプレイ冷却器	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		C, D-格納容器再循環ユニット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		C, D-原子炉補機冷却水ポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		C, D-原子炉補機冷却水冷却器	常設	I A(1)	原子炉建屋
		原子炉補機冷却水サーボタンク	常設	I A(1)	原子炉建屋
		原子炉補機冷却水サーボタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ	可搬	I A(1)	原子炉建屋
		C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ	常設	I A(7)	3 号炉原子炉補機冷却海水ポンプエリア
		C, D-原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ	常設	I A(6)	3 号炉原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室
		C, D-原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		代替格納容器スプレイ (代替 C S P) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	代替格納容器スプレイポンプ	常設	I A(1)
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		C, D-格納容器再循環ユニット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m 倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2 号炉東側 31m エリア (a) (b)
		代替格納容器スプレイ (代替 C S P) (代替電源) (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	常設	I A(1)
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋

\* ハッキングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表 5 (13) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
51 条	格納容器スプレイ (C S P) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	格納容器スプレイポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		格納容器スプレイ冷却器	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
	代替格納容器スプレイ (代替C S P) (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	代替格納容器スプレイポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
	代替格納容器スプレイ (代替C S P) (代替電源) (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時)	代替格納容器スプレイポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表 5 (14) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
52 条	水素濃度低減（原子炉格納容器内水素処理装置）	原子炉格納容器内水素処理装置	常設	I A(1)	原子炉建屋
		原子炉格納容器内水素処理装置温度	常設	I A(1)	原子炉建屋
	水素濃度低減（格納容器水素イグナイタ）	格納容器水素イグナイタ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		格納容器水素イグナイタ温度	常設	I A(1)	原子炉建屋
	水素濃度監視	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	可搬	I A(1)	原子炉建屋
		可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ	可搬	I A(1)	原子炉建屋
		可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置	可搬	I A(1)	原子炉建屋
		格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ	可搬	I A(1)	原子炉建屋
		可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m 倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア (a) (b)
		格納容器雰囲気ガス試料採取設備	常設	I A(1)	原子炉建屋

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表 5 (15) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
53 条	アニュラス空気浄化設備による水素排出 (交流動力電源及び直流電源が健全である場合)	アニュラス空気浄化ファン	常設	I A(1)	原子炉建屋
		アニュラス空気浄化フィルタユニット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		排気筒	常設	I A(1)	原子炉建屋(屋外)
	アニュラス空気浄化設備による水素排出 (全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)	Bーアニュラス空気浄化ファン	常設	I A(1)	原子炉建屋
		Bーアニュラス空気浄化フィルタユニット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ	可搬	I A(1)	原子炉建屋
	水素濃度監視	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット	可搬	I A(1)	原子炉建屋

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表 5 (16) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
54 条	使用済燃料ピットへの注水	可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m 倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア (a) (b)
					51m 倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア (a) (b)
	使用済燃料ピットへのスプレイ	可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m 倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア (a) (b)
					可搬型スプレイノズル 51m 倉庫車庫エリア, 2号炉東側 31m エリア (a)
	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等) への放水	可搬型大容量海水送水ポンプ車	可搬	II (2) (5)	51m 倉庫車庫エリア, 1, 2号炉北側 31m エリア
		放水砲	可搬	II (2) (5)	51m 倉庫車庫エリア, 1, 2号炉北側 31m エリア
	使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位 (AM 用)	常設	IA(1)	原子炉建屋
		使用済燃料ピット水位 (可搬 型)	可搬	IA(1)	原子炉建屋
		使用済燃料ピット温度 (AM 用)	常設	IA(1)	原子炉建屋
		使用済燃料ピット可搬型エ リアモニタ	可搬	IA(1) (2)	原子炉建屋 原子炉補助建屋
		使用済燃料ピット監視カメ ラ	常設	IA(1)	原子炉建屋
		使用済燃料ピット監視カメ ラ空冷装置	可搬	IA(1) (2)	原子炉建屋 原子炉補助建屋

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表 5 (17) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
55 条	大気への拡散抑制 (炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時)	可搬型大容量海水送水ポンプ車	可搬	II (2) (5)	51m 倉庫車庫エリア, 1, 2 号炉北側 31m エリア
		放水砲	可搬	II (2) (5)	51m 倉庫車庫エリア, 1, 2 号炉北側 31m エリア
	海洋への拡散抑制 (炉心の著しい損傷時及び原子炉格納容器の破損時)	放射性物質吸着剤	可搬	I B	T. P. +10.0m 盤集水枠
	大気への拡散抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時)	可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m 倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2 号炉東側 31m エリア (a) (b)
		可搬型スプレイノズル	可搬	II (2) (6)	51m 倉庫車庫エリア, 2 号炉東側 31m エリア (a)
	大気への拡散抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時)	可搬型大容量海水送水ポンプ車	可搬	II (2) (5)	51m 倉庫車庫エリア, 1, 2 号炉北側 31m エリア
		放水砲	可搬	II (2) (5)	51m 倉庫車庫エリア, 1, 2 号炉北側 31m エリア
	海洋への拡散抑制 (使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時)	放射性物質吸着剤	可搬	I B	T. P. +10.0m 盤集水枠
	航空機燃料火災への泡消火	可搬型大容量海水送水ポンプ車	可搬	II (2) (5)	51m 倉庫車庫エリア, 1, 2 号炉北側 31m エリア
		放水砲	可搬	II (2) (5)	51m 倉庫車庫エリア, 1, 2 号炉北側 31m エリア
		泡混合設備	可搬	II (2) (5)	51m 倉庫車庫エリア 1, 2 号炉北側 31m エリア

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表 5 (18) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
56 条	1 次系のフィードアンドブリード	燃料取替用水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		高圧注入ポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		加圧器逃がし弁	常設	I A(1)	原子炉建屋
		ほう酸注入タンク	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
	海水を用いた補助給水ピットへの補給	可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m 倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア (a) (b)
	燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替	補助給水ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		代替格納容器スプレイポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
	燃料取替用水ピットから海水への水源切替	可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m 倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア (a) (b)
	海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給	可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m 倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア (a) (b)
	代替再循環運転 (B-C S P)	B-格納容器スプレイポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		B-格納容器スプレイ冷却器	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		B-格納容器再循環サンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		B-格納容器再循環サンプスクリーン	常設	I A(1)	原子炉建屋
	代替再循環運転 (A-S I P)	A-高圧注入ポンプ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m 倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア (a) (b)
		A-格納容器再循環サンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		A-格納容器再循環サンプスクリーン	常設	I A(1)	原子炉建屋
		ほう酸注入タンク	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
	海水を用いた使用済燃料ピットへの注水	可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m 倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア (a) (b)

\* ハッキングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表 5 (19) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
56 条	使用済燃料ピットへのスプレイ	可搬型大型送水ポンプ車	可搬	II (2) (4) (6) (7)	51m 倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア (a) (b)
		可搬型スプレイノズル	可搬	II (2) (6)	51m 倉庫車庫エリア, 2号炉東側 31m エリア(a)
	燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体等) への放水	可搬型大容量海水送水ポン プ車	可搬	II (2) (5)	51m 倉庫車庫エリア, 1, 2号炉北側 31m エリア
		放水砲	可搬	II (2) (5)	51m 倉庫車庫エリア, 1, 2号炉北側 31m エリア
	原子炉格納容器及びアニュラス 部への放水	可搬型大容量海水送水ポン プ車	可搬	II (2) (5)	51m 倉庫車庫エリア, 1, 2号炉北側 31m エリア
		放水砲	可搬	II (2) (5)	51m 倉庫車庫エリア, 1, 2号炉北側 31m エリア

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表 5 (20) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電	代替非常用発電機	常設	II (8)	代替非常用発電機	
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	常設	IA(3)	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽タンク室	
	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	常設	IA(4)	ディーゼル発電機建屋	
	可搬型タンクローリー	可搬	II (3) (4) (7)	1号炉西側 31m エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア(b)	
可搬型代替電源車による代替電源（交流）からの給電	可搬型代替電源車	可搬	II (3) (4) (6)	1号炉西側 31m エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア(a)	
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	常設	IA(3)	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽タンク室	
	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	常設	IA(4)	ディーゼル発電機建屋	
	可搬型タンクローリー	可搬	II (3) (4) (7)	1号炉西側 31m エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア(b)	
蓄電池（非常用）による直流電源からの給電	蓄電池（非常用）	常設	IA(2)	原子炉補助建屋	
	後備蓄電池による代替電源（直流）からの給電	後備蓄電池	常設	IA(2)	原子炉補助建屋
57 条 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電	可搬型直流電源用発電機	可搬	II (3) (5) (6) (7)	1号炉西側 31m エリア, 1, 2号炉北側 31m エリア 2号炉東側 31m エリア (a) (b)	
	可搬型直流変換器	可搬	IA(2)	原子炉補助建屋	
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	常設	IA(3)	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽タンク室	
	可搬型タンクローリー	可搬	II (3) (4) (7)	1号炉西側 31m エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア(b)	
代替所内電気設備による交流の給電	代替非常用発電機	常設	II (8)	代替非常用発電機	
	可搬型代替電源車	可搬	II (3) (4) (6)	1号炉西側 31m エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア(a)	
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	常設	IA(3)	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽タンク室	
	可搬型タンクローリー	可搬	II (3) (4) (7)	1号炉西側 31m エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア(b)	
	代替所内電気設備変圧器	常設	IA(2)	原子炉補助建屋	
	代替所内電気設備分電盤	常設	IA(2)	原子炉補助建屋	
	代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤	常設	IA(2)	原子炉補助建屋	

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表 5 (21) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
57 条	燃料の補給に用いる設備 (可搬型タンクローリーによる汲み上げ)	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	常設	I A(3)	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽タンク室
		可搬型タンクローリー	可搬	II (3) (4) (7)	1 号炉西側 31m エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2 号炉東側 31m エリア (b)
		ディーゼル発電機燃料油貯油槽	常設	I A(3)	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽タンク室
	燃料の補給に用いる設備 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げ)	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	常設	I A(4)	ディーゼル発電機建屋
		可搬型タンクローリー	可搬	II (3) (4) (7)	1 号炉西側 31m エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2 号炉東側 31m エリア (b)
		ディーゼル発電機	常設	I A(4)	ディーゼル発電機建屋
	ディーゼル発電機による給電	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	常設	I A(3)	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽タンク室
		ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	常設	I A(4)	ディーゼル発電機建屋

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表 5 (22) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
58 条	温度計測 (原子炉容器内の温度)	1 次冷却材温度 (広域-高温側)	常設	I A(1)	原子炉建屋
		1 次冷却材温度 (広域-低温側)	常設	I A(1)	原子炉建屋
	圧力計測 (原子炉容器内の圧力)	1 次冷却材圧力 (広域)	常設	I A(1)	原子炉建屋
	水位計測 (原子炉容器内の水位)	加圧器水位	常設	I A(1)	原子炉建屋
		原子炉容器水位	常設	I A(1)	原子炉建屋
	注水量計測 (原子炉容器への注水量)	高圧注入流量	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		低圧注入流量	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
	注水量計測 (原子炉格納容器への注水量)	代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用)	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
	温度計測 (原子炉格納容器内の温度)	格納容器内温度	常設	I A(1)	原子炉建屋
	圧力計測 (原子炉格納容器内の圧力)	原子炉格納容器圧力	常設	I A(1)	原子炉建屋
		格納容器圧力 (AM用)	常設	I A(1)	原子炉建屋
	水位計測 (原子炉格納容器内の水位)	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設	I A(1)	原子炉建屋
		格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	常設	I A(1)	原子炉建屋
		格納容器水位	常設	I A(1)	原子炉建屋
		原子炉下部キャビティ水位	常設	I A(1)	原子炉建屋
	水素濃度計測 (原子炉格納容器内の水素濃度)	格納容器内水素濃度	可搬	I A(1)	原子炉建屋
	水素濃度計測 (アニュラス内の水素濃度)	アニュラス水素濃度	可搬	I A(1)	原子炉建屋
	線量計測 (原子炉格納容器内の放射線量率)	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	常設	I A(1)	原子炉建屋
		格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	常設	I A(1)	原子炉建屋
	出力計測 (未臨界の維持又は監視)	出力領域中性子束	常設	I A(1)	原子炉建屋
		中間領域中性子束	常設	I A(1)	原子炉建屋
		中性子源領域中性子束	常設	I A(1)	原子炉建屋
	水位計測 (最終ヒートシンクの確保)	蒸気発生器水位 (狭域)	常設	I A(1)	原子炉建屋
		蒸気発生器水位 (広域)	常設	I A(1)	原子炉建屋
		原子炉補機冷却水サーナク水位	常設	I A(1)	原子炉建屋
	注水量計測 (最終ヒートシンクの確保)	補助給水流量	常設	I A(1)	原子炉建屋
	圧力計測 (最終ヒートシンクの確保)	主蒸気ライン圧力	常設	I A(1)	原子炉建屋
		原子炉補機冷却水サーナク圧力 (可搬型)	可搬	I A(1) II (9)	原子炉建屋 緊急時対策所
	水位計測 (水源の確保)	燃料取替用水ピット水位	常設	I A(1)	原子炉建屋
		ほう酸タンク水位	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		補助給水ピット水位	常設	I A(1)	原子炉建屋

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表 5 (23) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
58 条	温度、圧力、水位及び流量に係わるものの計測	可搬型計測器	可搬	I A(2) II (9)	原子炉補助建屋 緊急時対策所
	温度計測（最終ヒートシンクの確保）	可搬型温度計測装置	可搬	I A(1)(2) II (9)	原子炉建屋 原子炉補助建屋 緊急時対策所
	パラメータ記録	可搬型温度計測装置	可搬	I A(1)(2) II (9)	原子炉建屋 原子炉補助建屋 緊急時対策所
		データ収集計算機	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		データ表示端末	常設	II (9)	緊急時対策所
	その他 (重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助的な監視パラメータ)	6-A, B 母線電圧	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		A, B-直流コントロールセシタ母線電圧	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量	常設	I A(1)	原子炉建屋
		A, B-原子炉補機冷却水供給母管流量	常設	I A(1)	原子炉建屋

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表 5 (24) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
59 条	居住性の確保（中央制御室換気空調設備）	中央制御室遮へい	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		中央制御室非常用循環ファン	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		中央制御室給気ファン	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		中央制御室循環ファン	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		中央制御室非常用循環フィルタユニット	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		中央制御室給気ユニット	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
59 条	居住性の確保（中央制御室の照明の確保）	可搬型照明（S A）	可搬	I A(2)	原子炉補助建屋
	居住性の確保 (中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度の測定)	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	可搬	I A(2)	原子炉補助建屋
	汚染の持ち込み防止	可搬型照明（S A）	可搬	I A(2)	原子炉補助建屋
59 条	放射性物質の濃度低減 (交流動力電源及び直流電源が健全である場合)	アニュラス空気浄化ファン	常設	I A(1)	原子炉建屋
		アニュラス空気浄化フィルタユニット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		排気筒	常設	I A(1)	原子炉建屋(屋外)
		B-アニュラス空気浄化ファン	常設	I A(1)	原子炉建屋
59 条	放射性物質の濃度低減 (全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)	B-アニュラス空気浄化フィルタユニット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスピンベ	可搬	I A(1)	原子炉建屋
		排気筒	常設	I A(1)	原子炉建屋(屋外)

\* ハッキングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表 5 (25) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
60 条	放射線量の測定（可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定）	可搬型モニタリングポスト	可搬	II (9)	緊急時対策所
	放射線量の測定（可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定）	可搬型モニタリングポスト	可搬	II (9)	緊急時対策所
	放射性物質の濃度の測定	可搬型ダスト・よう素サンプラー	可搬	II (9)	緊急時対策所
		Na I (Tl) シンチレーションサーベイメータ	可搬	II (9)	緊急時対策所
		GM汚染サーベイメータ	可搬	II (9)	緊急時対策所
	放射性物質の濃度及び放射線量の測定	可搬型ダスト・よう素サンプラー	可搬	II (9)	緊急時対策所
		Na I (Tl) シンチレーションサーベイメータ	可搬	II (9)	緊急時対策所
		GM汚染サーベイメータ	可搬	II (9)	緊急時対策所
		$\alpha$ 線シンチレーションサーベイメータ	可搬	II (9)	緊急時対策所
		$\beta$ 線サーベイメータ	可搬	II (9)	緊急時対策所
		電離箱サーベイメータ	可搬	II (9)	緊急時対策所
		小型船舶	可搬	II (3) (7)	1 号炉西側 31m エリア, 2 号炉東側 31m エリア (b)
	風向, 風速その他の気象条件の測定（可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定）	可搬型気象観測設備	可搬	II (9)	緊急時対策所
	風向, 風速その他の気象条件の測定（可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定）	可搬型気象観測設備	可搬	II (9)	緊急時対策所

\* ハッキングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表 5 (26) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所		
				整理番号	箇所名称	
61 条	居住性の確保（緊急時対策所遮へい及び緊急時対策所換気設備）	緊急時対策所遮へい	常設	II (9)	緊急時対策所	
		可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	可搬	II (9)	緊急時対策所	
		可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	可搬	II (9)	緊急時対策所	
		空気供給装置	可搬	II (9)	緊急時対策所	
		圧力計	常設	II (9)	緊急時対策所	
61 条	居住性の確保（緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定）	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	可搬	II (9)	緊急時対策所	
	居住性の確保（放射線量の測定及び気象観測）	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	可搬	II (9)	緊急時対策所	
	情報の把握	データ収集計算機	常設	I A(2)	原子炉補助建屋	
61 条		E R S S 伝送サーバ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋	
		データ表示端末	常設	II (9)	緊急時対策所	
61 条	電源の確保	緊急時対策所用発電機	可搬	II (1) (6) (7)	緊急時対策所エリア 2号炉東側 31m エリア (a) (b)	

\* ハッキングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表 5 (27) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
62 条	発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備	衛星電話設備	常設	I A(2) II (9)	原子炉補助建屋 緊急時対策所
		衛星携帯電話	可搬	I A(2) II (9)	原子炉補助建屋 緊急時対策所
		トランシーバ	可搬	II (2) (4) (6) (7) (9)	51m 倉庫車庫エリア, 展望台行管理道路脇西側 60m エリア, 2号炉東側 31m エリア (a) (b), 緊急時対策所
		携行型通話装置	可搬	I A(2)	原子炉補助建屋
		インターフォン	常設	II (9)	緊急時対策所
		テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	常設	II (9)	緊急時対策所
		データ収集計算機	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
62 条	発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備	データ表示端末	常設	II (9))	緊急時対策所
		衛星電話設備	常設	I A(2) II (9)	原子炉補助建屋 緊急時対策所
		衛星携帯電話	可搬	I A(2) II (9)	原子炉補助建屋 緊急時対策所
		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	常設	I A(2) II (9)	原子炉補助建屋 緊急時対策所
		データ収集計算機	常設	I A(2)	原子炉補助建屋
		E R S S 伝送サーバ	常設	I A(2)	原子炉補助建屋

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

表 5 (28) 重大事故等対処施設一覧及び配置

関連 条文	系統機能	主要設備	設備 分類	設置個所	
				整理番号	箇所名称
その 他の 設備	1 次冷却設備	蒸気発生器	常設	I A(1)	原子炉建屋
		1 次冷却材ポンプ	常設	I A(1)	原子炉建屋
		原子炉容器（炉心支持構造物を含む）	常設	I A(1)	原子炉建屋
		加圧器	常設	I A(1)	原子炉建屋
		1 次冷却材管	常設	I A(1)	原子炉建屋
		加圧器サージ管	常設	I A(1)	原子炉建屋
非常用取水設備	原子炉格納容器	原子炉格納容器	常設	I A(1)	原子炉建屋
	使用済燃料貯蔵槽	使用済燃料ピット	常設	I A(1)	原子炉建屋
		取水口	常設	—	取水路付近
		取水路	常設	—	取水路付近
		取水ピット	常設	—	取水路付近

\* ハッチングは設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置される設備を表す。

\*\* 今後の設計方針により変更となる可能性がある。

### 津波防護対策の設備の位置づけについて

泊発電所 3 号炉では、種々の津波防護対策設備を設置している（図 1）。

本書では、これらの津波防護対策設備の分類について、各分類の定義や目的を踏まえて整理した（表 1）。

## 圖1 津渡防護対策設備の概要

□ 框囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

表1 各津波防護対策設備の分類整理

※※※1：「耐津波設設計」に係る設工認審査ガイド P26 「3.8 津波監視設備、浸水防止設備、浸水防護施設、津波監視設備の分類」より抜粋

## 内郭防護において考慮する溢水の浸水範囲、浸水量について

## 1. はじめに

「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）」では、規制基準における要求事項「地震による溢水に加えて津波の流入を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定すること」に関し、審査ガイドに従い、考慮すべき具体的な溢水事象として以下の6事象を挙げている。（図1～図2）

## ①屋内の溢水

- a. 循環水ポンプ建屋内における溢水
- b. タービン建屋内における溢水
- c. 電気建屋内における溢水

## ②屋外の溢水

- a. 屋外タンク等による屋外における溢水
- b. 1, 2号炉放水路から地下ダクト内への浸水
- c. 建屋外周地下部における地下水位の上昇

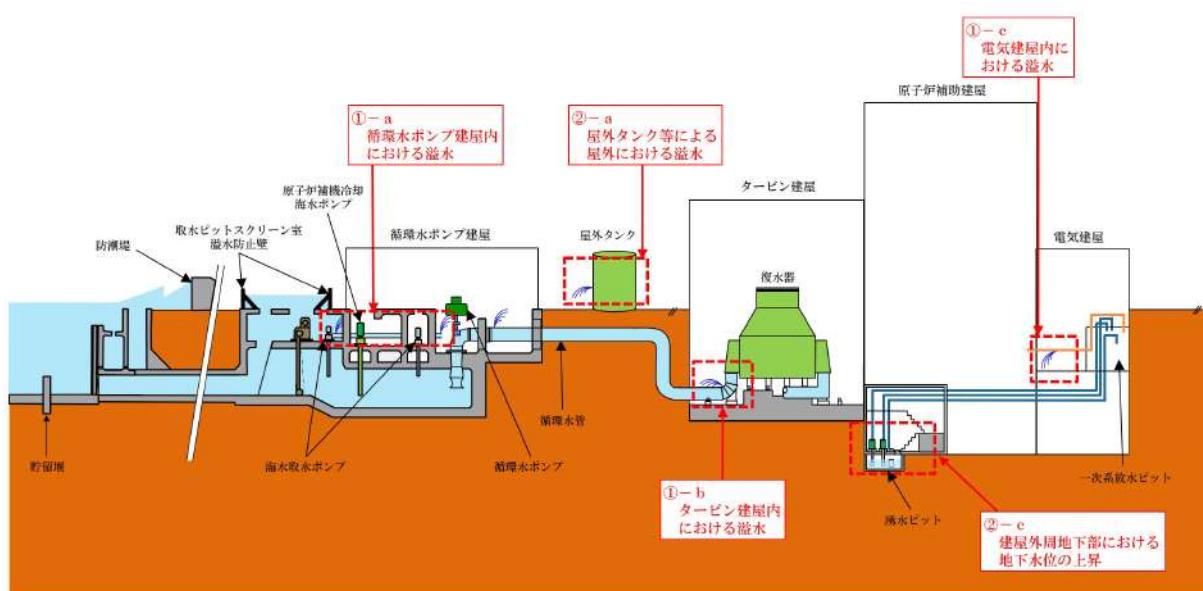


図1 地震による溢水の概念図①

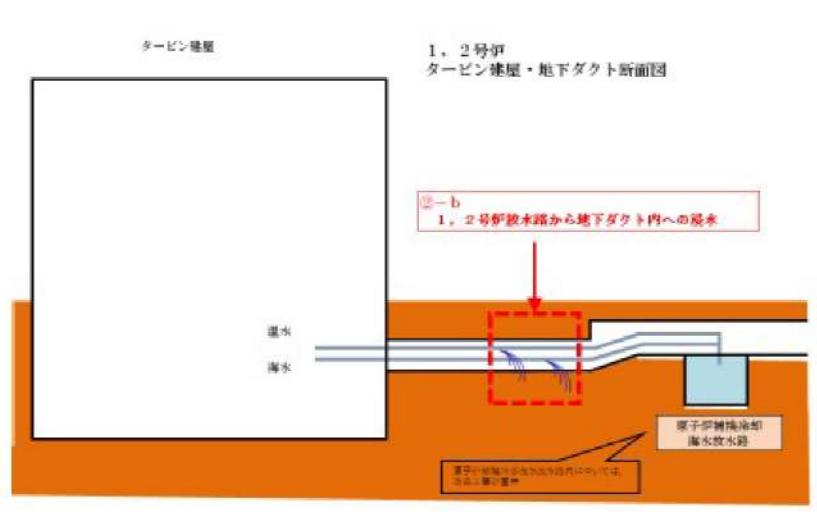


図2 地震による溢水の概念図②

これらの各事象のうち、①-a, ①-b, ①-c, ②-a, ②-cによる浸水範囲、浸水量については、「設置許可基準規則第9条（溢水による損傷の防止等）」に対する適合性において説明されており、本書ではその該当箇所を抜粋する形で、評価条件、評価結果等の具体的な内容を示す。

## 2. 循環水ポンプ建屋内における溢水

追而

(評価結果を踏まえて記載する)

### 3. タービン建屋内における溢水

追而

(評価結果を踏まえて記載する)

#### 4. 電気建屋内における溢水

追而

(評価結果を踏まえて記載する)

## 5. 屋外タンク等による屋外における溢水

### 添付資料 20 屋外タンクからの溢水影響評価について

#### 1. はじめに

地震起因による屋外タンク等の破損により生じる溢水が、防護対象設備の設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋に及ぼす影響を確認した。

#### 2. 溢水源となりうる屋外タンクの抽出

泊発電所の溢水源となりうる屋外タンクとして抽出したタンクの諸元を表1に示す。2次系純水タンク及びろ過水タンクは耐震Sクラスに取替済であるが、接続配管については耐震性を確保できていないため、タンクに接続される全ての配管の完全全周破断を想定し溢水量を算定する。

表1 溢水源となりうる屋外タンクとその溢水量

タンク名称	基数	容量 (m <sup>3</sup> )	溢水量(m <sup>3</sup> ) (運用水位)
A-2次系純水タンク	1基	1,600	1,600
B-2次系純水タンク	1基	1,600	1,600
3A-ろ過水タンク	1基	1,600	1,600
3B-ろ過水タンク	1基	1,600	1,600
A-ろ過水タンク	1基	1,600	1,600
B-ろ過水タンク	1基	1,600	1,600
1, 2号機 補助ボイラー燃料タンク	1基	600	450 (水位運用ではない)
3号機 補助ボイラー燃料タンク	1基	735	410 (水位運用ではない)
1号機 タービン油計量タンク	1基	70	70
3号機 タービン油計量タンク	1基	110	0 (空運用としている)
合計			約10,530

添付資料20 屋外タンクからの溢水影響評価について

3. 屋外タンク溢水評価モデルの設定

(1) 水源の配置

泊発電所内の屋外タンク配置図を図1に示す。

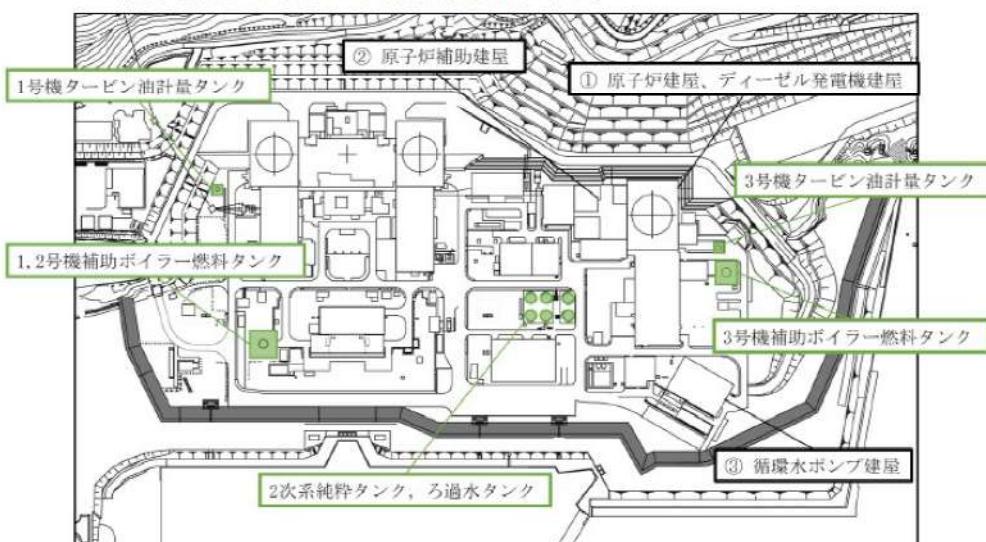


図1 溢水源となりうる屋外タンク配置図

(2) 評価条件

タンクの損傷形態および流出水の伝播に係る条件について以下の通り設定した。

- 耐震Sクラスである2次系純水タンク及びろ過水タンクは、タンクに接続される全ての配管の完全全周破断を想定し、破断位置はタンク付け根部とした。
- タンクからの流出については、タンク水頭に応じて流出流量が低下するものとして評価を実施した。
- 補助ボイラー燃料タンクおよびタービン油計量タンクについては、タンク全周が瞬時に消失する液柱崩壊を想定した。
- 屋外排水設備からの流出や、地盤への浸透は考慮しない。

(3) 解析モデル

解析に使用した敷地モデルを図2に示す。

添付資料20 屋外タンクからの溢水影響評価について

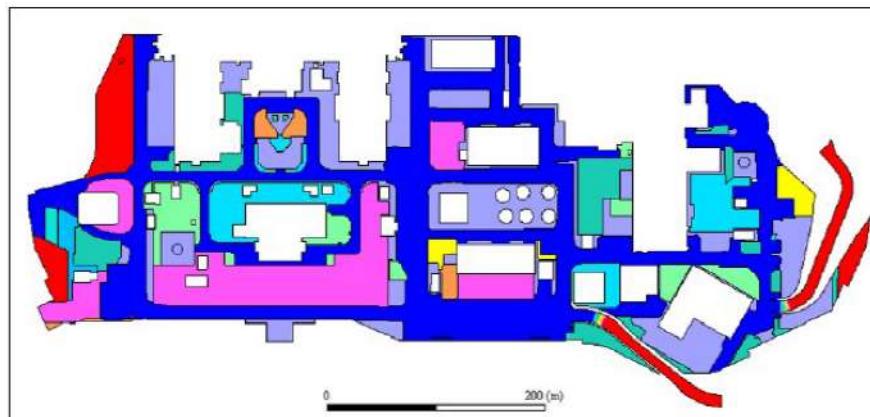


図2 敷地モデル

4. 評価結果

屋外タンク破損時の局所的な水位上昇について評価した結果、防護対象設備が設置されている建屋の開口高さを超えないことを確認した。

表2に結果を示す。また、溢水伝播挙動を図3に、測定箇所および浸水深を図4に示す。

表2 屋外タンクによる溢水影響評価結果

建屋	建屋開口高さ	溢水量	最大浸水深 <sup>*1</sup>	評価
原子炉建屋, ディーゼル発電機建屋 (タービン建屋入口)	T.P.10.30m	10.530m <sup>3</sup>	T.P.10.23m	○
原子炉補助建屋 (出入管理建屋入口)	T.P.10.30m		T.P.10.14m	○
循環水ポンプ建屋	T.P.10.30m		T.P.10.13m	○

\*1 敷地レベルT.P.9.97mからの最大浸水深

## 6. 建屋外周地下部における地下水位の上昇

### 添付資料 1-7 湧水による溢水防護対策について

泊 3 号炉に設置されている地下水排水設備を図 1、2 に示す。

原子炉建屋、原子炉補助建屋等の周辺の湧水は、最下層の基礎下に地下水排水設備が設置されており、原子炉補助建屋最下層の湧水ピットに集水され排出される設計とする。

湧水ピットポンプ、湧水ピットポンプ電源及び排水配管は、基準地震動 Ss により、その機能を喪失しないことを確認し、湧水は 2 台設置されている湧水ピットポンプにより適切に排出する設計とする。

また、湧水ピットポンプ排水配管は、基準地震動 Ss に対する耐震性を確保するとともに応力評価も行い想定破損対象からも除外する設計とする。

なお、上記の対策によって湧水ピットエリアに溢水が流入しない評価結果となるものの、更なる信頼性向上を目的として以下の対策もを行うこととする。

- 湧水ピットエリアの床面貫通部について基準地震動 Ss に対する耐震性を確認し、止水性を確保する。
- 流入経路となる排水目皿については、基準地震動 Ss に対する耐震性を有するボールチャッキを設置する。

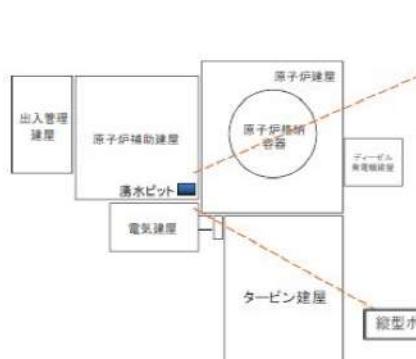


図 1 湧水ピットエリアの配置

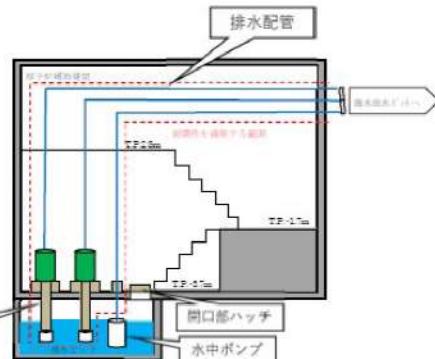


図 2 湧水ピットポンプエリア概略

## 海水ポンプの水理試験について

### 試験概要

原子炉補機冷却海水ポンプ（以下、海水ポンプという。）については、水位低下時にポンプ吸込口（以下、「ベルマウス」という。）から空気を吸い込み、ポンプが機能喪失に至らないよう、ポンプの水没深さを確保する設計としている。

従来設計においては、日本機械学会基準「ポンプの吸込水槽の模型試験法」（JSME S 004-1984）（以下「JSME 基準」という。）の「7. 試験結果の判定」に基づき、短時間の事象である引き津波に対しては、クラスIIの断続渦を許容基準としている。すなわち、引き波時の水位において連続渦は許容しないが断続渦を許容する設計としている。具体的な水位としては、JSME 基準の「解説2. 吸込水槽の標準形状」に基づき、クラスIIの 1.4D (D : ベルマウス径) の没水深さを考慮した T.P. -6.98m を海水ポンプの取水可能水位と設定している（図1及び表1）。なお、没水深さ 1.4D は、表1に示す吸込水槽の標準形状(a)直線形～(d)複数形に対する最小没水深さを包括して 1.4D とした。

JSME 基準の標準形状に対する最小没水深さについては、様々な形状の取水路やポンプ仕様に対して汎用性を持たせたものであること、また、想定を超える引き津波に対して従来設計の最小没水深さ 1.4D を下回る可能性を想定して、海水ポンプの取水機能の喪失高さについては、泊3号炉の取水炉の形状や海水ポンプの仕様等を模擬した水理試験により限界水深を確認した。このとき、試験装置の形状、試験項目、条件、方法および判定基準については、JSME 基準を見直したターボ機械協会基準「ポンプ吸込水槽の模型試験方法 (TSJ S 002:2005)」（以下「TSJ 基準」という。）に準拠した。

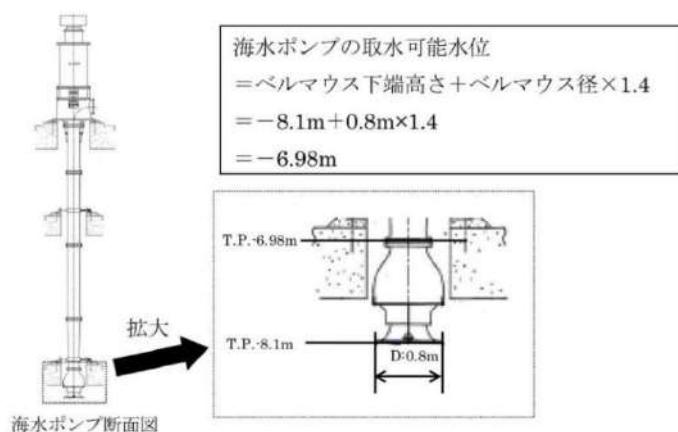


図1 従来設計における海水ポンプ取水最低水位の考え方

表1 吸込水槽の標準形状に対する最小浸水高さ ( $H_s$ )

水槽形状 <sup>注1)</sup>	最小浸水深さ $H_s$ <sup>注2)</sup>	
	クラス I	クラス II
(a) 直線形	$H_s \geq 1.5 \times D_0$	$H_s \geq 1.3 \times D_0$
(b) マウンド形	$H_s \geq 1.7 \times D_0$	$H_s \geq 1.4 \times D_0$
(c) 屈折形	$H_s \geq 1.7 \times D_0$	$H_s \geq 1.4 \times D_0$
(d) 複数形	$H_s \geq 1.5 \times D_0$	$H_s \geq 1.3 \times D_0$

注1) 水槽の各形式については解説図2・1を参照のこと。

注2) この値は空気吸込渦のみを考慮しているのでNPSHについては別途検討のこと。

(JSME 基準「解説 2. 吸込水槽の標準形状」解説表 2・1 より抜粋)

海水ポンプ水理試験の試験内容および試験結果は以下のとおりである。

## 1. 準拠規格

ターボ機械協会基準「ポンプ吸込水槽の模型試験方法」(TSJ S 002:2005)

## 2. 試験項目

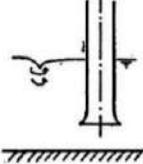
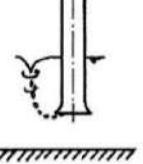
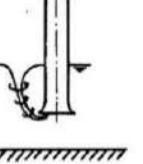
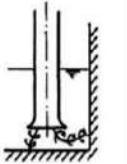
TSJ 基準に準拠し、以下の試験により模型水槽内の渦（空気吸込渦、水中渦）の発生状況を観察し、海水ポンプの取水可能限界水位を確認した。

### (1) 空気吸込渦試験

### (2) 水中渦試験

ここで、水中渦試験は、水槽内の側壁や床面から生じる水中渦発生の有無を確認するものであり、ポンプの取水可能限界水位を確認することと直接関係ないものであるが、水中渦はポンプの振動・騒音の原因となる恐れがあることから、ポンプの健全性の確認のため、空気吸込渦試験と合わせて実施した。渦の形態と定義を表2に示す。

表2 渦の形態と定義

名称	くぼみ渦	空気吸込渦		水中渦
		断続渦	連続渦	
形態				
定義	水面に発生する渦で、くぼみを形成するが、吸込口へは空気を吸込まない渦	水面から吸込口まで、断続的又は連続的な空気の吸込みを伴う渦	空気吸込渦の一種で、水面からの渦が吸込口まで達するが、空気の吸込みが空間的につながっていないもの	空気吸込渦の一種で、水面からの渦が吸込口まで達するが、空気の吸込みが空間的につながっているもの

### 3. 試験装置

#### (1) 模型水槽の範囲

TSJ 基準に準拠し、図2のように取水路におけるスクリーンからポンプに至る部分を模型水槽の範囲とした。



図2 模型水槽の範囲

#### (2) 模型縮尺

TSJ 基準「5. 2 模型水槽の寸法範囲」の“模型試験におけるベルマウス径は100mm以上とする。”に準拠し、模型ポンプの吸込ベルマウス径が100mm以上となる模型を縮尺1/8で縮小し作成した。

項目	値
模型ポンプ吸込ベルマウス口径 Dm	100mm
実機ポンプ吸込ベルマウス口径 Dp	800mm
模型縮尺 Dm/Dp	1/8

■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

### (3) 試験装置の構成

試験装置の概略図及び試験装置の写真を図3及び図4に示す。試験装置で模擬した主な内容は以下のとおり。

- ①泊3号炉は、海水ポンプが4台設置されており、スクリーン室上流の取水路が曲がっていることから模型は4水路全てを再現した（試験装置は2水路で流水路を変えて模擬）。
- ②本試験の目的が海水ポンプのベルマウス近傍の渦発生状況の確認であることから、海水ポンプのベルマウスの形状については、実機と幾何学的に相似な形状で製作した。
- ③ピット下流に設置されている循環水ポンプは外形相似で製作した。また、ピット下流に設置されている海水取水ポンプ及びピット上流に設置されているスクリーン洗浄ポンプは、代表径の円柱構造物で模擬して製作した。なお、今回の試験では、海水ポンプの取水可能水位までに、その他のポンプの吸込口が露出することから、取水は行わないこととした。
- ④バースクリーンおよびトラベリングスクリーンは抵抗係数を合わせた金網や格子で模擬した。

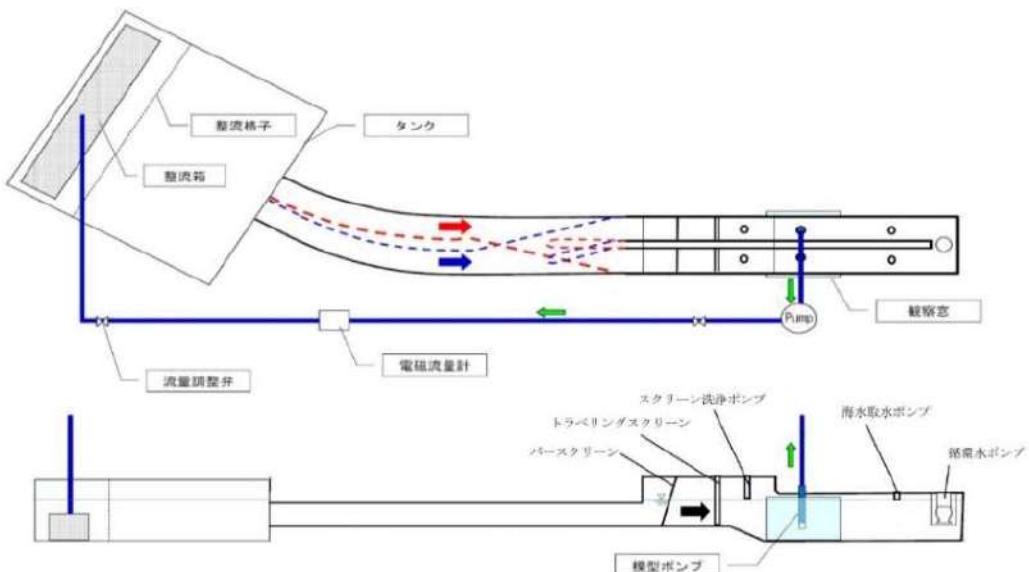


図3 水理試験装置概略図



試験装置全景



ポンプ部ベルマウス

図4 水理試験装置写真

#### 4. 試験条件

TSJ 基準では、水槽形状が幾何学的に相似であれば、空気吸込渦と水中渦の発生は、下記の条件で相似とするとことができると規定されていることから、試験条件は以下のとおりとした。

##### (1) 空気吸込試験

取水槽や取水路の流れ重力と流れの慣性力の比である無次元数（フルード数  $F_r$ ）を模型と実機で一致させれば、主要な流れを相似にすることができる。ここでフルード数は以下の式で算出できる。

$$F_r = \frac{V}{\sqrt{g \cdot L}}$$

ここで、  $F_r$  : フルード数

$V$  : 流速

$g$  : 重力加速度

$L$  : 代表長さ

空気吸込渦試験では、TSJ 基準に準拠し、フルード数一致よりやや流速を上げた中間流速の相似条件で試験を実施した。このときの相似条件は次のとおりである。

$$\frac{V_m}{V_p} = \left( \frac{L_m}{L_p} \right)^{0.2}$$

$$\frac{Q_m}{Q_p} = \left( \frac{L_m}{L_p} \right)^{2.2}$$

ここで、  
 V : 流速  
 Q : 流量  
 L : 代表長さ (ベルマウス口径D)  
 添字は m : 模型, p : 実機を示す。

以上より、試験条件は表 3 のとおりとなる。

表 3 水理試験の試験条件

	実機	空気吸込渦試験	水中渦試験
L : 代表長さ (mm)	Φ800	Φ100	Φ100
V : 流速 (m/s)	0.94	0.62	0.94
Q : 流量 (m <sup>3</sup> /h)	1,700	17.5	26.5

なお、海水ポンプ水理試験における海水ポンプ実機の流量条件については、上表のとおり定格流量 1,700m<sup>3</sup>/h であるが、原子炉補機冷却海水系における設計上想定する海水ポンプ 1 台当たりの流量は表 4 に示すとおり、1,349～1,648m<sup>3</sup>/h であることから、実機の海水ポンプ流量のばらつきを考慮したとしても水理試験の試験条件は妥当である。

表4 泊3号炉海水ポンプの運転モード

機器名称	設備台数	1台当りの定格流量(m <sup>3</sup> /h)	海水使用量(m <sup>3</sup> /h)					
			起動時	通常運転時	余熱除去時	燃料交換時	安全注入時(※2)	再循環時(※2)
原子炉補機冷却水却器	4	1,050	4	2	4	2	1	2
		4,200	2,100	4,200	2,100	1,050	2,100	2,100
ディーゼル発電機	2	230	460	460	460	460	230	230
空調用冷凍機 (括弧内は冬季小流量時)	4	125 (25)	4 (100)	4 (100)	4 (100)	4 (100)	2 (50)	2 (50)
海水ポンプ電動機冷却海水	4	4	16	16	16	16	8	8
海水ポンプ出口ストレーナ連続ブローウ (※3)	4	110	220	220	220	220	110	110
合計 (括弧内は冬季小流量時)		5,396 (4,996)	3,296 (2,896)	5,396 (4,996)	3,296 (2,896)	1,648 (1,448)	2,698 (2,498)	2,698 (2,498)
海水ポンプ								
	必要台数	4	2	4	2	1	2	2
	流量(m <sup>3</sup> /h/台)	1,349 (1,249)	1,648 (1,448)	1,349 (1,249)	1,648 (1,448)	1,648 (1,448)	1,349 (1,249)	1,349 (1,249)

※1 各欄上の数値は運転台数を示す。

※2 片系列での運転台数

※3 片系列2台の合計4台であるが、1系列当たりの使用台数は1台

## 5. 試験方法

- (1) 試験装置への水道水の注入または排水により、所定の水位に設定する。
- (2) 送水ポンプを起動し所定の流量で安定させた後、空気吸込渦および水中渦の発生状況を確認する。
- (3) 渦の発生状況は肉眼で10分間の観察を行う。

なお、試験結果の判定（渦発生の確認）については、海水ポンプの設計製作を行ったプラントメーカーにおいて、社内認定要領に基づき認定された資格者が実施している。

## 6. 判定基準

- (1) 空気吸込渦試験

空気吸込渦に対する限界水深は、連続的な空気吸込渦が発生し始める没水深さとする。今回の試験では、くぼみ渦、断続渦は許容するが、連続渦は許容しない。

- (2) 水中渦試験

肉眼で観察して渦（空洞）が見えないこと。ただし、渦糸は許容する。

※渦糸：旋回流により気泡が集まり、糸状に見える事象

## 7. 試験結果

空気吸込試験および水中渦試験の結果を表5に示す。試験の結果、ベルマウス径の1.4倍を考慮した設計上の取水可能水位T.P. -6.98mでは連続渦が発生しないことを確認した。さらに試験水位を下げT.P. [ ] では連続渦が生しないことを確認した。その後、さらに試験水位を下げT.P. [ ] で連続渦の発生を確認した。

なお、水中渦は発生しないことを確認した。

以上より、泊3号炉の取水可能な限界水位はT.P. [ ] あることが確認された。

[ ] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

表5 海水ポンプの水理試験結果

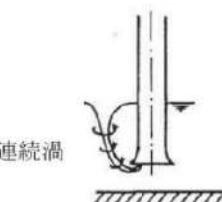
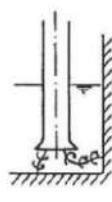
渦の種類	空気吸込渦	水中渦
		
判定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>連続渦は許容しない</li> <li>くぼみ渦、断続渦は許容する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>渦発生を許容しない</li> </ul>
試験結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位 T.P. [ ] で断続渦および連続渦は発生しない。</li> <li>水位 T.P. [ ] で連続渦発生を確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>渦は発生しない。</li> </ul>



図5 渦発生状況

## 8. 試験の妥当性について

### (1) 津波来襲時の水面揺動に関する考察

- 津波来襲時は、水位変動が生じているのに対して、水理試験では海水ポンプの運転のみを模擬した場合、取水ピットの水量に対して、ポンプ吸い込み量が少ないため、比較的水面の揺動が小さい。
- 本試験は、ポンプの空気吸込渦を観察することとしているが、連続渦のような空気吸込渦が発生する状態としては、ポンプ回りの流況が安定している方が起こりやすい。このため、津波来襲時のように水位変動が生じている場合の方が、発生した渦が断続渦から連続渦へと成長しにくく、揺動が小さい本水理試験の条件の方が保守的と言える。

[ ] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## (2) スケール効果について

- ・水槽の水面に生じる渦の形状は、流れのもつ慣性力と重力が支配的な因子となって定まるものであるため、基本的には、実機と模型のフルード数  $F_r$  (重力と流れの慣性力の比) を一致させれば相似条件が満たされる。このため、くぼみ渦といった水面現象を観察する場合は、フルード数  $F_r$  を一致させ試験を実施することとなる。

(参考：フルード数  $F_r$ )

$$\frac{V_m}{V_p} = \left( \frac{L_m}{L_p} \right)^n$$

(n=0.2 のとき：本試験条件)       $\frac{V_m}{V_p} = \left( \frac{L_m}{L_p} \right)^{0.2}$        $\frac{Q_m}{Q_p} = \left( \frac{L_m}{L_p} \right)^{2.2}$

ここで、  $F_r$  : フルード数

$V$  : 流速

$g$  : 重力加速度

$L$  : 代表長さ

添字は  $m$  : 模型,  $p$  : 実機を示す。

- ・しかし、空気吸込渦は、水面と海水ポンプのベルマウスを結ぶ渦であり、ベルマウスへ向かう水中の流れにも関係することから、表面張力や粘性への影響を考慮する必要がある。
- ・このため、模型比とフルード数  $F_r$  に対する倍率の関係に関して各種試験が行われており、模型比と流速比との間に次式が成り立つとし、指数  $n=0.2$  が一般に利用されており、TSJ 規格においても推奨されており、本試験においても採用している。

$$F_r = \frac{V_m}{\sqrt{g \cdot L_m}} = \frac{V_p}{\sqrt{g \cdot L_p}}$$

ここで、  $V$  : 流速

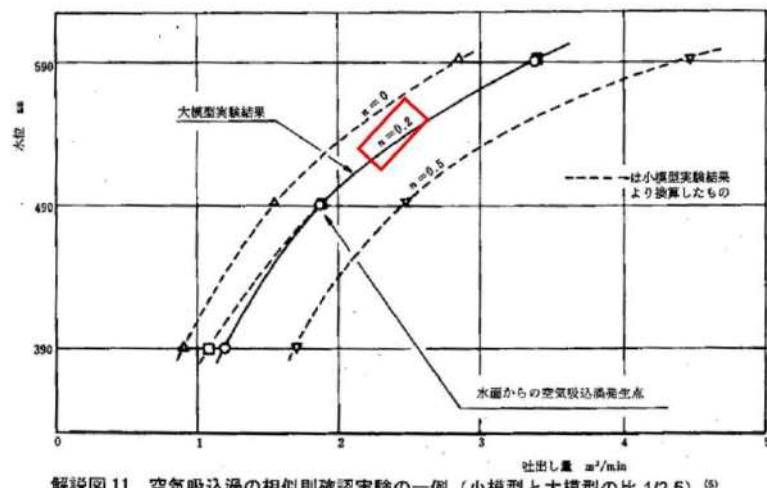
$Q$  : 流量

$L$  : 代表長さ (ベルマウス口径  $D$ )

添字は  $m$  : 模型,  $p$  : 実機を示す。

- ・指数  $n=0.2$  の妥当性を確認するため、TSJ 規格 (解説) では、上記式の指数  $n$  を 0, 0.2 及び 0.5 に変えて、空気吸込渦の試験を小模型と大模型 (模型比 1/2.5) を用いて実施しており、下図のとおり、

点線の小模型試験結果のうち  $n=0.2$  の曲線が、実機の大模型試験結果とほぼ一致した結果が紹介されている。



解説図 11 空気吸込渦の相似則確認実験の一例（小模型と大模型の比 1/2.5）<sup>(5)</sup>

- なお、同解説においては、上記のような指数  $n=0.2$  とし相似則が有效地に働く模型寸法として、ポンプのベルマウス口径を 100mm 以上とすることとされており、本試験においては、海水ポンプのベルマウス口径を 100mm とし模型を作成し試験を実施している。

以上のように、本試験においては空気吸込渦を観察する上で最良な相似条件のもと実施している。

## 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策の設置位置、 実施範囲及び施工例

### 1. はじめに

浸水防護重点化範囲の境界については、流入を防止するため浸水防止設備を設置している浸水防護重点化範囲である原子炉建屋、原子炉補助建屋、循環水ポンプ建屋の原子炉補機冷却海水ポンプエリアに実施している浸水防止設備については、内郭防護として整理する。

### 2. 浸水防止の対策の位置

#### (1) 原子炉建屋

原子炉建屋及に対する浸水防止の対策については、建屋境界における対策があることから、以下にそれぞれの内容について示す。

##### a. 原子炉建屋とタービン建屋の境界における浸水対策

タービン建屋から浸水防護重点化範囲である原子炉建屋への浸水防止」の対策として実施している浸水防止設備の設置位置、浸水防止設備リストを示す。(図 1, 表 1)



図 1-1 浸水防止設備の設置位置（原子炉建屋とタービン建屋の境界）

 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

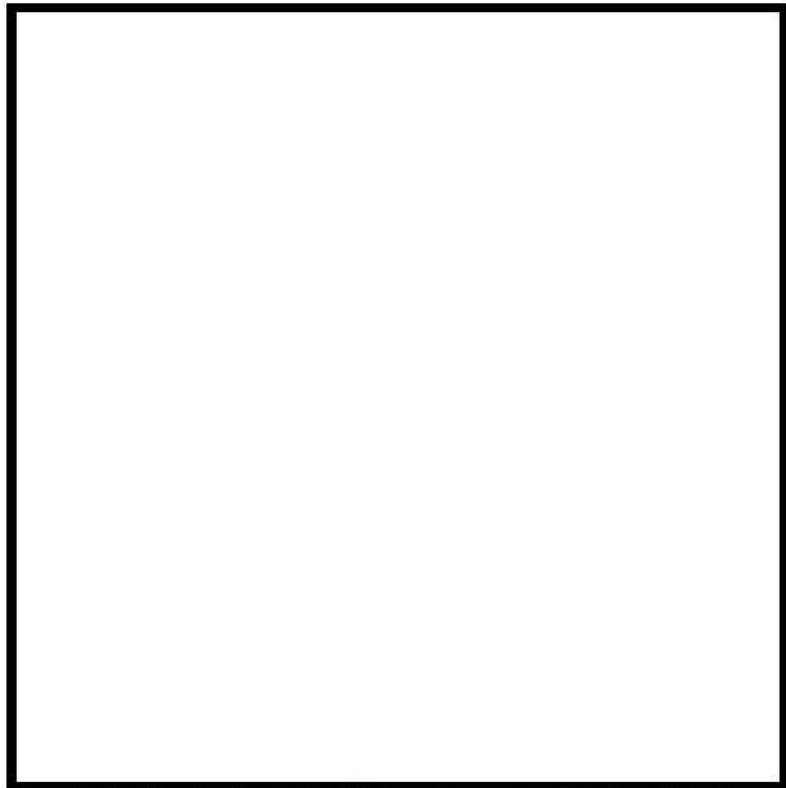


図 1-2 浸水防止設備の設置位置（原子炉建屋とタービン建屋の境界）

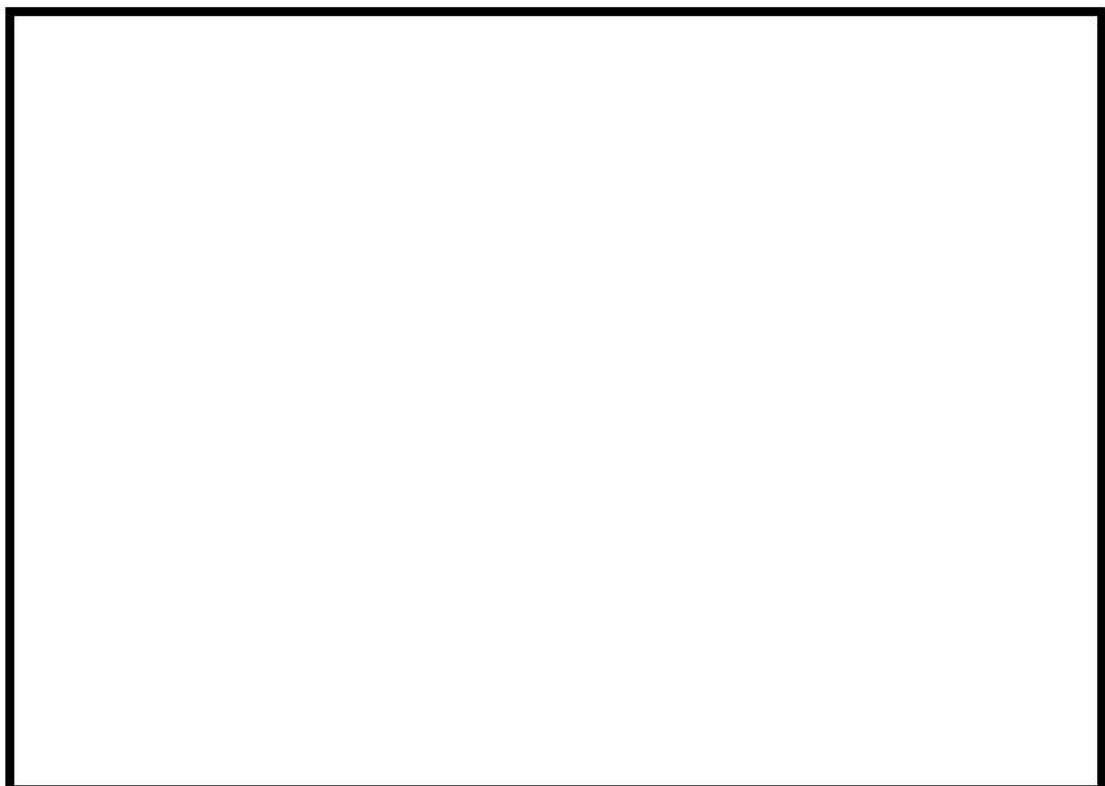


図 1-3 浸水防止設備の設置位置（原子炉建屋とタービン建屋の境界）

■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

表1 浸水対策設備リスト（原子炉建屋とタービン建屋の境界）

番号	設置高さ	種類	境界
1	T.P. +2.8m	ドレンライン逆止弁	原子炉建屋
2	T.P. -0.3m	ドレンライン逆止弁	原子炉建屋
3	—	貫通部止水処置	原子炉建屋

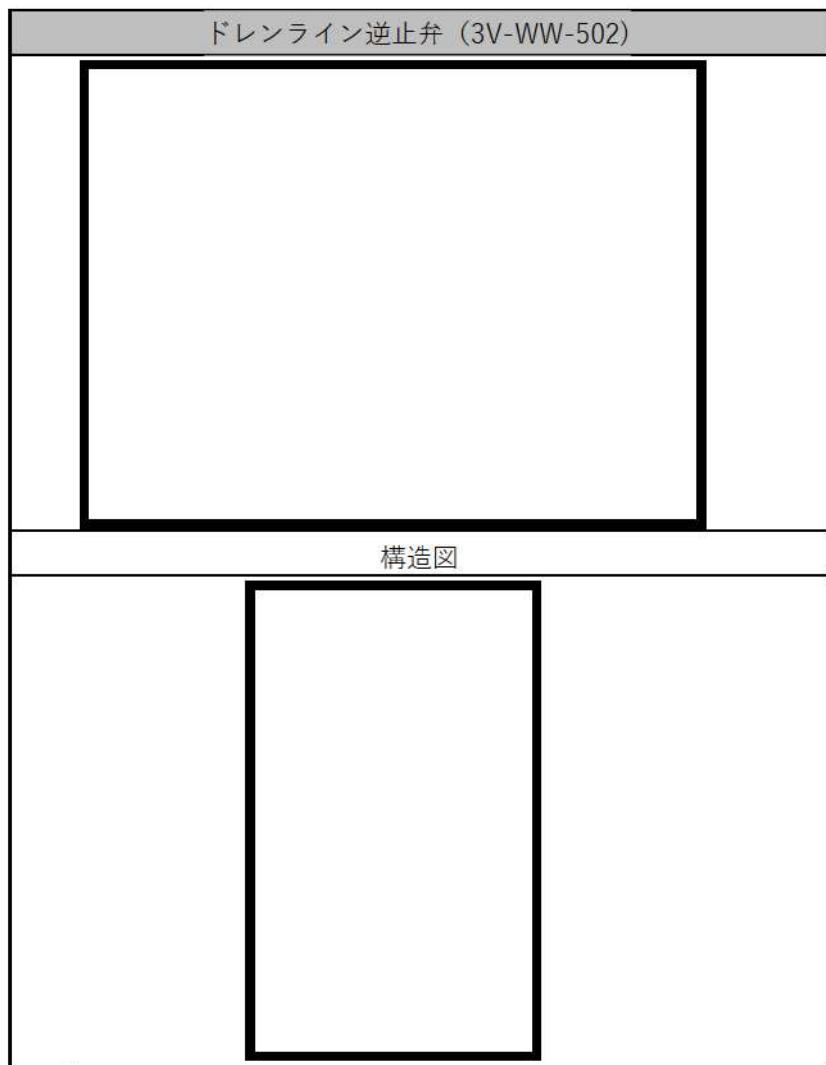


図2 浸水防止設備（ドレンライン逆止弁）の施工例

■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

b. 原子炉建屋と電気建屋の境界における浸水対策

電気建屋から浸水防護重点化範囲である原子炉建屋及への浸水防止の対策として実施している浸水防止設備の設置位置、浸水防止設備リストを示す。(図3、表2)

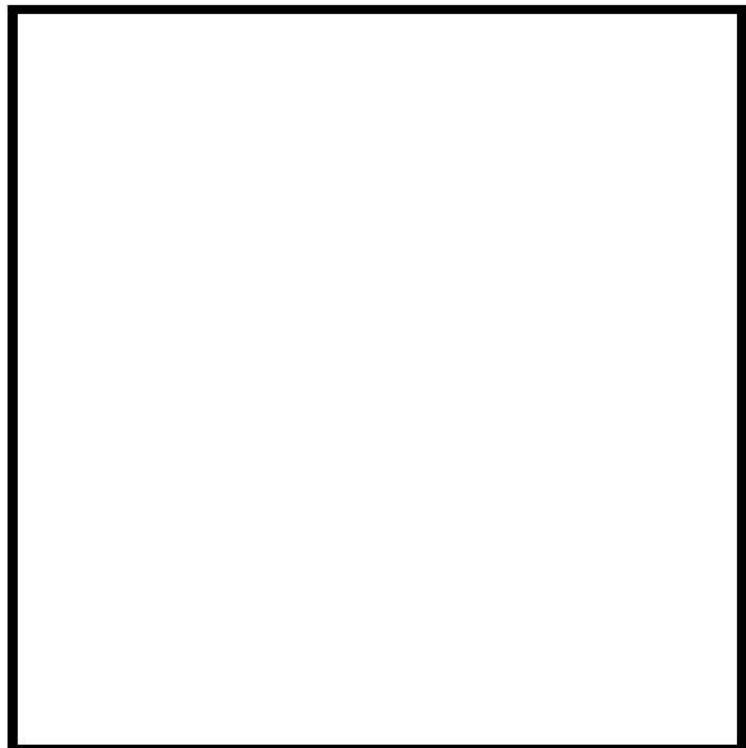


図3-1 浸水防止設備の設置位置（原子炉建屋と電気建屋の境界）



図3-2 浸水防止設備の設置位置（原子炉建屋と電気建屋の境界）

■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

表2 浸水対策設備リスト（原子炉建屋と電気建屋の境界）

番号	設置高さ	種類	扉番号	境界
1	T. P. +2.8m	水密扉	69	原子炉建屋
2	—	貫通部止水処置	—	原子炉建屋

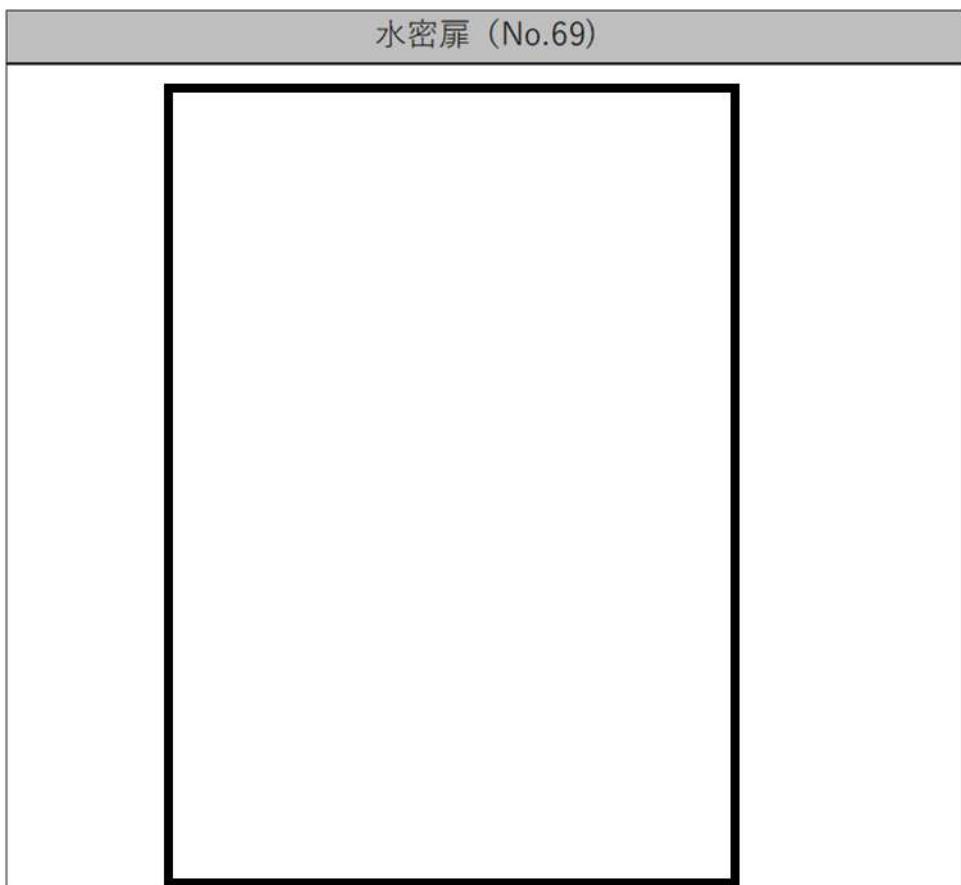


図4 浸水防止設備（水密扉）の施工例

■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## (2) 原子炉補助建屋

原子炉補助建屋及に対する浸水防止の対策については、建屋境界における策があることから、以下に内容を示す。

### a. 原子炉補助建屋と電気建屋の境界における浸水対策

電気建屋から浸水防護重点化範囲である原子炉補助建屋及への浸水防の対策として実施している浸水防止設備の設置位置、浸水防止設備リストを示す。(図5、表3)

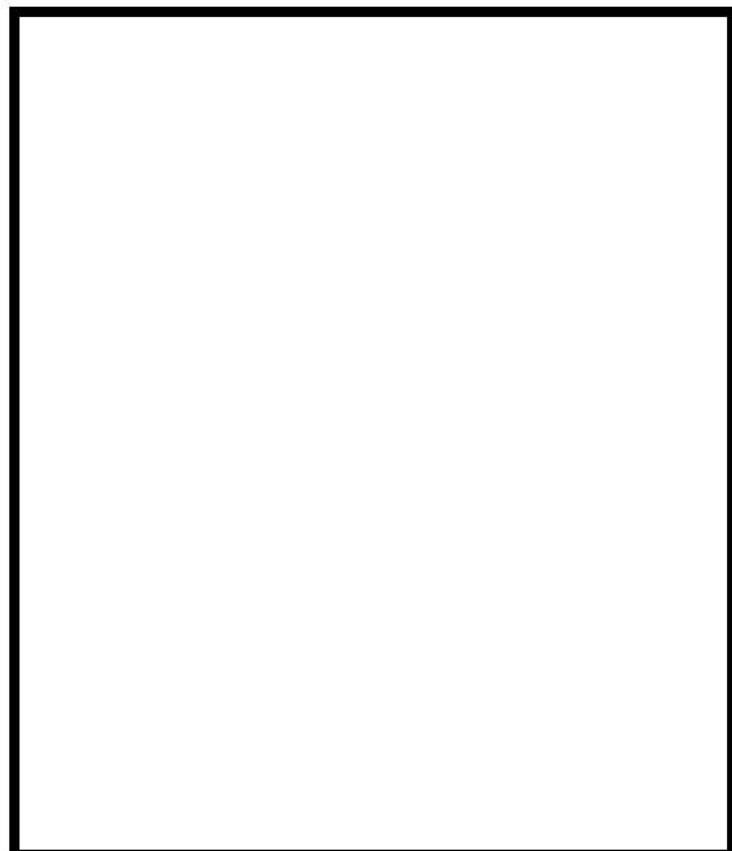


図5-1 浸水防止設備の設置位置（原子炉補助建屋と電気建屋の境界）

■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

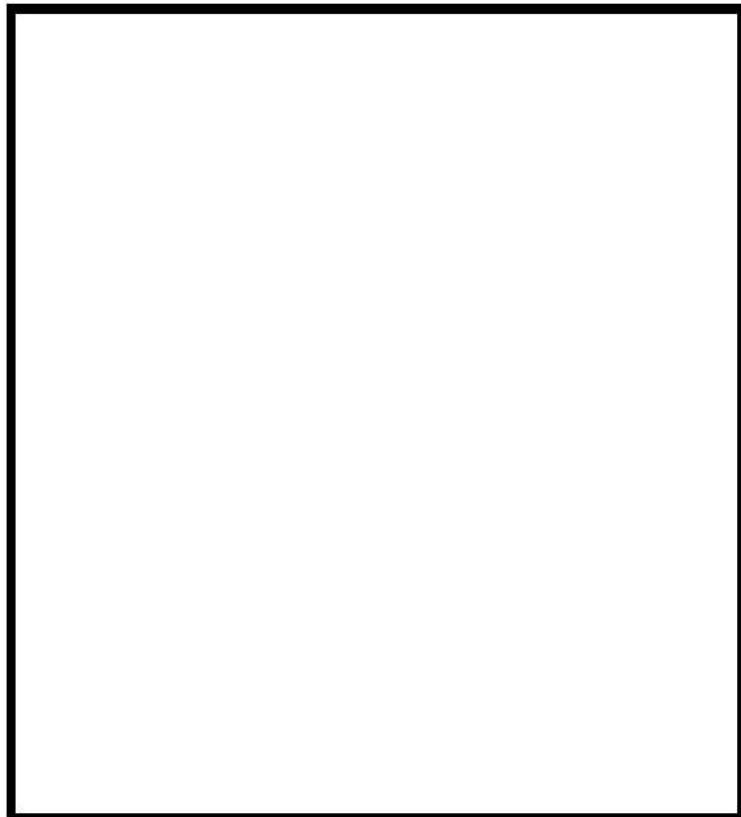


図 5-2 浸水防止設備の設置位置（原子炉補助建屋と電気建屋の境界）

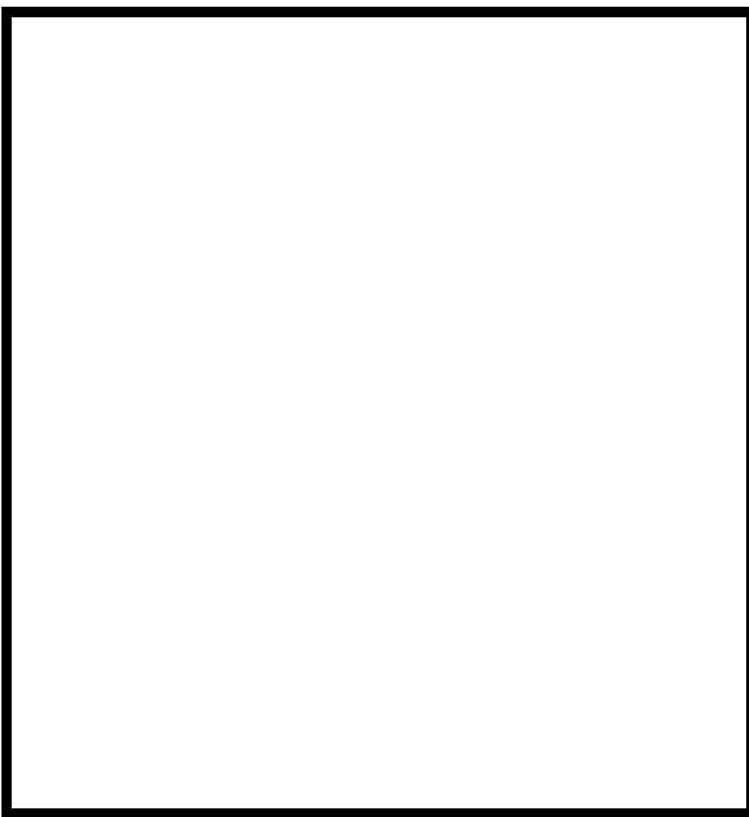


図 5-3 浸水防止設備の設置位置（原子炉補助建屋と電気建屋の境界）

■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

表3 浸水対策設備リスト（原子炉補助建屋と電気建屋の境界）

番号	設置高さ	種類	扉番号	境界
1	T. P. +4.35m	水密扉	68	原子炉補助建屋
2	—	貫通部止水処置	—	原子炉補助建屋

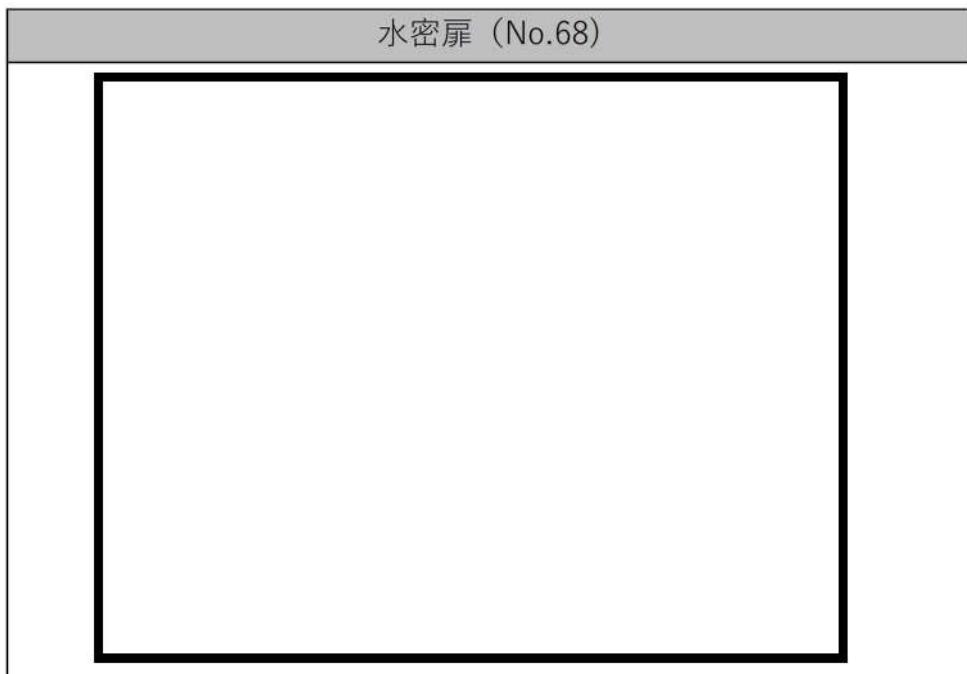


図6 浸水防止設備（水密扉）の施工例

■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

### (3) 循環水ポンプ建屋の原子炉補機冷却海水ポンプエリア

浸水防護重点化範囲である原子炉補機冷却海水ポンプエリアに対する浸水防止の対策として実施している浸水防止設備の設置位置、浸水防止設備リストを示す。(図7、表4)

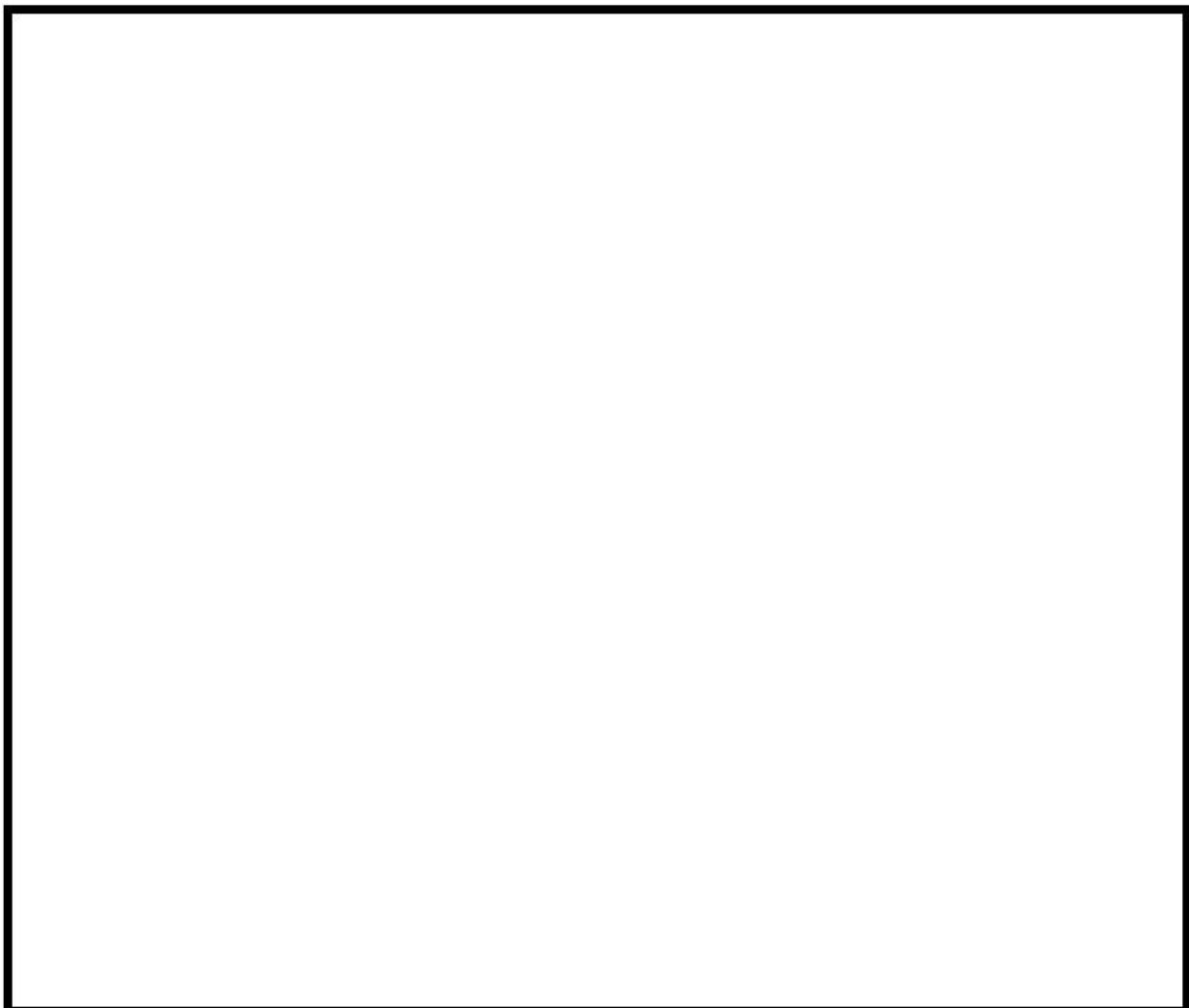


図7 浸水防止設備の設置位置  
(原子炉補機冷却海水ポンプエリアと循環水ポンプエリアの境界)

表4 浸水対策設備リスト  
(原子炉補機冷却海水ポンプエリアと循環水ポンプエリアの境界)

番号	設置高さ	種類	境界
1	—	貫通部止水処置	原子炉補機冷却海水ポンプエリア

■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

### 3. 貫通部止水処置の施工例

浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策として実施する貫通部止水処置の施工例を図8～図11に示す。

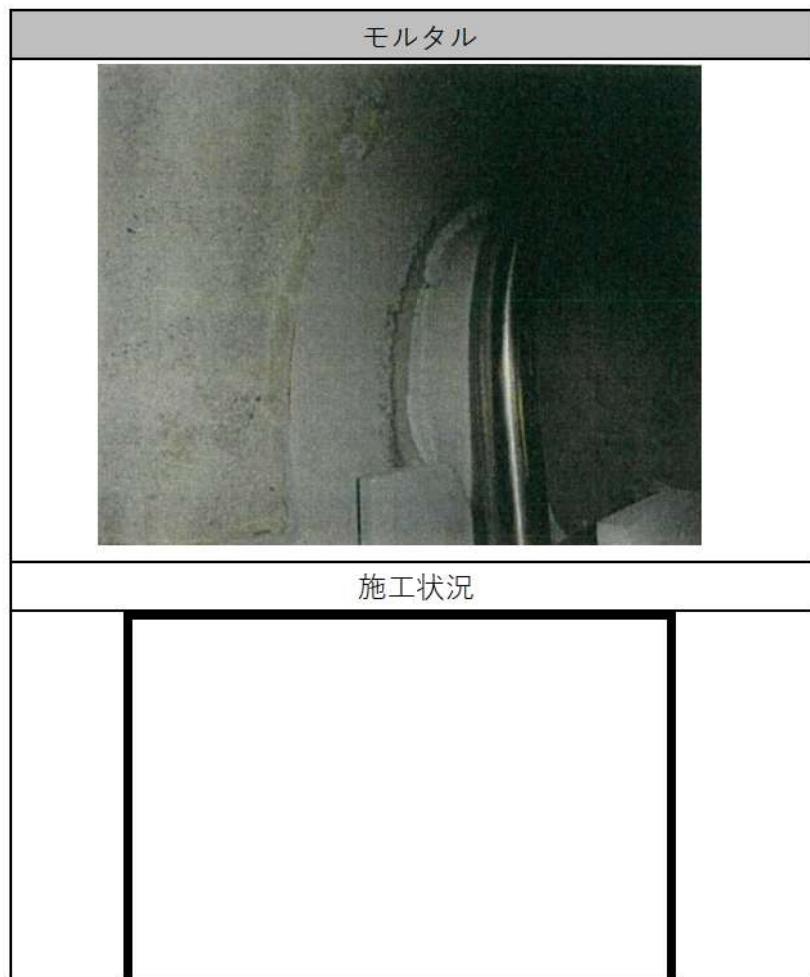


図8 施工例①

■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

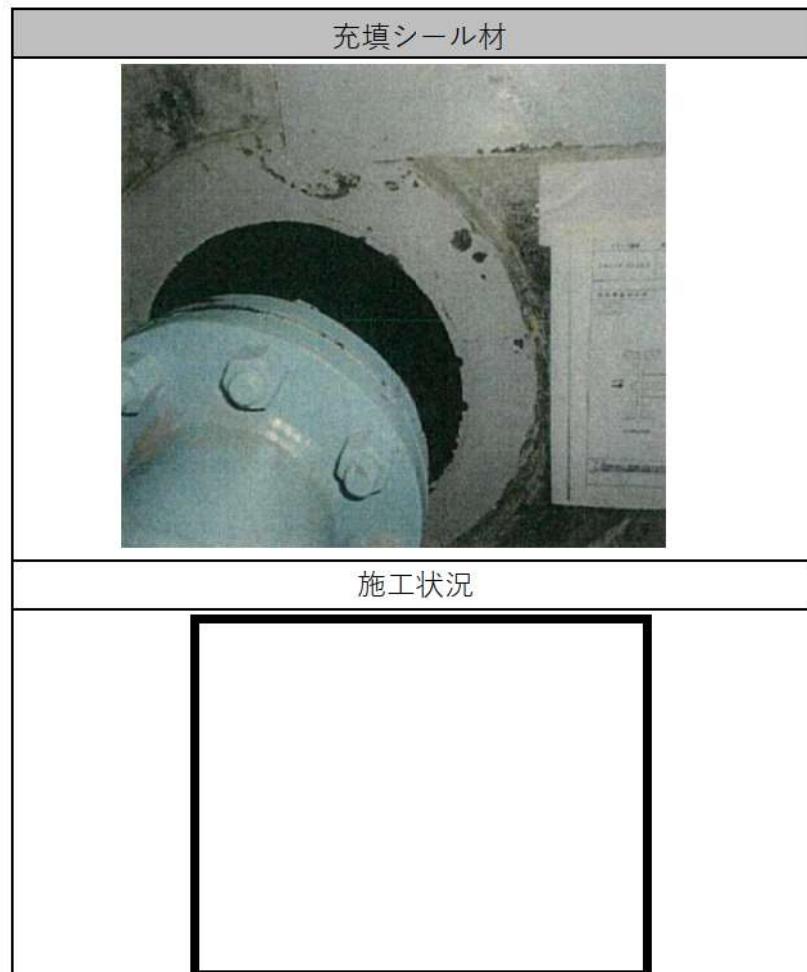


図9 施工例②

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

ブーツ



施工状況



図10 施工例③

■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

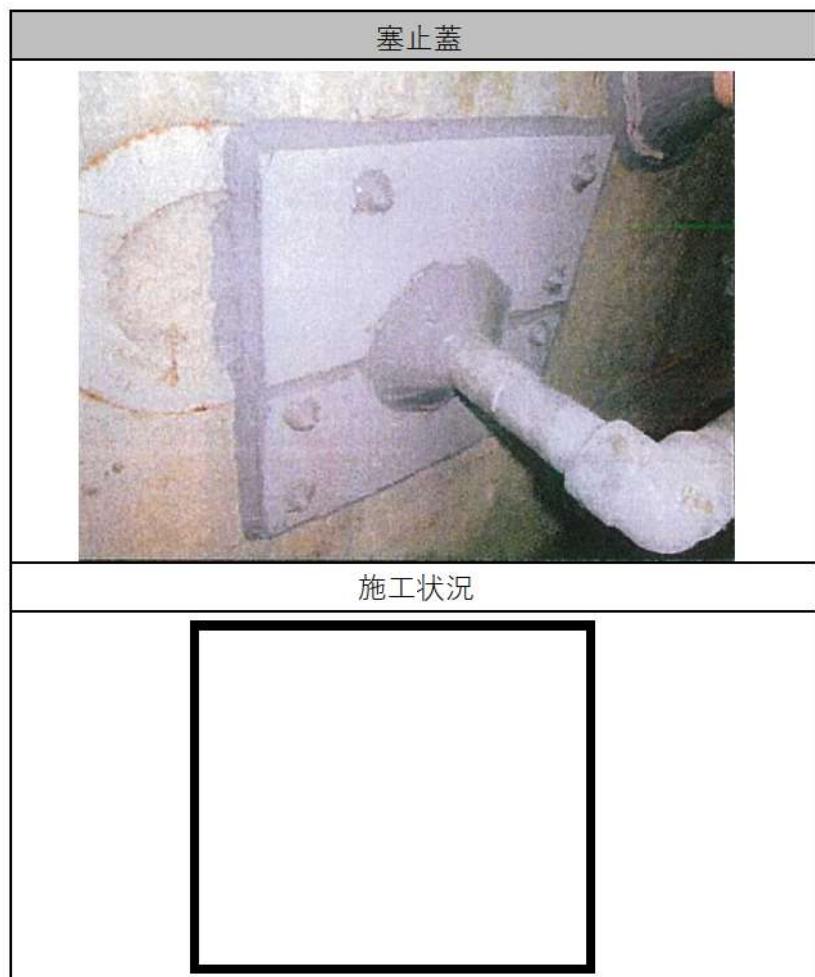


図11 施工例④

■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 津波漂流物の調査要領について

### 1. はじめに

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年 7 月 8 日施行）」の第五条において、基準津波に対して設計基準対象施設が安全機能を損なわれるおそれがないことが求められており、同解釈の別記 3 において、基準津波による水位変動に伴う漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保できる設計であることが要求されている。

本書は、同要求に対する適合性を示すにあたり実施した「基準津波により漂流物となる可能性がある施設・設備等」の調査の、調査要領を示すものである。

### 2. 調査要領

#### (1) 調査範囲

発電所周辺地形及び基準津波の流向・流速を確認し、以下の特徴を把握した。

##### 【発電所周辺地形の把握】

発電所は積丹半島西部の日本海に面した地点に位置し、発電所の南北には複数の漁港と泊村、共和町、岩内町の市街地が形成されている。

##### 【基準津波の流向・流速の把握】

追而

(基準津波の審査を踏まえて記載する)

検討対象施設・設備の調査範囲については、基準津波による遡上解析結果を保守的に評価し、発電所から半径 7 km の範囲全体とした。

なお、海上沖合側（西側）については、海上設置物の設置状況を考慮して設定した。発電所敷地外の調査範囲を図 1 に示す。

また、発電所敷地内については、防潮堤の海側となる防潮堤区画外（津波遡上域）とした。発電所敷地内の調査範囲を図 2 に示す。

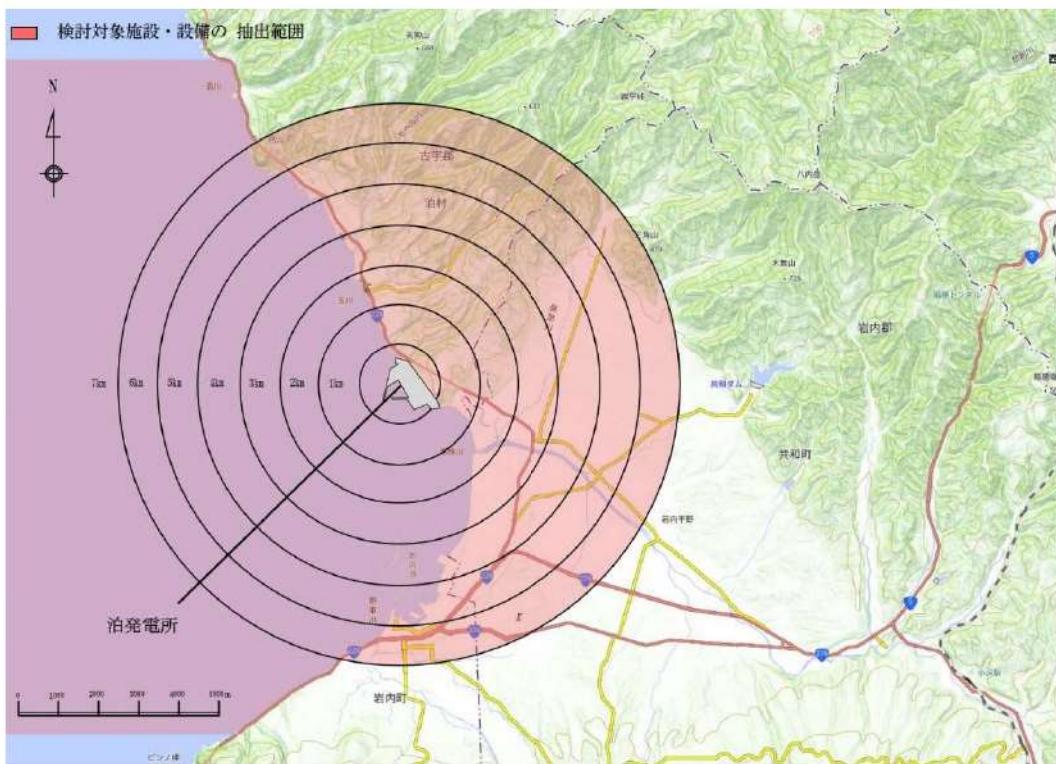


図1 漂流物調査範囲（発電所敷地外）  
(海上沖合側（西側）の範囲は、海上設置物の設置状況及を考慮して設定)

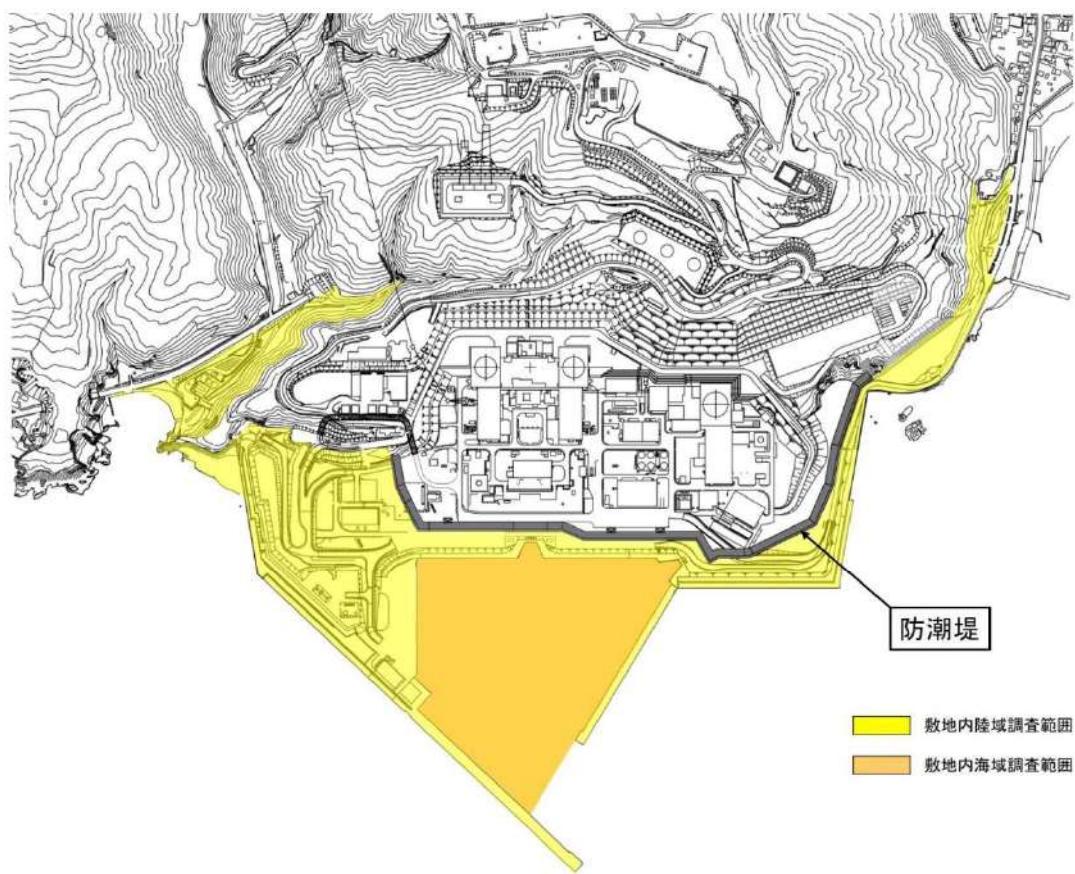


図2 漂流物調査範囲（発電所敷地内）

## (2) 調査方法

漂流物となる可能性のある施設・設備の配置特性を踏まえ、調査分類を4つに区分して調査を実施する。これらの分類ごとの調査対象、調査方法を表1に示す。また、地震や津波波力により発電所から漂流したものや泊村、共和町、岩内町の漂流物についても調査対象とした。

表1 「漂流物となる可能性がある施設・設備等」の調査方法

分類	調査分類	対象例	方法	調査方法		記録項目
				概要		
A 【敷地内：陸・海域】 発電所敷地内に おける人工構造 物	港湾施設 建屋 設備 工事用車両 等	現場調査 机上調査 聞き取り調査	現場を調査し、対象を抽出 ・プラント配置図等の資料を調査し、調査範囲内にある建屋、機器類等を抽出 ・机上調査及び現場調査にて抽出された施設・設備等の仕様を調査		名称、設置 場所、形状、 数量、重量 等	
	【敷地外：陸域】 漁港・集落・人 工構造物	現場調査 机上調査 聞き取り調査	現場を調査し、対象を抽出 泊村、共和町、岩内町のHP、国土地理院地理院地図（Web）、海上保安庁「海 る（海洋状況表示システム）」等を調査し、調査範囲内にある集落及び施設を抽 出		名称、設置 場所、形状、 数量、重量 等	
B 【敷地外：海域】 海上設置物	港湾施設 業・工業施設 公共施設 家屋 等	現場調査 机上調査 聞き取り調査	現場を調査し、対象を抽出 漁協、自治体関係者及への聞き取り調査により対象を抽出		名称、設置 場所、形状、 数量、重量 等	
	係留漁船 養殖漁業施設 その他発電所 港湾施設	現場調査 机上調査 聞き取り調査	現場を調査し、対象を抽出 国土地理院地理院地図（Web）、海上保安庁「海しる（海洋状況表示システム）」 を調査し、調査範囲内にある養殖漁業施設、定置網漁業区域等を抽出		名称、設置 場所、形状、 数量、重量 等	
C 【敷地内・外：海域】 船舶	燃料等輸送船 その他発電所 港湾内作業船	機上調査 聞き取り調査	港湾施設使用願を調査し、作業により港湾内に来航する船舶を抽出 ・国土地理院地理院地図（Web）、海上保安庁「海しる（海洋状況表示システム）」 を調査し、調査範囲内にある航路等を抽出		名称、重量、 経路等	
			自治体関係者及び社内関係者への聞き取り調査により対象を抽出			

### (3) 記録方法

調査結果記録は、表1の記録項目の内容について記録する。

## 津波監視設備の監視に関する考え方

津波に関する情報は、気象庁から発信される津波情報（日本気象協会からのファックス受信又は緊急警報ラジオ）や、構内に設置している津波監視カメラ、取水ピット水位計及び潮位計によって収集する。地震・津波が発生した際のプラント運用に関するフローは図1及び図2に示すとおり。

構内に設置する津波監視設備（津波監視カメラ、取水ピット水位計及び潮位計）は、津波来襲状況及び構内の状況を監視するため、昼夜にわたって監視可能な設計としている。監視の考え方について、表1に示す。

表1 津波監視の考え方

監視対象	設備	監視場所	監視設備の考え方
引き波影響	津波監視カメラ	3号炉 中央制御室	津波監視カメラを、3号炉原子炉建屋壁面及び防潮堤上部の3号炉取水路付近に設置し、津波の状況を確認する。
	取水ピット水位計	3号炉 中央制御室	引き波時に原子炉補機冷却海水ポンプの取水確保を目的として、取水ピット水位計（3号炉取水ピットスクリーン室に設置）の水位値を確認する。
	潮位計	3号炉 中央制御室	引き波時に原子炉補機冷却海水ポンプの取水確保を目的として、潮位計（3号炉取水ピットスクリーン室に設置）の水位値を確認する。
津波来襲状況	津波監視カメラ	3号炉 中央制御室	津波来襲時には主に津波監視カメラ（3号炉原子炉建屋壁面及び防潮堤上部3号炉取水路付近に設置）の映像を確認し、来襲状況や敷地浸水状況等をリアルタイムかつ継続的に確認する。
	取水ピット水位計	3号炉 中央制御室	取水ピット水位計にて、下降側水位を確認する。
	潮位計	3号炉 中央制御室	潮位計にて、上昇側及び下降側水位を確認する。
来襲後の構内状況	津波監視カメラ	3号炉 中央制御室	津波監視カメラを、3号炉原子炉建屋壁面及び防潮堤上部の3号炉取水路付近に設置し、津波来襲後の構内状況を監視する。

津波監視カメラの映像は図3に示すフローに従い、中央制御室にて当直員が監視することを基本とする。

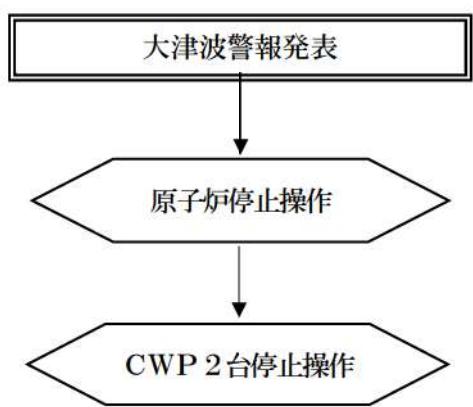


図1 地震・津波時の対応フロー（大津波警報発表時）

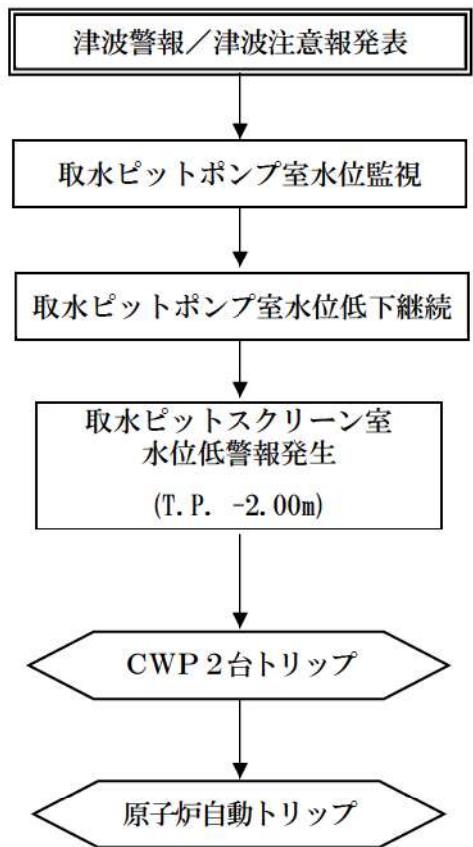


図2 地震・津波時の対応フロー（大津波警報発表時以外）

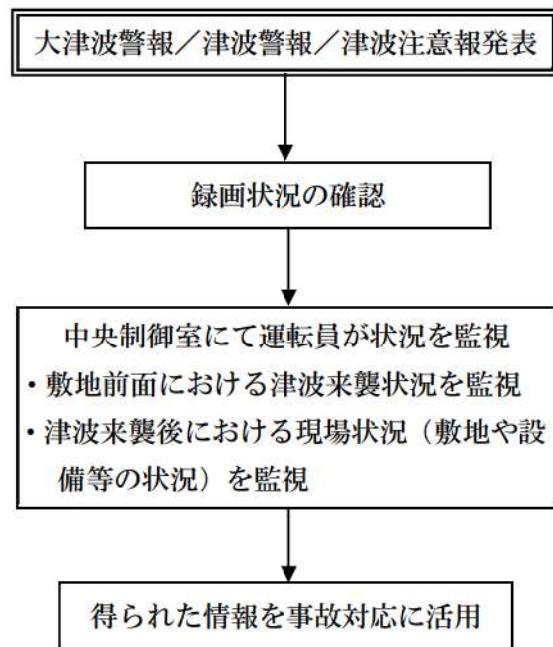


図3 津波監視カメラ運用フロー

## 耐津波設計において考慮する荷重の組合せについて

## 1. 概要

泊発電所において設置する津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、設置許可基準規則及び関連審査ガイドに記載される下記事項を考慮した上で荷重の組合せを設定する。

表 1 設置許可基準規則等の荷重組合せに関する要求事項

記載箇所	記載内容	考慮する荷重
① 耐震審査ガイド <sup>*1</sup> 6.3.1 及び 6.3.2	常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動による地震力を組合せる。	・常時荷重 ・地震荷重
② 耐震審査ガイド <sup>*1</sup> 6.3.3	荷重の組合せに関しては、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動による地震力と津波による荷重の組合せを考慮すること。	・地震荷重 ・津波荷重
③ 耐津波審査ガイド <sup>*2</sup> 5.1	耐津波設計における荷重の組合せとして、余震が考慮されていること。	・常時荷重 ・津波荷重 ・余震荷重
④ 耐津波審査ガイド <sup>*2</sup> 5.4.2	漂流物の衝突による荷重の組合せを適切に考慮して設計すること。	・漂流物衝突荷重
⑤ 耐津波審査ガイド <sup>*2</sup> 5.3	津波監視設備については、地震荷重・風荷重の組合せを考慮すること。	・地震荷重 ・風荷重
⑥ 設置許可基準規則 第六条	安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならぬ。 <sup>*3</sup>	・その他自然現象に伴う荷重

※1：「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」を指す。

※2：「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」を指す。

※3：安全施設に対する要求事項であるが、津波防護施設等の設計において準用する。

## 2. 考慮する荷重について

### (1) 常時荷重

常時作用している荷重として、自重、積載荷重及び海中施設に対する静水圧等を考慮する。

なお、当該施設・設備に運転時の荷重が作用する場合は、運転時荷重を考慮する。

### (2) 地震荷重 (Ss)

基準地震動 Ss による地震力を考慮する。

### (3) 余震荷重

余震荷重として、弾性設計用地震動 Sd1 による地震力を考慮する（添付資料 24 参照）。

なお、施設・設備が浸水した状態で余震が発生した場合の動水圧荷重（スロッシング荷重）も合わせて考慮する。

### (4) 津波荷重（静）

津波により施設・設備に作用する静的荷重（静水圧による荷重）を考慮する。

### (5) 津波荷重（動・波力）

津波により施設・設備に作用する動的荷重として、津波の波力による荷重を考慮する。

### (6) 津波荷重（動・突き上げ）

津波により施設・設備に作用する動的荷重として、突き上げ荷重（経路からの津波が鉛直上向き方向に作用する場合の津波荷重）を考慮する。

### (7) 漂流物衝突荷重

漂流物の衝突荷重を考慮する。

### (8) 風荷重

「第六条 外部からの衝撃による損傷の防止」において規定する設計基準風速に伴う荷重を考慮する。

### (9) その他自然現象に伴う荷重（積雪荷重、降下火砕物荷重）

「第六条 外部からの衝撃による損傷の防止」に従い、積雪荷重及び降下火砕物荷重を考慮する。

### 3. 荷重の組合せ

#### (1) 設置状況等に応じて考慮する荷重について

荷重の組合せの設定に当たっては、施設・設備の設置状況を考慮し、各荷重の組合せ要否を以下のとおり整理する。

##### a. 設置場所

屋内あるいは海中に設置する施設・設備については、その他自然現象の影響を受けないため、「その他自然現象に伴う荷重」は考慮不要と整理する。

##### b. 津波荷重の種別

津波の直接的な影響を受けない場所に設置する施設・設備については、津波荷重として「津波荷重（静）」を考慮する。

津波の直接的な影響を受ける場所に設置する施設・設備については、津波荷重として動的荷重を考慮し、経路からの津波が鉛直上向きに作用する施設・設備については、「津波荷重（動・突き上げ）」を考慮する。それ以外の施設・設備については、「津波荷重（動・波力）」を考慮する。

##### c. 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定される施設・設備については、「漂流物衝突荷重」を考慮する。

#### (2) 各施設・設備の設計において考慮する荷重の組合せ

3. (1) に示す考え方を各施設・設備に展開し、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たって考慮する荷重の組合せを以下のとおり整理する。

##### a. 防潮堤

防潮堤の設計において考慮する荷重は、その設置状況により以下のとおり整理する。

###### (a) 設置場所

屋外の施設であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷重については、施設の設置状況、構造（形状）等の条件を含めて、適切に組合せを考慮する。

###### (b) 津波荷重の種別

津波の直接的な影響を受ける場所に設置する施設であるため、津波荷重として、「津波荷重（動・波力）」を考慮する。

(c) 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されるため、「漂流物衝突荷重」を考慮する。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ①常時荷重+地震荷重 (Ss)
- ②常時荷重+津波荷重 (動・波力)
- ③常時荷重+津波荷重 (動・波力) +漂流物衝突荷重
- ④常時荷重+津波荷重 (動・波力) +余震荷重

b. 溢水防止壁

溢水防止壁の設計において考慮する荷重は、その設置状況により以下のとおり整理する。

(a) 設置場所

屋外の施設であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷重については、施設の設置状況、構造（形状）等の条件を含めて、適切に組合せを考慮する。

(b) 津波荷重の種別

津波の直接的な影響を受けない場所に設置する施設であるため、津波荷重として、「津波荷重（静）」を考慮する。

(c) 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されないため、「漂流物衝突荷重」は考慮不要である。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ①常時荷重+地震荷重 (Ss)
- ②常時荷重+津波荷重（静）
- ③常時荷重+津波荷重（静）+余震荷重

c. 溢水対策工

溢水対策工の設計において考慮する荷重は、その設置状況により以下のとおり整理する。

(a) 設置場所

屋外の施設であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷重については、施設の設置状況、構造（形状）等の条件を含めて、適切に組合せを考

慮する。

( b ) 津波荷重の種別

津波の直接的な影響を受けない場所に設置する施設であるため、津波荷重として、「津波荷重（静）」を考慮する。

( c ) 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されないため、「漂流物衝突荷重」は考慮不要である。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ①常時荷重+地震荷重 (Ss)
- ②常時荷重+津波荷重（静）
- ③常時荷重+津波荷重（静）+余震荷重

d. 貯留堰

貯留堰の設計において考慮する荷重は、その設置状況により以下のとおり整理する。

( a ) 設置場所

海中設置のため、「その他自然現象に伴う荷重」は考慮不要である。

( b ) 津波荷重の種別

津波の直接的な影響を受ける場所に設置する施設であるため、津波荷重として、「津波荷重（動・波力）」を考慮する。

( c ) 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されるため、「漂流物衝突荷重」を考慮する。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ①常時荷重+地震荷重 (Ss)
- ②常時荷重+津波荷重（動・波力）
- ③常時荷重+津波荷重（動・波力）+漂流物衝突荷重
- ④常時荷重+津波荷重（動・波力）+余震荷重

e. 逆流防止設備

逆流防止設備の設計において考慮する荷重は、その設置状況により以下のとおり整理する。

(a) 設置場所

屋外の設備であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷重については、設備の設置状況、構造（形状）等の条件を含めて、適切に組合せを考慮する。

(b) 津波荷重の種別

津波の直接的な影響を受ける場所に設置する設備であるため、津波荷重として、「津波荷重（動・波力）」を考慮する。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ①常時荷重+地震荷重 (Ss)
- ②常時荷重+津波荷重（動・波力）
- ③常時荷重+津波荷重（動・波力）+余震荷重

f. 海水戻りライン逆止弁

海水戻りライン逆止弁の設計において考慮する荷重は、その設置状況により以下のとおり整理する。

(a) 設置場所

屋外の設備であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷重については、設備の設置状況、構造（形状）等の条件を含めて、適切に組合せを考慮する。

(b) 津波荷重の種別

津波の直接的な影響を受けない場所に設置する設備であるため、津波荷重として、「津波荷重（静）」を考慮する。

(c) 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されないため、「漂流物衝突荷重」は考慮不要である。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ①常時荷重+地震荷重 (Ss)
- ②常時荷重+津波荷重（静）
- ③常時荷重+津波荷重（静）+余震荷重

g. 水密扉（1号及び2号炉取水ピットスクリーン室溢水防止壁、3号炉取水ピットスクリーン室溢水防止壁）

水密扉（1号及び2号炉取水ピットスクリーン室溢水防止壁、3号炉取水

ピットスクリーン室溢水防止壁) の設計において考慮する荷重は、その設置状況により以下のとおり整理する。

( a ) 設置場所

屋外の設備であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷重については、設備の設置状況、構造(形状)等の条件を含めて、適切に組合せを考慮する。

( b ) 津波荷重の種別

津波の直接的な影響を受けない場所に設置する設備であるため、津波荷重として、「津波荷重(静)」を考慮する。

( c ) 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されないため、「漂流物衝突荷重」は考慮不要である。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ①常時荷重+地震荷重 (Ss)
- ②常時荷重+津波荷重(静)
- ③常時荷重+津波荷重(静)+余震荷重

h. 水密扉(3号炉原子炉建屋及び3号炉原子炉補助建屋と電気建屋の境界)

水密扉(3号炉原子炉建屋及び3号炉原子炉補助建屋と電気建屋の境界)の設計において考慮する荷重は、その設置状況により以下のとおり整理する。

( a ) 設置場所

屋内設置のため、「その他自然現象に伴う荷重」は考慮不要である。

( b ) 津波荷重の種別

津波の直接的な影響を受けない場所に設置する設備であるため、津波荷重として、「津波荷重(静)」を考慮する。

( c ) 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されないため、「漂流物衝突荷重」は考慮不要である。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ①常時荷重+地震荷重 (Ss)
- ②常時荷重+津波荷重(静)
- ③常時荷重+津波荷重(静)+余震荷重

### i. 貫通部止水蓋

貫通部止水蓋の設計において考慮する荷重は、その設置状況により以下のとおり整理する。

#### (a) 設置場所

屋外の設備であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷重については、設備の設置状況、構造（形状）等の条件を含めて、適切に組合せを考慮する。

#### (b) 津波荷重の種別

津波の直接的な影響を受けない場所に設置する設備であるため、津波荷重として、「津波荷重（静）」を考慮する。

#### (c) 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されないため、「漂流物衝突荷重」は考慮不要である。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ①常時荷重+地震荷重 (Ss)
- ②常時荷重+津波荷重（静）
- ③常時荷重+津波荷重（静）+余震荷重

### j. 浸水防止蓋

浸水防止蓋の設計において考慮する荷重は、その設置状況により以下のとおり整理する。

#### (a) 設置場所

屋内設置のため、「その他自然現象に伴う荷重」は考慮不要である。

#### (b) 津波荷重の種別

津波の直接的な影響を受ける場所に設置する設備であり、津波が鉛直上向きに作用する設備であるため、「津波荷重（動・突き上げ）」を考慮する。

#### (c) 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されないため、「漂流物衝突荷重」は考慮不要である。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ①常時荷重+地震荷重 (Ss)

- ②常時荷重+津波荷重（動・突き上げ）
- ③常時荷重+津波荷重（動・突き上げ）+余震荷重

k. 貫通部止水処置（原子炉補機冷却海水ポンプエリアと取水ピットスクリーン室の境界）

貫通部止水処置（原子炉補機冷却海水ポンプエリアと取水ピットスクリーン室の境界）の設計において考慮する荷重は、その設置状況により以下のとおり整理する。

（a）設置場所

屋外の設備であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷重については、設備の設置状況、構造（形状）等の条件を含めて、適切に組合せを考慮する。

（b）津波荷重の種別

津波の直接的な影響を受けない場所に設置する設備であるため、津波荷重として、「津波荷重（静）」を考慮する。

（c）漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されないため、「漂流物衝突荷重」は考慮不要である。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ①常時荷重+地震荷重（Ss）
- ②常時荷重+津波荷重（静）
- ③常時荷重+津波荷重（静）+余震荷重

1. 貫通部止水処置（原子炉補機冷却海水ポンプエリアと循環水ポンプエリアの境界、原子炉建屋とタービン建屋の境界、原子炉建屋及び原子炉補助建屋と電気建屋の境界）

貫通部止水処置（原子炉補機冷却海水ポンプエリアと循環水ポンプエリアの境界、原子炉建屋とタービン建屋の境界、原子炉建屋及び原子炉補助建屋と電気建屋の境界）の設計において考慮する荷重は、その設置状況により以下のとおり整理する。

（a）設置場所

屋内設置のため、「その他自然現象に伴う荷重」は考慮不要である。

（b）津波荷重の種別

津波の直接的な影響を受けない場所に設置する設備であるため、津波荷重として、「津波荷重（静）」を考慮する。

(c) 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されないため、「漂流物衝突荷重」は考慮不要である。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ①常時荷重+地震荷重 (Ss)
- ②常時荷重+津波荷重（静）
- ③常時荷重+津波荷重（静）+余震荷重

m. ドレンライン逆止弁

ドレンライン逆止弁の設計において考慮する荷重は、その設置状況により以下のとおり整理する。

(a) 設置場所

屋内設置のため、「その他自然現象に伴う荷重」は考慮不要である。

(b) 津波荷重の種別

津波の直接的な影響を受ける場所に設置する設備であり、津波が鉛直上向きに作用する設備であるため、「津波荷重（動・突き上げ）」を考慮する。

(c) 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されないため、「漂流物衝突荷重」は考慮不要である。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ①常時荷重+地震荷重 (Ss)
- ②常時荷重+津波荷重（動・突き上げ）
- ③常時荷重+津波荷重（動・突き上げ）+余震荷重

n. 津波監視カメラ

津波監視カメラの設計において考慮する荷重は、その設置状況により以下のとおり整理する。

(a) 設置場所

屋外の設備であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷重については、設備の設置状況、構造（形状）等の条件を含めて、適切に組合せを考慮する。

(b) 津波荷重の種別

津波の影響を受けない高所に設置するため、津波荷重は考慮不要である。

(c) 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されないため、「漂流物衝突荷重」は考慮不要である。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

① 常時荷重+地震荷重 (Ss)

o. 取水ピット水位計

取水ピット水位計の設計において考慮する荷重は、その設置状況により以下のとおり整理する。

(a) 設置場所

屋外の設備であるため、風荷重及びその他自然現象に伴う荷重については、設備の設置状況、構造（形状）等の条件を含めて、適切に組合せを考慮する。

(b) 津波荷重の種別

津波の直接的な影響を受ける場所に設置する設備であり、津波が鉛直上向きに作用する設備であるため、「津波荷重（動・突き上げ）」を考慮する。

(c) 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されないため、「漂流物衝突荷重」は考慮不要である。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

①常時荷重+地震荷重 (Ss)

②常時荷重+津波荷重（動・突き上げ）

③常時荷重+津波荷重（動・突き上げ）+余震荷重

p. 潮位計

潮位計の設計において考慮する荷重は、その設置状況により以下のとおり整理する。

(a) 設置場所

海中設置のため、「その他自然現象に伴う荷重」は考慮不要である。

( b ) 津波荷重の種別

津波の直接的な影響を受けない場所に設置する設備であるため、津波荷重として、「津波荷重（静）」を考慮する。

( c ) 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されないため、「漂流物衝突荷重」は考慮不要である。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ①常時荷重+地震荷重 (Ss)
- ②常時荷重+津波荷重（静）
- ③常時荷重+津波荷重（静）+余震荷重

## 水密扉の運用管理について

浸水対策として整備する水密扉については、津波時に扉が確実に閉止されていることを確認するため、以下の運用管理とする方針である。

水密扉監視設備の外観及び監視装置画面を図 1～図 3 に示す。

- (1) 発電所内に入所する者に対して、確実な閉止運用がなされるよう周知徹底する。
- (2) 水密扉開放時には、現場盤の表示灯の点灯及びブザー音の吹鳴並びに中央制御室の表示モニタに開表示をするとともに、一定時間の扉開放により中央制御室に警報を発信することで、扉の閉止忘れを防止する。
- (3) 水密扉は原則閉運用とする。なお、資機材の運搬や作業に伴い、水密扉を連続開放する必要がある場合は、以下の体制がとられていることを条件に連続開放を可とし、開放前に発電課長（当直）に作業の実施を連絡することとする。

### 【作業条件】

- ・監視人を配置し、緊急時は閉止可能な体制がとられていること。
- ・津波警報（注意報）発令時には、発電課長（当直）からのページング等により、直ちに水密扉を閉止すること。



図 1 水密扉



図 2 現場盤（ブザー付き表示灯）

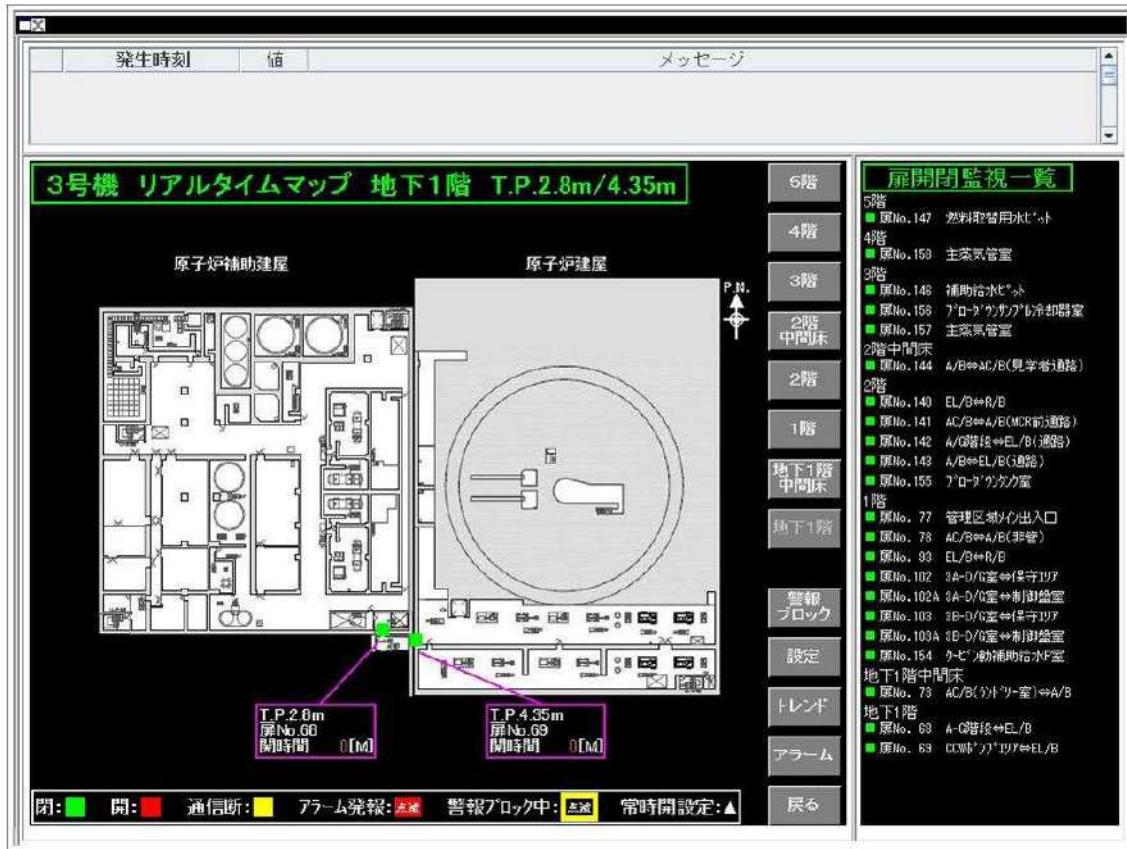


図3 中央制御室 水密扉監視装置（モニタ画面）

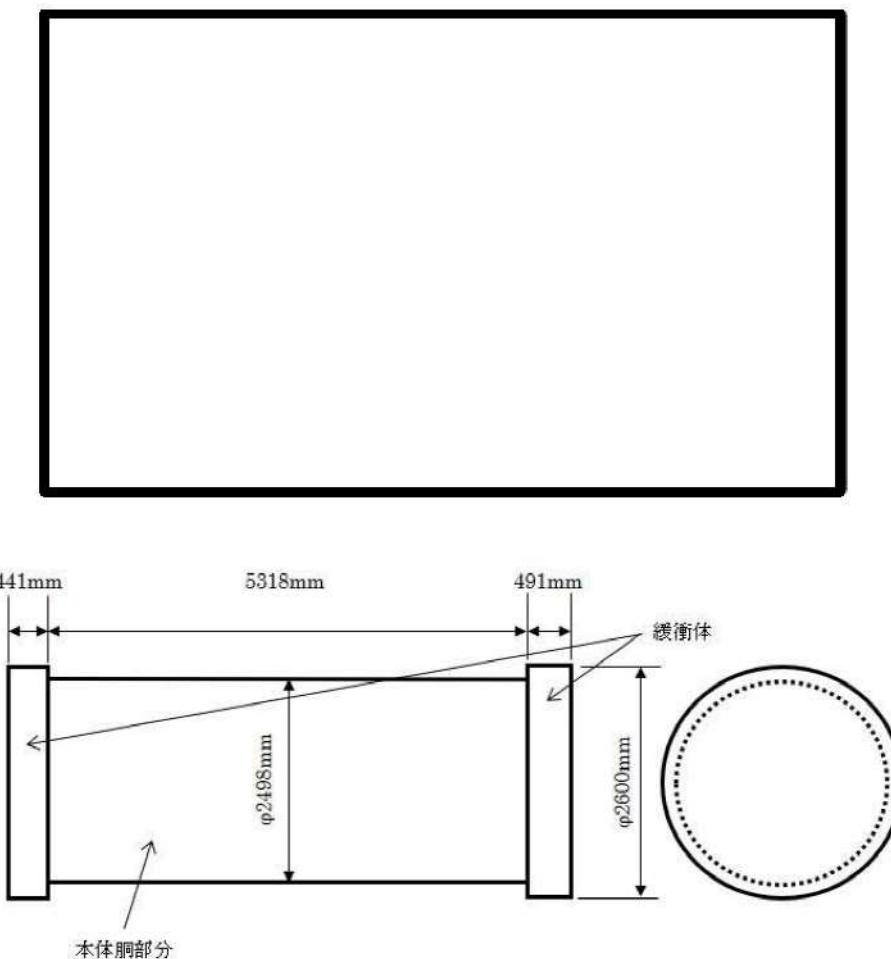
## 輸送物及び輸送車両の漂流物評価について

燃料等輸送船による輸送時の、陸側にある輸送物及び輸送車両の漂流物評価について以下の通り示す。

### 1. 燃料輸送

#### (1) 使用済燃料輸送容器

泊発電所において使用する使用済燃料輸送容器であるNFT-14P型を評価対象とし、図1のように寸法を設定した。表1に輸送容器総重量を示す。



- ・本体胴部分の外径については、保守的にフィンの外径値を使用している
- ・緩衝体については中央に穴が開いた形状をしているが、保守的に円柱とする
- ・架台（10.0t 以下）については体積に含まない

図1 体積計算に用いた使用済燃料輸送容器の模式図<sup>[1]</sup>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

表1 輸送容器総重量<sup>[1]</sup>

輸送容器各部名称	重量 (t)
A. 本体	82.2 以下
B. 蓋	5.3 以下
C. バスケット	6.7 以下
D. 緩衝体 ①上部緩衝体 (近接防止金網を含む) ②下部緩衝体 (近接防止金網を含む)	3.5 以下 3.5 以下
輸送容器総重量 (A+B+C+D)	101.2 以下

## a. 評価結果

## (a) 重量

表1 輸送容器総重量 (101.2t) より、保守的に 100 t と設定。

## (b) 体積

$$\begin{aligned}\frac{\pi}{4} \cdot D^2 \cdot H &= \frac{\pi}{4} \cdot (2.600)^2 \cdot (0.441) + \frac{\pi}{4} \cdot (2.498)^2 \cdot (5.318) + \frac{\pi}{4} \cdot (2.600)^2 \cdot (0.491) \\ &= 31.011 \text{ [m}^3\text{]}\end{aligned}$$

## (c) 浮力

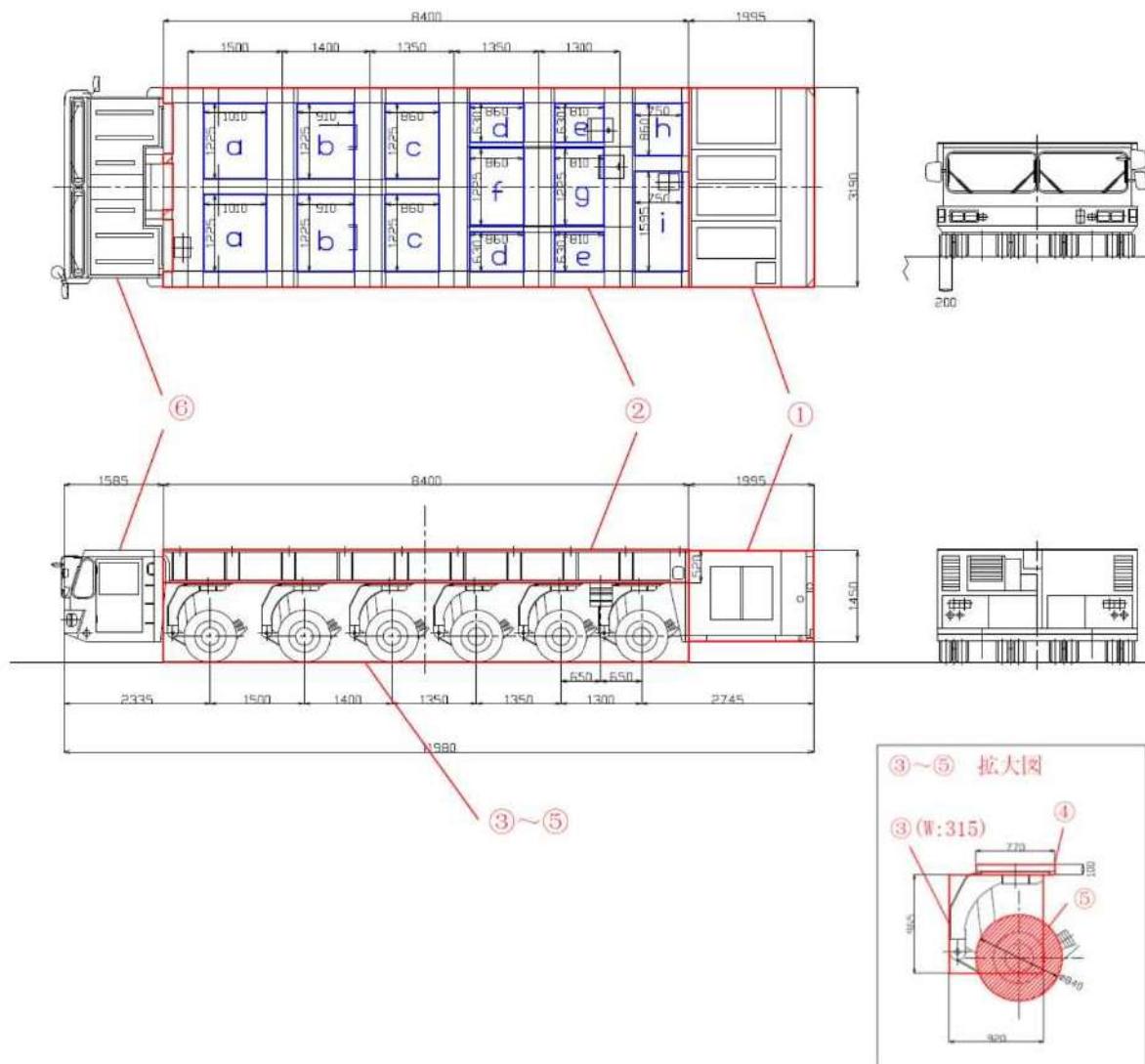
$$31.011 \times 1.03^* = 32.0 \text{ [t]} \text{ (小数点第2位以下切り上げ)}$$

\*: 海水の比重を 1.03 t/m<sup>3</sup> とした

(a) 重量 > (c) 浮力より、使用済燃料輸送容器は、漂流物とはならない。

## (2) 使用済燃料輸送車両

使用済燃料輸送容器の輸送に使用する多軸自走車（140t 積載）を評価対象とする。体積については、図2のように使用済燃料輸送車両を構成する部材の体積を求め、これらの積算により算出した。



①ポンネット, ②本体フレーム, ③アーム, ④ターンテーブル, ⑤タイヤ, ⑥運転席ユニット

- ・①については、冷却孔があるため気密性はないが、保守的に直方体とする
- ・②については、梁の組み合わせであり、気密性がない空洞部がある為、空洞部体積を除いた直方体とする
- ・④については、部材が連結した複雑な形状のため、保守的に直方体としている
- ・⑥運転席ユニットについては、窓を開ける運用とし、気密性がないため体積には加えない

図2 体積計算に用いた使用済燃料輸送車両の模式図

a. 評価結果

(a) 重量

車両重量 ( 31.5 t<sup>※</sup>)

※ 実際に運用する車両の車検証の値を使用

(b) 体積

No.	部材名	L [mm]	W [mm]	H [mm]	個数	体積[m <sup>3</sup> ]	備考
①	ボンネット	1995	3190	1450	1	9.228	直方体とする
②	本体フレーム	8400	3190	520	1	7.277	A-B
A	(外寸)	8400	3190	520	1	13.934	直方体
B	(空洞部, a)	1010	1225	520	2	1.287	空洞部
	(空洞部, b)	910	1225	520	2	1.159	
	(空洞部, c)	860	1225	520	2	1.096	
	(空洞部, d)	860	630	520	2	0.563	
	(空洞部, e)	810	630	520	2	0.531	
	(空洞部, f)	860	1225	520	1	0.548	
	(空洞部, g)	810	1225	520	1	0.516	
	(空洞部, h)	750	860	520	1	0.335	
	(空洞部, i)	750	1595	520	1	0.622	
③	アーム	920	315	965	12	3.356	
④	ターンテーブル	770	770	100	12	0.559	円柱
⑤	タイヤ	840	200	840	48	5.320	円柱
合計						25.739	

(c) 浮力

$$25.739 \times 1.03^{※} = 26.5 [\text{t}] \text{ (小数点第2位以下切り上げ)}$$

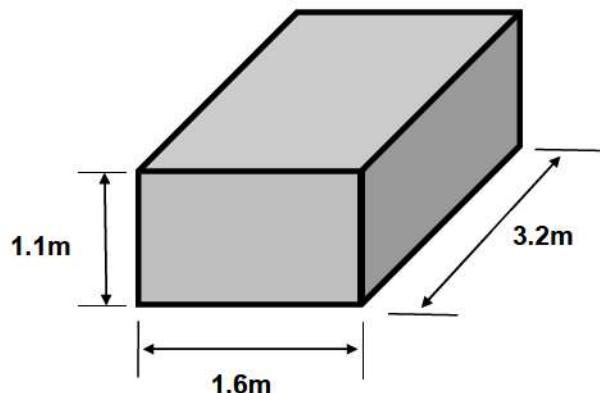
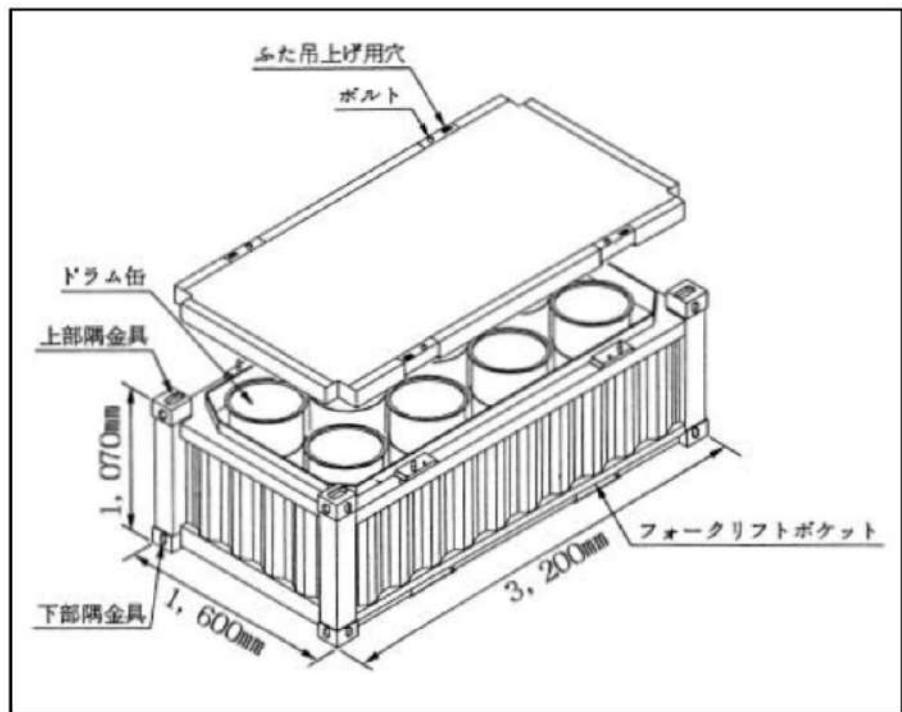
※ : 海水の比重を 1.03 t/m<sup>3</sup> とした

(a) 重量 > (c) 浮力より、使用済燃料輸送車両は、漂流物とはならぬい。

## 2. LLW輸送

### (1) LLW輸送容器

LLW輸送に使用するLLW-2型輸送容器を評価対象とし、図3のように寸法を設定した。表2に輸送容器重量を示す。



- ・上部隅金具、下部隅金具を含めた最大寸法を使用する

図3 体積計算に用いたLLW輸送容器の模式図<sup>[2]</sup>

表2 LLW輸送容器重量及び寸法<sup>[2]</sup>

型式	LLW-2型
主要寸法	(長さ) 約 3.2m (幅) 約 1.6m (高さ) 約 1.1m
輸送容器重量	(タイプI) 1,190kg 以下 (タイプII) 1,200kg 以下

a. 評価結果

(a) 重量

表2 輸送容器重量より、保守的に 1.1 t と設定。

(b) 体積

$$3.2 \times 1.6 \times 1.1 = 5.632 [\text{m}^3]$$

(c) 浮力

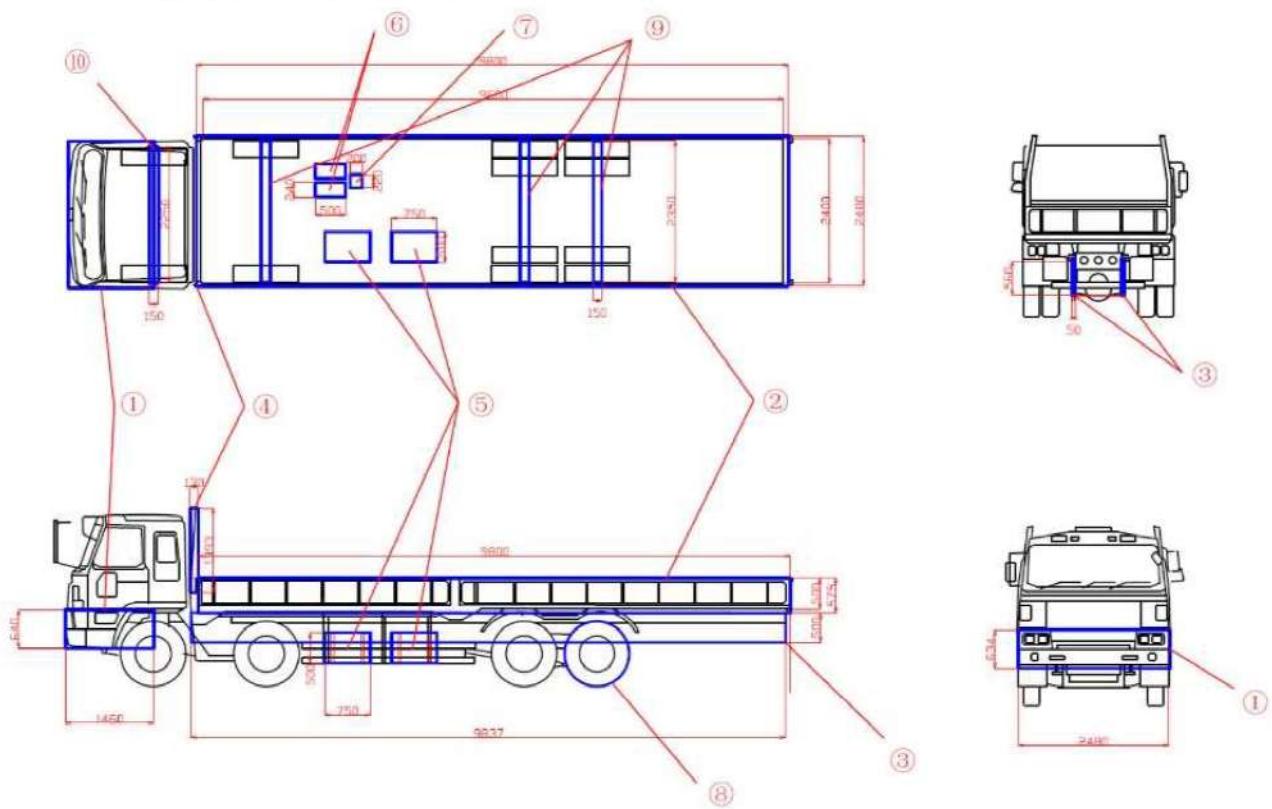
$$5.632 \times 1.03^{**} = 5.9 [\text{t}] \text{ (小数点第2位以下切り上げ)}$$

※：海水の比重を 1.03 t/m<sup>3</sup> とした

(a) 重量 < (c) 浮力より、LLW輸送容器については、重量よりも水没時に作用する浮力が大きい。

## (2) LLW輸送車両

LLW輸送容器の輸送に使用するトラック（15t 積載）を評価対象とする。体積については、図4のようにLLW輸送車両を構成する部材の体積を求め、これらの積算により算出した。



- ①エンジン部, ②荷台・シャーシ上部, ③シャーシ下部, ④ロードレスト, ⑤燃料タンク, ⑥エアータンク, ⑦バッテリー, ⑧タイヤ, ⑨車軸（2～4軸）⑩車軸（1軸）

- ・部材寸法の測定については、図面からの引用の他、実測値を使用している
- ・運転席については、窓を開ける運用とし、気密性がないため体積には加えない

図4 体積計算に用いたLLW輸送車両の模式図

a. 評価結果

(a) 重量

車両重量 ( 10.41 t<sup>※</sup>)

※ : 実際に運用する車両の車検証の値を使用

(b) 体積

No.	部材名	L [mm]	W [mm]	H [mm]	個数	体積[m <sup>3</sup> ]	備考
①	エンジン部	1460	2490	634	1	2.305	直方体とする
②	荷台・シャーシ上部	9800	2490	575	1	2.455	A-B
A	(外寸)	9800	2480	575	1	13.975	直方体
B	(内寸)	9600	2400	500	1	11.520	直方体
③	シャーシ下部	9800	40	560	1	0.220	
④	ロードレスト	130	2490	1400	1	0.453	
⑤	燃料タンク	750	500	500	2	0.375	
⑥	エアータンク	500	φ240	φ240	2	0.045	円柱
⑦	バッテリー	510	220	200	1	0.022	円柱
⑧	タイヤ	φ870	235	φ870	13	1.816	円柱
⑨	車軸 (2~4軸)	φ150	φ150	2350	3	0.125	円柱
⑩	車軸(1軸)	φ150	φ150	2250	3	0.119	円柱
合計						7.935	

(c) 浮力

$$7.935 \times 1.03^{※} = 8.2[\text{t}] \quad (\text{小数点第2位以下切り上げ})$$

※ : 海水の比重を 1.03 t/m<sup>3</sup> とした

(a) 重量 > (c) 浮力より、LLW輸送車両は、漂流物とはならない。

(3) LLW輸送の今後の運用について

LLW輸送車両は漂流物とはならないが、最も浮力が大きくなるLLW輸送容器の空容器を2個積載した場合、車両総重量(約13t)に対し、浮力(約20t)の方が大きい。また、廃棄体を収納したLLW輸送容器をLLW輸送車両へ積載した場合においても、車両総重量に対し浮力の方が大きくなることがある<sup>※1</sup>。

このため、作業員のみが退避する場合は、LLW輸送容器をLLW輸送車両に固縛し、浮力を上回るようウェイトを積載する対策<sup>※2</sup>を実施することで、漂流物とはしない方針とする。

なお、LLW輸送車両へのLLW輸送容器の固縛については、LLW輸送車両の固縛装置により行う（図5参照）。また、固縛装置については、図6～8に示す構造となっており、固縛装置は車両固縛部等によりLLW輸送車両に固縛し、LLW輸送容器は固縛装置のツイストロックで固縛装置に固縛する。

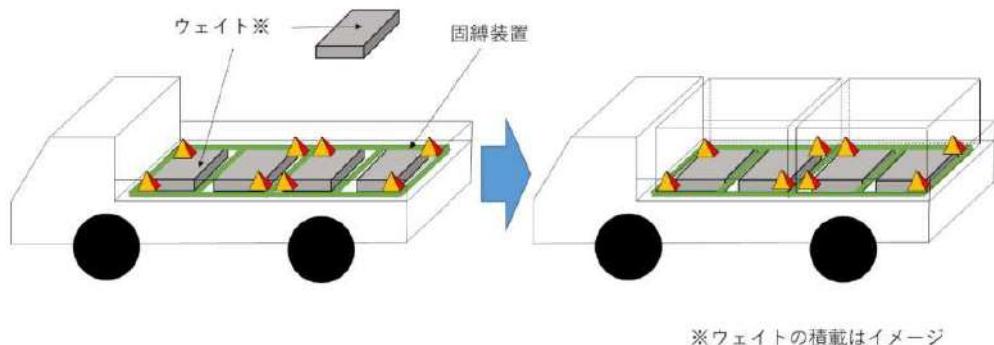


図5 LLW輸送容器等の積載・固縛方法

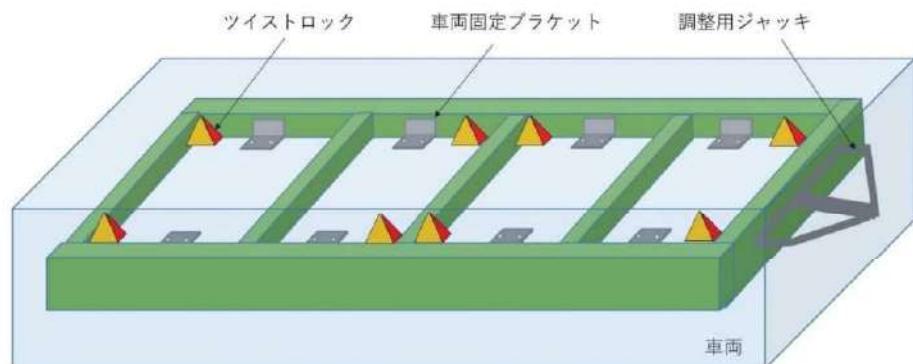


図6 固縛装置の概略図

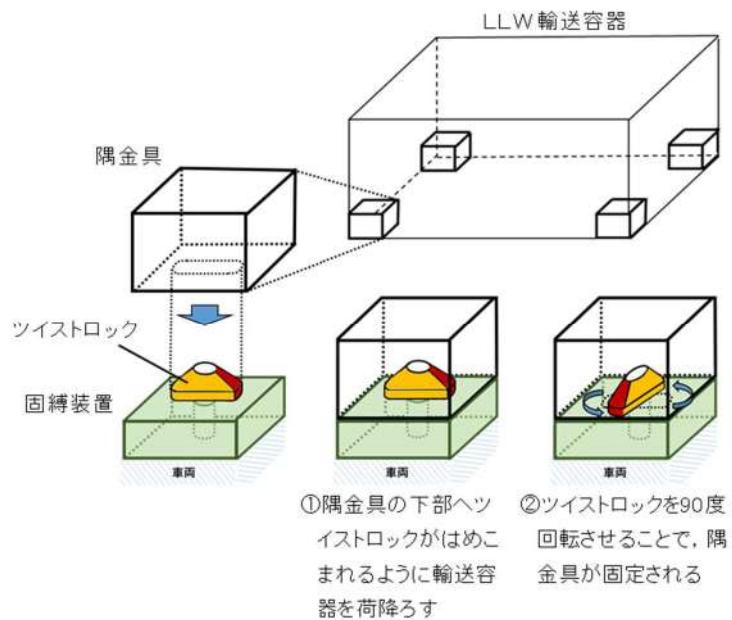


図7 固縛装置（ツイストロック）の概略図

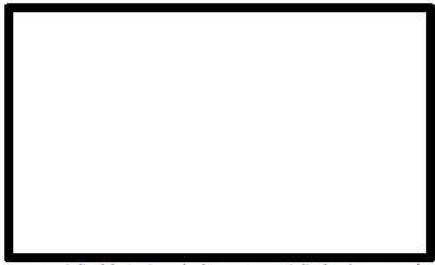


図8 固縛装置（車両固縛部）の概略図

また、LLW輸送車両の固縛装置については、国土交通省「放射性物質の自動車運搬に係る積載方法の安全性に関する技術基準の適用指針」において、前後方向2G、左右方向1G、上下方向2Gの加速度が同時に作用する場合に発生する力に耐えうる強度を有することが要求されており、この条件に適合させ、十分な余裕を有した設計となっている。

LLW輸送容器は、「危険物船舶運送及び貯蔵規則第78条第2項」に要求のある、IP-2型輸送物として設計しており、積重ね試験や側面不可試験等の試験条件において解析基準を満足している。蓋の固定については規定の締め付けトルクで固定ボルトが締結されていることを確認し輸送を行っている。

※1：LLW輸送容器へ収納する廃棄体の重量を、過去に搬出した廃棄体重量（最小）より約0.3tとした場合、車両総重量（約13.3t）に対し、浮力（約20t）の方が大きい。

※2：あらかじめ浮力を上回るようウェイトを積載したLLW輸送車両を使用する。

#### 参考文献

- [1] NFT-14P型 核燃料輸送物設計承認書、平成23年10月、原燃輸送株式会社
- [2] LLW-2型輸送容器取扱説明書、2020年1月、原燃輸送株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

審査ガイドとの整合性（耐津波設計方針）

<p>II. 耐津波設計方針</p> <p>1. 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p>本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））（以下「設置許可基準規則及び同規則の解釈」という。）の趣旨を十分踏まえ、耐津波設計方針の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的とする。</p> <p>1.2 適用範囲</p> <p>本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設に適用される。なお、本ガイドの基本的な考え方は、原子力関係施設及びその他の原子炉施設にも参考となるものである。</p>	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>II. 耐津波設計方針</p> <p>1. 総則</p> <p>—</p> <p>1.1.1 本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））（以下「設置許可基準規則及び同規則の解釈」という。）の趣旨を十分踏まえ、耐津波設計方針の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的とする。</p> <p>1.2 適用範囲</p> <p>本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設に適用される。なお、本ガイドの基本的な考え方は、原子力関係施設及びその他の原子炉施設にも参考となるものである。</p>
--	---

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド		泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況
2. 基本方針	2. 基本方針	2. 基本方針
2.1 基本方針の概要	2.1 基本方針の概要	<p>泊3号炉の耐津波設計の基本方針については、『重要な安全機能を有する施設は、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがある津波（基準津波）に対して、その安全機能を損なわない設計であること』としている。</p> <p>この基本方針に関して、以下の要求事項に満たした設計をしている。</p>

<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>ること。</p> <p>(4) 水位低下による安全機能への影響防止 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響 を防止する。</p>	<p>泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>等から隔離可能な設計とする。</p> <p><b>【別添1 II.2.4】</b></p> <p>(4) 水位低下による安全機能への影響防止 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響 を防止する設計とする。</p> <p><b>【別添1 II.2.5】</b></p> <p>これらの人命のうち(1)及び(2)については、津波の敷地 への流入を基本的に防止するものである。(3)については、津 波に対する防護を多重化するものであり、また、地震・津波の 相乗的な影響や津波以外の溢水要因も考慮した上で安全機能へ の影響を防止するものである。なお、(3)は、設計を超える事 象(津波が防潮堤を超える事象等)に対して一定 の耐性を付与するものである。</p> <p>ここで、(1)においては、敷地への流入を防止するための対 策を施すことも求められており、(2)においては、敷地への流入対 策を施した上でもなお漏れる水及び設備の構造上、津波による 圧力上昇で漏れる水を合わせて「漏水」と位置付け、漏水によ る浸水範囲を限定し、安全機能への影響を防止することを求め ている。</p>
---	--

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド		泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況	
本ガイドの項目と設置許可基準規則及び同規則の解釈の関係を以下に示す。			
基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	設置許可基準規則	設置許可基準解釈(別記3)	
審査ガイド II. 耐津波設計方針	規則	規則	—
1. 総則	—	—	—
1.1 目的	—	—	—
1.2 適用範囲	—	—	—
2. 基本方針	—	—	—
2.1 概要	—	—	—
2.2 安全審査範囲及び事項	—	—	—
3. 基本事項	—	—	—
3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等	第二章 第五条	3 — ①	
3.2 基準津波による敷地及び敷地周辺の地上・浸水域	第二章 第五条	3 — ②	
3.3 入力津波の設定	第二章 第五条	3 五 ②	
3.4 津波防護方針の審査にあたつての考慮事項(水位変動・地盤変動)	第二章 第五条	3 七	
4. 津波防護方針	—	—	—
4.1 敷地の特性に応じた基本方針	第二章 第五条	3 —～三	
4.2 敷地への浸水防止(外郭防護)	第二章 第五条	3 — ①, ③	
4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護)	第二章 第五条	3 二 ①～③	
4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)	第二章 第五条	3 三	
4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止	第二章 第五条	3 四, 六	
4.6 津波監視	第二章 第五条	3 五	—
5. 施設・設備の設計の方針及び条件	—	—	—
5.1 津波防護施設の設計	第二章 第五条	3 五 ③, ⑨, 六	
5.2 浸水防止設備の設計	第二章 第五条	3 五 ④, 六	
5.3 津波監視設備の設計	第二章 第五条	3 五 ⑤, ⑥, ⑧	
5.4 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項	第二章 第五条	3 五 ⑦	

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>【重大事故等対処施設について】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>重大事故等対処施設に係る設置許可基準規則第三章第四十条について、規則に従い第二章第五条と同じ規定に準じ、同設計方針のもと設計を行うこととし、適合状況を記載する。</li></ul>
-----------------------	---

基準審査範囲及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況
<p><b>2.2 安全審査範囲及び事項</b></p> <p>設置許可に係る安全審査においては、基本設計段階における審査として、主に、基本事項、津波防護方針の妥当性について確認する。施設・設備の設計について、方針、考え方を確認し、その詳細を後段規制（設計及び工事の計画の認可）において確認することとする。津波に対する設計方針に係る安全審査の範囲を表-1に示す。</p> <p>それぞれの審査事項ごとの審査内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本事項 略 (3.項)</li> <li>(2) 津波防護方針 略 (4.項)</li> <li>(3) 施設・設備の設計方針 略 (5.項)</li> </ul>	<p><b>2.2 安全審査範囲及び事項</b></p> <p>—</p> <p>なお、耐津波設計に係る審査において、対象となる施設・設備の意味及び例は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波防護施設、浸水防止設備：耐震Sクラス※の施設に対して津波による影響が発生することを防止する施設・設備 例：津波防護施設として、防潮堤、盛土構造物、防潮壁等。</li> <li>浸水防止設備として、水密扉、壁・床の開口部・貫通口の浸水対策設備（止水板、シール処理）等。</li> <li>・津波監視設備：敷地における津波監視機能を有する設備</li> </ul>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況
例：津波監視設備として、敷地の潮位計及び取水ピット水位計並びに津波の来襲状況を把握できる屋外監視カメラ等。	
・津波影響軽減施設・設備：津波防護施設、浸水防止設備への影響等、津波による影響を軽減する効果が期待される施設・設備	
例：津波影響軽減施設として、港湾部の防波堤等。 ※ 地震により発生する可能性のある安全機能の喪失及びそれに続く環境への放射線による影響を防止する観点から、重要な安全機能を有する施設。	

表-1 津波に対する設計方針に係る審査ガイド				泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況	
大項目	中項目	審査事項	審査の範囲 <sup>*1</sup>	確認内容	
(1)基本事項	①敷地の地形	—	○		
	②敷地周辺の浸水域	—	○	評価の妥当性	
	③入力津波	—	○		
	④水位変動、地盤変動	—	○	考慮の妥当性	
(2)津波防護方針	①基本方針	敷地の特性に応じた津波防護の考え方	○	妥当性	
	②外郭防護1	敷地への流入経路・対策	○	経路・対策の妥当性	
		流入経路・対策	○		
		津波防護施設	○	位置・仕様 <sup>*4</sup>	
		浸水防止設備 <sup>*2</sup>	○	設置の方針	
	③外郭防護2	漏水経路・漏水想定範囲・対策 <sup>*2</sup>	○	経路・範囲・対策の方針	
		浸水防止設備 <sup>*2</sup>	○	設置の方針	
	④内郭防護	浸水防護重点化範囲 <sup>*2</sup>	○	基本設計による範囲設定及び方針	
		浸水防止設備 <sup>*2</sup>	○	基本設計による範囲設定及び方針	
	⑤海水ポンプ	安全機能保持の評価	○	仕様の方針	
(3)設計方針	⑥津波監視	津波監視設備 <sup>*2</sup>	○	評価の妥当性 <sup>*4</sup>	
	①津波防護施設	荷重設定 荷重組合せ 許容限界	○	設置の方針	
	②浸水防護設備 <sup>*3</sup>	同上	○	それぞれの方針	
	③津波監視設備 <sup>*3</sup>	同上	○	設置の方針	
	④漂流物対策 <sup>*3</sup>	—	○	対策の方針	
	⑤津波影響軽減	—	○	設置時の方針	

- \*1 ○ 安全審査で妥当性を確認  
 ○ 安全審査で方針等を確認（設計の詳細は設計及び工事の計画の認可で確認）
- \*2 仕様、配置等の詳細については、基本設計段階では確定していないことから、詳細設計段階で確認
- \*3 施設・設備ごとの具体的な設計方針、検討方針・構造・強度については、設計及び工事の計画の認可において確認
- \*4 施設・設備ごとの構造・強度については、設計及び工事の計画の認可において確認

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド		泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況
3. 基本事項	3. 基本事項	<p>3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等 敷地及び敷地周辺の図面等により、以下を示している。</p> <p>(1) 敷地及び敷地周辺の地形、標高並びに河川等の存在 泊発電所の敷地は、積丹半島の西側基部にあり、日本海に面した地点で、北海道古宇郡泊村内にある。 敷地に近い主な都市は、小樽市（東北東約42km）である。 敷地は、海岸線から山側に向かって標高40～130mの丘陵地で、海岸に向かって次第に低下し、海岸付近では急峻な海食崖となっている。</p> <p>敷地周辺の河川としては、発電所敷地内へ流入する河川はないが、敷地北側に茶津川、敷地東側に発足川（堀株川の支流）がある。敷地を含む周辺の表流水のほとんどは、敷地北側の茶津川及び敷地東側の発足川に集まり、日本海へ注いでいる。</p> <p>主要な施設を設置する敷地レベルは、T.P.+10.0mである。また、敷地はその他に、港湾施設が設置されるT.P.+5.5m以下、主に重大事故等対処設備が設置されるT.P.+31.0m以上の高さに分かれている。</p>
		<p>【別添1 II.1.2(1)】</p> <p>【重大事故等対処施設について】</p> <p>常設設備、可搬型設備ともに所在が泊発電所敷地内であることを確認した。</p> <p>(2) 敷地における施設（以下、例示）の位置、形状等 ① 耐震Sクラスの設備を内包する建屋</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>建屋及び区画としては、原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、原子炉補機冷却海水ポンプ出ロストレーナ室があり、いずれも T.P. + 10.0m の敷地に設置されている。</p> <p>②耐震 S クラスの屋外設備</p> <p>③津波防護施設（防潮堤、防潮壁等）</p> <p>④浸水防止設備（水密扉等）※</p> <p>※基本設計段階で位置が特定されているものの</p>
	<p>②設計基準対象施設の津波防護対象設備の屋外設備としては、T.P. + 10.0m の地下に原子炉補機冷却海水管ダクト、ディーゼル発電機燃料油貯油槽室、ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ、その他、非常用取水設備として、取水口（貯留堰を含む。）、取水路、取水路、取水ピットストリーン室及び取水ピットトボンプ室が設置されている。</p> <p>③津波防護施設として、日本海に面した T.P. + 10.0m の敷地前面に天端高さ T.P. + 16.5m の防潮堤を設置する。防潮堤は、セメント改良土及び置換コンクリートによる堤体構造とする。海と連接する取水路、放水路からのお敷地面への流入を防止するため、1号及び2号炉取水ピットストリーン室、3号炉取水ピットストリーン室に溢水防止壁、3号炉放水ピットに溢水対策工を設置する。</p> <p>また、引き波時における原子炉補機冷却海水ポンプによる補機冷却に必要な海水を確保するため、3号炉取水口に貯留堰を設置する。</p> <p>④浸水防止設備として、1号及び2号炉取水ピットストリーン室溢水防止壁に水密扉及び貫通部止水蓋、3号炉取水ピットストリーン室溢水防止壁に水密扉及び貫通部止水蓋、原子炉補機冷却海水系統配管に海水戻りライン逆止弁、屋</p>

<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p>	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p>
<p>⑤津波監視設備（潮位計、取水ピット水位計等）※ ※基本設計段階で位置が特定されているもの</p> <p>外排水路に逆流防止設備を設置する。原子炉補機冷却海水ポンプエリアにドレンライン逆止弁、浸水防止蓋の設置及び貫通部止水処置を実施する。また、原子炉建屋とタービン建屋の境界部にドレンライン逆止弁の設置及び貫通部止水処置を実施し、原子炉建屋及び原子炉補助建屋と電気建屋との境界部に水密扉の設置及び貫通部止水処置を実施する。</p>	<p>⑤津波監視設備として、3号炉取水ピットスクリーン室内T.P. - 7.5mに潮位計、3号炉取水ピットスクリーン室内T.P. + 3.5mに取水ピット水位計、3号炉原子炉建屋壁面(T.P. + 43.6m)及び防潮堤上部3号炉取水路付近(T.P. + 16.5m)に津波監視カメラを設置する。</p> <p>⑥敷地内のうち防潮堤外側の週上域の建物・構築物等としては、T.P. + 3.0mの敷地に残留塩素計建屋及び3号炉放水口モニタ建屋、T.P. + 10.0mの敷地にモニタリング局舎等がある。</p> <p>⑥敷地内（防潮堤の外側）の週上域の建物・構築物等（一般建物、鉄塔、タンク等）</p>

#### 【別添1 II.1.2(2)】

【重大事故等対処施設について】  
 重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋としては、設計基準対象施設と同様、T.P. + 10.0mの敷地に設置された原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、原子炉補機冷却海水ポンプエリア、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室、このほかに、T.P. + 31.0m以上の敷地に設置される緊急時対策所がある。

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p>	<p><b>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</b></p>
<p>(3) 敷地周辺の人工構造物（以下、例示）の位置、形状等</p> <p>① 港湾施設（サイト内及びサイト外）</p>	<p>また、重大事故等対処施設の津波防護対象設備の屋外設備（設置基準対象施設と兼ねるものを除く）としては、T.P.+31.0m以上の敷地面に代替非常用発電機が敷設され、可搬型重大事故等対処設備については、それぞれT.P.+31.0m以上の敷地にある51m倉庫車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側31mエリア、展望台行管理道路脇西側60mエリア、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア（a）及び（b）、T.P.+10.0mの敷地にあるT.P.+10.0m盤集水樹に設置・保管されている。</p> <p>以上により、緊急時対策所及び各エリアから原子炉建屋敷地面の設備にかけてアクセスルートを設定している。</p> <p style="text-align: center;"><b>【別添1 II.1.2(2)】</b></p> <p>(3) 敷地周辺の人工構造物の位置、形状等</p> <p>① 発電所構内の港湾施設としては、防波堤を設置しており、その内側には荷揚岸壁を設けている。敷地周辺の港湾としては、発電所から南に約6kmの位置に岩内港があり、7,000重量トン級岸壁が設けられ、防波堤が設置されている。また、泊発電所周辺には、岩内港の他に5つの漁港（泊、茶津、孟（孟地区）、カブト地区）、敷島内）が点在する。発電所に最も近い漁港（北約1km未満の位置）は茶津漁港である。</p> <p>② 上記の茶津漁港には防波堤が整備されている。</p> <p>③ 海上設置物としては、岩内港、泊漁港、孟漁港（孟地区・カブト地区）、その他船揚場等に船舶・漁船が約180隻係留</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>④ 遷上域の建物・構築物等（一般建物、鉄塔、タンク等）</p> <p>⑤ 敷地前面海域における通過船舶</p> <p>⑥ 発電所周辺の集落としては泊村、岩内町、共和町があり、一般家屋、漁具、配電柱等がある。</p> <p>⑦ 発電所周辺の海上には、発電所沖合約30kmに小樽～新潟（または舞鶴）間のフェリーが運航されているが、発電所近傍にはフェリー航路はない。</p>	<p>されており。また、発電所が面する積丹半島西側では、ホタテの養殖漁業が営まれており、養殖施設等が認められる。</p> <p>④発電所周辺の集落としては泊村、岩内町、共和町があり、一般家屋、漁具、配電柱等がある。</p> <p>⑤発電所周辺の海上には、発電所沖合約30kmに小樽～新潟（または舞鶴）間のフェリーが運航されているが、発電所近傍にはフェリー航路はない。</p> <p><b>【別添1 II.1.2(3)】</b></p>
-----------------------	---	---

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p>3.2 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域 3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価</p> <p><b>【規制基準における要求事項等】</b></p> <p>【規制基準における要求事項等】は、次に示す事項を考慮した遡上・浸水域の評価に当たっては、遡上解析を実施して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地及び敷地周辺の地形とその標高</li> <li>・敷地沿岸域の海底地形</li> <li>・津波の敷地への浸入角度</li> <li>・敷地及び敷地周辺の河川、水路の存在</li> <li>・陸上の遡上・伝播の効果</li> <li>・伝播経路上の人工構造物</li> </ul>	<p><b>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</b></p> <p>3.2 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域 3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価</p> <p><b>【要求事項等への対応方針】</b></p> <p>基準津波による次に示す事項を考慮した遡上解析を実施して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地及び敷地周辺の地形とその標高</li> <li>・敷地沿岸域の海底地形</li> <li>・津波の敷地への浸入角度</li> <li>・敷地及び敷地周辺の河川、水路の存在</li> <li>・陸上の遡上・伝播の効果</li> <li>・伝播経路上の人工構造物</li> </ul>
<p><b>【確認内容】</b></p> <p>(1) 上記の考慮事項について、遡上解析（砂移動の評価を含む）の手法、データ及び条件を確認する。確認のポイントは以下のとおり。</p> <p>① 敷地及び敷地周辺の地形とその標高について、遡上解析上、影響を及ぼすものが考慮されているか。遡上域のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されているか。</p> <p>② 敷地沿岸域の海底地形の根拠が明示され、その根拠が信頼性を有するものか。</p>	<p><b>【確認状況】</b></p> <p>(1) 上記の検討方針について、遡上解析の手法、データ及び条件を以下のとおりとした。</p> <p>① 基準津波による敷地周辺の遡上解析に当たっては、遡上解析上、影響を及ぼす斜面や道路等の地形とその標高及び伝播経路上の人工構造物の設置状況を考慮し、遡上域のメッシュサイズに合わせた形状にモデル化する。</p> <p>② 海底地形は日本水路協会M7000データ（2006）を、敷地周辺は2006年に実施した深浅測量データを用い、陸域では国土地理院数値地図50mメッシュ（標高）及び北海道開発局1mDEMデータを使用する。また、取・放水路等の諸元、敷地標高については、発電所の竣工図を用いる。</p>

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p>(3) 敷地及び敷地周辺に河川、水路が存在する場合には、当該河川、水路による遡上を考慮する上で、遡上域のメッシュサイズが十分か、また、適切な形状にモデル化されているか。</p> <p>(4) 遡上・伝播の効果について、遡上、伝播経路の状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定されているか。</p> <p>(5) 伝播経路上の人工構造物について、遡上解析上、影響及ぼすものが考慮されているか。遡上域のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されているか。</p>	<p>③ 敷地北側に茶津川、敷地東側に堀株川があるが、茶津川については、標高約50m以上の尾根で隔てており、敷地への遡上波に影響することはない。また、堀株川は、敷地東側約1km地点にあり、敷地から十分離れていること、敷地とは標高約100mの山（丘陵）で隔てられていることから、敷地への遡上波に影響することはない。</p> <p>④ 遡上の遡上・伝播の効果について、遡上、伝播経路の状態に応じた解析モデル、解析条件を適切に設定し、遡上域モデルを作成する。</p> <p>⑤ モデル化の対象とする構造物は、耐震性や耐津波性を有する恒設の人工構造物及び津波の遡上経路に影響する恒設の人工構造物とする。</p>	<p><b>【別添1 II.1.2, 1.3(1)】</b></p> <p>(2) 敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たって以下のとおりとした。</p> <p>① 敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の浸入角度及び速度並びにそれらの経時変化が把握されているか。また、敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波の遡上・流下方向及びそれらの速度について留意しているか。</p> <p>(2) 敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たっての考慮事項に対する確認のポイントは以下のとおり。</p> <p>① 敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の浸入角度及び速度並びにそれらの経時変化が把握されているか。また、敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波の遡上・流下方向及びそれらの速度について留意する。</p>
--	---	---

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況
<p>②敷地前面又は津波浸入方向に正対した面における敷地及び津波防護施設について、その標高の分布と施設前面の津波の週上高さの分布を比較し、週上波が敷地に地上部から到達・流入する可能性が考えられるか。</p> <p style="text-align: right;">追而</p> <p>(基準津波の審査を踏まえて記載する)</p>	<p>③敷地及び敷地周辺の地形、標高の局所的な変化並びに河川、水路等の津波の週上・流下方向に与える影響により、週上波の敷地への回り込みの可能性が考えられるか。</p> <p>③敷地の地形、標高の局所的な変化等による週上波の敷地への回り込みを考慮する。 【別添1 II.1.3 (1)】</p>

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p><b>3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価</b></p> <p><b>【規制基準における要求事項等】</b></p> <p>次に示す可能性が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に起因する変状による地形、河川流路の変化</li> <li>・繰り返し来襲する津波による洗掘・堆積により地形、河川流路の変化</li> </ul>	<p><b>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</b></p> <p><b>3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価</b></p> <p><b>【要求事項等への対応方針】</b></p> <p>次に示す可能性があるかについて検討し、可能性がある場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に起因する変状による地形、河川流路の変化</li> <li>・繰り返し来襲する津波による洗掘・堆積により地形、河川流路の変化</li> </ul> <p><b>【確認状況】</b></p> <p>(1) 津波遡上解析に当たっては、地震による地形等の変化について、以下を考慮し、解析結果を踏まえ遡上経路に及ぼす影響を検討した。なお、敷地周辺の斜面は、基準地震動SSsにより崩壊する可能性は小さいと考えられることから、遡上波の敷地への到達に影響を及ぼす斜面はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準地震動SSsによる健全性が確認された構造物ではない防波堤について、それらの損傷を想定し、防波堤の有無の組合せを考慮した地形</li> <li>・敷地について、基準地震動SSsによる沈下を想定し、保守的に設定した沈下量を反映した地形</li> </ul>
--	---

<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>(2) 敷地周辺の遡上経路上に河川、水路が存在し、地震による河川、水路の堤防等の崩壊、周辺斜面の崩落に起因して流路の変化が考えられる場合は、遡上波の敷地への到達の可能性について確認する。</p> <p>(3) 遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、地形変化、標高変化、河川流路の変化について、基準地震動 <math>S_s</math> による被害想定を基に遡上解析の初期条件として設定していることを確認する。</p> <p>(4) 地震による地盤変状、斜面崩落等の評価については、適用する手法、データ及び条件並びに評価結果を確認する。</p>	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>(2) 敷地周辺に津波の遡上・流下方向に影響を与える可能性のある河川、水路等は存在しない。</p> <p><b>【別添 1 II.1.2.1.3(2)】</b></p> <p>(3) (1)にて記載。</p> <p>(3) (1)にて記載。</p> <p>(4) 地震による地盤変状、斜面崩落等の評価については、適用する手法、データ及び条件並びに評価結果を確認する。</p> <p><b>【別添 1 II.1.3(2)】</b></p>
---	---

<p><b>3.3 入力津波の設定</b></p> <p><b>【規制基準における要求事項等】</b></p> <p>基準津波は、波源域から沿岸域までの海底地形等を考慮した、津波伝播及び海上解析により時刻歴波形として設定していること。</p> <p>入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備等の設置位置において算定される時刻歴波形として設定していること。</p> <p>入力津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に考慮するこ</p>	<p><b>3.3 入力津波の設定</b></p> <p><b>【要求事項等への対応方針】</b></p> <p>基準津波については、「泊発電所3号炉 津波評価について」において説明する。</p> <p>入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備等の設置位置において算定される時刻歴波形として設定する。入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内の局所的な海面の励起を適切に評価し考慮する。</p>	<p><b>【確認内容】</b></p> <p>(1) 入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量を表示していること。なお、潮位変動量等については、入力津波を設計又は評価に用いる場合に考慮するものとする。</p> <p>(2) 入力津波の設定に当たっては、入力津波が各施設・設備の設計に用いるものであることを念頭に、津波の高さ、津波の速度、衝撃力等、着目する荷重因子を選定した上で、各施設・設備の構造・機能損傷モードに対応する効果(浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等)が安全側に評価されることを確認する。</p>	<p><b>【確認内容】</b></p> <p>(1) 入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量を表示することとし、潮位変動量等については、入力津波を設計又は評価に用いる場合に考慮する。</p> <p><b>【別添1 II.1.4】</b></p> <p>(2) 入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、津波の速度、衝撃力等、各施設・設備の設計・評価において着目する荷重因子を選定した上で、算出される数値の切上げ等の処理も含め、各施設・設備の構造・機能損傷モードに対応する効果を安全側に評価する。</p> <p>また、浸水防止設備等の新規の施設・設備の設計においては、入力津波高さ以上の高さの津波を設計荷重とする等により、安全側の設計となるよう配慮する。</p> <p><b>【別添1 II.1.4】</b></p>
--	---	--	---

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p>(3) 施設が海岸線の方向において広がりを有している場合（例えば敷地前面の防潮堤、防潮壁）は、複数の位置において荷重因子の値の大小関係を比較し、当該施設に最も大きな影響を与える波形を入力津波として設定していることを確認する。</p>	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">追而 (基準津波の審査を踏まえて記載する)</p> <p style="text-align: right;">【別添 1 II.1.4】</p> </div>
<p>(4) 基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起について、以下の例のように評価し考慮していることを確認する。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">追而 (基準津波の審査を踏まえて記載する)</p> <p style="text-align: right;">【別添 1 II.1.4】</p> </div>

- ①港湾内の局所的な海面の固有振動に関しては、港湾周辺及び港湾内の水位分布、速度ベクトル分布の経時的変化を分析することにより、港湾内の局所的な現象として生じているか、生じている場合、その固有振動による影響が顕著な範囲及び固有振動の周期を把握する。
- ②局所的な海面の固有振動により水位変動が大きくなっている箇所がある場合、取水ピット、津波監視設備（敷地の潮位計等）との位置関係を把握する。（設計上クリティカルとなる程度に応じて緩和策、設備設置位置の移動等の対応を検討）

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p><b>3.4 津波防護方針の審査に当たつての考慮事項（水位変動、地殻変動）</b></p> <p><b>【規制基準における要求事項等】</b></p> <p>入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位（注）を考慮して安全側の評価を実施すること。 注）朔（新月）及び望（満月）の日から5日以内に観測された、各月の最高満潮面及び最低干潮面を1年以上にわたって平均した高さの水位をそれぞれ、朔望平均満潮位及び朔望平均干潮位といふ 潮汐以外の要因による潮位変動についても適切に評価し考慮すること。 地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、地殻変動による敷地の隆起又は沈降及び強震動に伴う敷地地盤の沈下を考慮して安全側の評価を実施すること。</p>	<p><b>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</b></p> <p><b>3.4 津波防護方針の審査に当たつての考慮事項（水位変動、地殻変動）</b></p> <p><b>【要求事項等への対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入力津波を設計又は評価に用いるに当たり、入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施する。</li> <li>・潮汐以外の要因による潮位変動として、高潮についても適切に評価を行い考慮する。また、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合は、地殻変動による敷地の隆起又は沈降及び強震動に伴う敷地地盤の沈下を考慮して安全側の評価を実施する。</li> </ul>
<p><b>【確認内容】</b></p> <p>(1) 敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づき、観測期間、観測設備の仕様に留意の上、朔望平均潮位を評価していることを確認すること。</p>	<p><b>【確認状況】</b></p> <p>(1) 津波シミュレーションで考慮する朔望平均潮位は、泊発電所の南約6kmの岩内港（国土交通省所管）の潮位観測記録に基づき設定している。</p> <p><b>【別添1 II.1.5(1)】</b></p> <p>(2) 耐津波設計においては施設への影響を確認するため、上昇側の水位変動に対しても朔望平均満潮位T.P.+0.26m及び潮位のばらつき0.11mを考慮した上昇側評価水位を設定し、下降側の水位変動に対しては、朔望平均干潮位T.P.-0.14m及び潮位のばらつき0.12mを考慮した下降側評価水位を設定する。</p> <p>(2) 上昇側の水位変動に対して朔望平均満潮位を考慮し、上昇側評価水位を設定していること、また、下降側の水位変動に対して朔望平均干潮位を考慮し、下降側評価水位を設定していることを確認する。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況	【別添1 II.1.5(1~4)】
(3) 潮汐以外の要因による潮位変動について、以下の例のように評価し考慮していることを確認する。 ①敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づき、観測期間等に留意の上、高潮発生状況（程度、台風等の高潮要因）について把握する。	(3) 潮汐以外の要因による潮位変動については、以下の通り評価し考慮している。 ①観測地点岩内港における潮位観測記録に基づき、観測期間等に留意の上、高潮発生状況（程度、台風等の高潮要因）について把握する。	(3) 潮汐以外の要因による潮位変動については、以下の通り評価し考慮している。 ①観測地点岩内港における過去48年の潮位記録を整理し、高潮の発生履歴を考慮して、高潮の可能性とその程度（ハザード）について検討する。
②高潮要因の発生履歴及びその状況並びに敷地における汀線の方向等の影響因子を考慮して、高潮の発生可能性とその程度（ハザード）について検討する。	③津波ハザード評価結果を踏まえた上で、独立事象としての津波と高潮による重畳頻度を検討した上で、考慮の可否、津波と高潮の重畳を考慮する場合の高潮の再現期間を設定する。	③基準津波による水位の年超過確率は**～**程度であり、独立事象としての津波と高潮が重畳する可能性は低いと考えられるものの、高潮ハザードに対する期待値（T.P.+1.03m）と入力津波で考慮する朔望平均満潮位（T.P.+0.26m）及び潮位のばらつき（0.12m）との差である0.65mを外郭防護の裕度評価において参照する。
(4) 地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、以下の例のように地盤変動量を考慮して安全側の評価を実施していることを確認する。 ①広域的な地盤変動を評価すべき波源は、地震の震源と解釈し、津波波源となる地震の震源（波源）モデルから算定される広域的な地盤変動を考慮することとする。	(4) 地震により陸域の隆起又は沈降が想定されたため、以下のとおり地盤変動量を考慮して安全側の評価を実施する。 ①追而 (基準地盤動の審査を踏まえて記載する)	(4) 地震により陸域の隆起又は沈降が想定されたため、以下のとおり地盤変動量を考慮して安全側の評価を実施する。 ①追而 (基準地盤動の審査を踏まえて記載する)

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況
②プレート間地震の活動に関連して局所的な地殻変動があつた可能性が指摘されている場合（南海トラフ沿岸部に見られる完新世段丘の地殻変動等）は、局所的な地殻変動量による影響を検討する。	<p style="text-align: center;">追而 (基準地震動の審査を踏まえて記載する)</p>
③地殻変動量は、入力津波の波源モデルから適切に算定し設定すること。	<p style="text-align: center;">追而 (基準地震動の審査を踏まえて記載する)</p>
④地殻変動が隆起又は沈降によって、以下の例のように考慮の考え方方が異なることに留意が必要である。	④地殻変動の隆起又は沈降について、以下のとおり考慮する。
a ) 地殻変動が隆起の場合、下降側の水位変動に対して安全機能への影響を評価（以下「安全評価」という。）する際には、対象物の高さに隆起量を加算した後で、下降側評価水位と比較する。また、上昇側の水位変動に対して安全評価する際には、隆起しないものと仮定して、対象物の高さと上昇側評価水位を直接比較する。	a ) 地殻変動が隆起の場合、下降側の水位変動に対して設計計画、評価を行う際には、隆起量を考慮して下降側水位を設定する。また、上昇側の水位変動に対して設計、評価を行う際は、隆起しないものと仮定する。
b ) 地殻変動が沈降の場合、上昇側の水位変動に対して安全評価する際には、対象物の高さから沈降量を減算した後で、上昇側評価水位と比較する。また、下降側の水位変動に対して安全評価する際には、沈降しないものと仮定して、対象物の高さと下降側評価水位を直接比較する。	b ) 地殻変動が沈降の場合、上昇側の水位変動に対しては安全評価を行なう際には、沈降量を考慮して上昇側水位を設定する。また、下降側の水位変動に対して設計、評価を行なう際は、沈降しないものと仮定する。

<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>⑤基準地震動評価における震源モデルから算定される広域的な地殻変動についても、津波に対する安全性評価への影響を検討する。</p> <p>⑥広域的な余効変動が継続中である場合は、その傾向を把握し、津波に対する安全性評価への影響を検討する。</p>	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>追而 (基準地震動の審査を踏まえて記載する)</p>	<p>【別添 1 II.1.5(5)】</p>
---	---	-------------------------

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p><b>4. 津波防護方針</b></p> <p><b>4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</b></p> <p><b>【規制基準における要求事項等】</b></p> <p>敷地の特性に応じた津波防護の基本方針が敷地及び敷地周辺全体図、施設配置図等により明示されていること。 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等として設置されるものの概要が網羅的に明示されていること。</p>	<p><b>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</b></p> <p><b>4. 津波防護方針</b></p> <p><b>4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</b></p> <p><b>【要求事項等への対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地の特性（敷地の地形、敷地周辺の津波の週上、浸水状況等）に応じた津波防護の基本方針を、敷地及び敷地周辺全体図、施設配置図等により明示する。</li> <li>・敷地の特性に応じた津波防護（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等）の概要（外郭防護の位置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範囲の設定等）について整理し明示する。</li> </ul> <p><b>【確認状況】</b></p> <p>(1) 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針は、以下の①～⑤のとおりとする。</p> <p>① 設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。下記③において同じ。）を内包する建屋・区画の設置された敷地において、基準津波による週上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。</p> <p>② 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止できる設計とする。</p> <p>③ 上記 2 方針のほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離可能な設計とする。</p>
--	--

<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p>	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p>
	<p>④水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止できる設計とする。</p> <p>⑤敷地への津波の繰り返しの来襲を察知し、その影響を俯瞰的に把握できる津波監視設備を設置する。</p> <p style="text-align: center;">【別添1 II.2.1(1)】</p> <p><b>【重大事故等対処施設に関する確認状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地の特性に応じた津波防護の基本方針は、以下の①～⑤のとおりとする。</li> </ul> <p>①重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。下記③において同じ。）を内包する建屋・区画の設置された敷地において、基準津波による週上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。</p> <p>②取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮のうえ、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。</p> <p>③上記2方針のほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離可能な設計とする。</p> <p>④水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。</p>

<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>(2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要（外殻防護の位置及び浸水想定範囲の設定並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範囲の設定等）を確認する。</p>	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>⑤敷地への津波の繰り返しの来襲を察知し、その影響を俯瞰的に把握できる津波監視設備を設置する。</p> <p><b>【別添 1 II.3.1(1)】</b></p> <p>(2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要（外郭防護の位置及び浸水想定範囲の設定並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範囲の設定等）を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋・区画としては、原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、原子炉補機冷却却海水ポンプエリア、原子炉補機冷却却海水ポンプ出口ストレーナ室、屋外には、原子炉補機冷却却海水管ダクト、ディーゼル発電機燃料油貯油槽タンク室、ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及び非常用取水設備がある。</li> </ul> <p>取水路、放水路等の経路からの流入に対する外郭防護（外郭防護1）として、1号及び2号炉取水ピットスクリーン室に溢水防止壁、3号炉取水ピット溢水対策工を設置する。また、1号及び2号炉取水ピットスクリーン室溢水防止壁に水密扉及び貫通部止水蓋、3号炉取水ピットスクリーン室溢水防止壁に水密扉及び貫通部止水蓋、1号及び2号炉の原子炉補機冷却却海水系統配管に海水戻りライン逆止弁、屋外排水路に逆流防止設備を設置する。原子炉補機冷却却海水ポンプエリアにドレンライン逆止弁、浸水防止蓋の設置及び貫通部止水処置を実施する。</p> <p>設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画のうち、原子炉建屋、</p>
---	--

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況	<p>原子炉補助建屋、ディーゼル発電機冷却海水ポンプ出ロストリーナ室、原子炉補機冷却水管ダクト、ディーゼル発電機燃料油貯槽タンク室及びディーゼル発電機燃料油貯槽油槽トレンチを敷設する区画を浸水防護重点化範囲として設定する。その上で、地震による損傷等の際に生じる溢水及び津波の影響による浸水に対し、内郭防護として原子炉補機冷却海水ポンプエリアに貫通部止水処置を実施する。</p> <p>また、3号炉原子炉建屋の浸水防護重点化範囲の境界に、ドレンライン逆止弁及び水密扉の設置及び貫通部止水処置を実施し、3号炉原子炉補助建屋の浸水防護重点化範囲の境界に水密扉の設置及び貫通部止水処置を実施する。</p> <p>基準津波による水位の低下に対して、3号炉の取水口には貯留堰を設置していることから、貯留堰高さを下回る引き波が発生した場合でも、取水ピットポンプ室内に冷却水が貯留される構造となっている。</p> <p>地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備として、3号炉原子炉建屋壁面及び防潮堤上部3号炉取水路付近に津波監視カメラを、取水ピットスクリーン室内に取水ピット水位計及び潮位計を設置する。</p>
------------------------	--

【別添1 II.2.1(2)】

【重大事故等対処施設に関する確認状況】

- ・重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋・区画は、その設置場所・高さにより大きく次の2つに分類できる。さらに分類Iの建屋及び区画については、設計基準対象

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況
	<p>施設の津波防護対象施設の浸水防護重点化範囲との関係より次の2つに分類できる。</p> <p>分類I : 泊発電所の敷地高さ（T.P.+10.0m）に設置される建屋及び区画</p> <p>分類I-A : 設計基準対象施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲内</p> <p>分類I-B : 設計基準対象施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲外（T.P.+10.0mの敷地面上の区画）</p> <p>分類II : 泊発電所の敷地高さ（T.P.+10.0m）よりも高所に設置される建屋及び区画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分類Iの建屋・区画に敷設する設備に対する外郭防護1は、設計基準対象施設の津波防護対象設備と同様の方法により実施する。また、分類IIの建屋及び区画に敷設する設備に対する外郭防護1は、分類IIの建屋及び区画が分類Iの建屋及び区画よりも高所に設置されるものであるため、分類Iの建屋及び区画に敷設等する設備に対する設備に含まれされる。</li> <li>・分類I-Aの建屋及び区画に敷設する設備に対する外郭防護2の考え方は、設計基準対象施設の津波防護対象設備と同様であり、漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響はないと考えられるため、これに対する外郭防護（外郭防護2）の設置は要しない。また、分類I-B、分類IIの建屋及び区画に敷設する設備については、漏水想定箇所となる原子炉補機冷却海水ポンプエリアから距離があり、漏水による重大事故等に対処するためには必要な機能への影響は</li> </ul>

<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p>	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p>
	<p>ないと考えられるため、これらに対する外郭防護（外郭防護2）の設置は要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分類I-Aの建屋及び区画に敷設する設備に対する内郭防護は、設計基準対象施設の津波防護対象設備と同様の方法により実施する。分類I-Bの建屋及び区画に敷設する設備と同様の方法により実施するが、このうち、屋外タンク等の地震による損傷等の際に生じる溢水に対する内郭防護の屋外に施設される設備と共に通の考え方により実施する。また、分類IIの建屋及び区画に設置される可搬型設備の保管場所は、高所のため津波が到達せず、かつ周囲に溢水源が存在しないことから、浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策（内郭防護）は要しない。</li> <li>・海水の取水を目的とした常設の重大事故等対処設備としては原子炉補機冷却海水ポンプがあるが、これは設計基準対象施設と同一の設備であることから、重大事故等に対処するため必要な機能への影響の防止は、設計基準対象施設の津波防護対象設備と同様の方法により実施する。</li> <li>・また、海水の取水を目的とした可搬型の重大事故等対処設備としては大型送水ポンプ車及び大容量海水送水ポンプ車があり、これは設計基準対象施設の原子炉補機冷却海水ポンプと同じ非常用取水設備から取水するため、設計基準対象施設の津波防護対象設備と同様の当該取水位置における津波の条件（下降側評価水位、継続時間、浮遊砂濃度）を考慮した設計とすることで、津波に伴う水位低下及び砂混入による重大</li> </ul>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況 事故等に対処するために必要な機能への影響の防止を図る。 【別添1 II.3.1(2)】
-----------------------	---

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p>4.2 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>4.2.1 遷上波の地上部からの到達，流入の防止</p> <p><b>【規制基準における要求事項等】</b></p> <p>重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び重要な安全機能を有する屋外設備等は，基準津波による遷上波が到達しない十分高い場所に設置すること。</p> <p>基準津波による遷上波が到達する高さにある場合には，防潮堤等の津波防護施設，浸水防止設備を設置すること。</p>	<p><b>泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況</b></p> <p>4.2 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>4.2.1 遷上波の地上部からの到達，流入の防止</p> <p><b>【要求事項等への対応方針】</b></p> <p>設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び重要な安全機能を有する屋外設備等は，基準津波による遷上波が到達しない十分高い場所に設置していることを確認する。</p> <p>また，基準津波による遷上波が到達する高さにある場合には，津波防護施設の設置により遷上波が到達しないようにする。</p>	<p><b>【確認状況】</b></p> <p>(1) 敷地に流入する可能性のある経路（遷上経路）の特定</p> <p>(3.2.1) における敷地周辺の遷上の状況，浸水域の分布等を踏まえ，以下を確認した。</p>	<p><b>【確認内容】</b></p> <p>(1) 敷地に流入する可能性のある経路（遷上経路）の特定</p> <p>(3.2.1) における敷地周辺の遷上の状況，浸水域の分布等を踏まえ，以下を確認する。</p> <p>①重要な安全機能を有する設備又はそれを内包する建屋の設置位置・高さに，基準津波による遷上波が到達しないこと又は到達しないよう津波防護施設を設置していること。</p> <p>②設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する原子炉建屋，原子炉補助建屋，ディーゼル発電機建屋，原子炉ポンプストレーナ室はT.P.+10.0mの敷地に設置している。また，屋外には，T.P.+10.0mの敷地面にピット構造のディーゼル発電機燃料油貯槽タンク室及びトレーナ構造のディーゼル発電機燃料油貯槽油ポンプ建屋を設置している。なお，原子炉建屋と循環水ポンプ建屋を接続する原子炉補助建屋ダクトは地下に設置している。</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプエリアには，原子炉補機冷却海水ポンプをT.P.+2.5mに設置している。</p>
--	--	---	---

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p>	<p>これに対して、基準津波による週上波が直接敷地に到達、流入することを防止できるように、天端高さT.P.+16.5mの防潮堤を設置する。</p> <p style="text-align: center;">追而</p> <p style="text-align: center;">(週上波の到達・流入に係る評価結果について、入力津波の解析結果を踏まえて記載する)</p>
<p>②津波防護施設を設置する以外に既存の地山斜面、盛土斜面等の活用の有無。また、活用に際して補強等の実施の有無。</p>	<p>②週上波の到達・流入の防止は防潮堤により達成しており、既存の地山斜面、盛土斜面等は活用していない。 【別添 1 II.2.2(1)】</p>
<p>(2) 津波防護施設の位置・仕様を以下に示す。</p> <p>①津波防護施設の種類（防潮堤、防波壁等）及び箇所 ②施設ごとの構造形式、形状</p>	<p>(2) 津波防護施設の位置・仕様を以下に示す。 〔防潮堤〕 基準津波による週上波の地上部からの流入防止を目的として、敷地前面に設置するものであり、セメント改良土及び置換コンクリートによる堤体構造である。 【別添 1 II.2.2(1)】</p>
<p>(3) 津波防護施設における浸水防止設備の設置の方針について、以下を確認する。</p> <p>①要求事項に適合するよう、特定した週上経路に浸水防止設備を設置する方針であること。 ②止水対策を実施する予定の部位が列記されていること。以下、例示。</p> <p>a ) 電路及び電線管貫通部並びに電気ボックス等における電線管内処理</p>	<p>(3) 津波防護施設における浸水防止設備は設置しない。</p>

<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>b ) 車体開口部（扉、排水口等）</p>	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p>
<p><b>【重大事故等対処施設に関する確認状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準津波の週上解析結果における、発電所敷地及び敷地周辺の週上の状況、浸水深の分布等を踏まえ、以下を確認した。</li> </ul> <p>①重大事故等対処施設の津波防護対象設備のうち、「T.P. + 10.0mの敷地に設置される建屋及び区画」(分類Ⅰ)の建屋及び区画)に敷設する設備に対する確認は、設計基準対象施設の津波防護対象設備に対する確認と同様の内容となる。また、「T.P. + 10.0mの敷地よりも高所に設置される建屋及び区画」(分類Ⅱ)の建屋及び区画)に敷設等する設備は、分類Ⅱの建屋及び区画が分類Ⅰの建屋及び区画よりも高所に設置されるものであるため、これに対する確認は、分類Ⅰの建屋及び区画に敷設等する設備に対する確認に包含される。</p> <p>②重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画を設置する敷地は、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画を設置する敷地と同一、あるいはこれよりも高所であることから、敷地への週上波の到達・流入の防止の方法は設計基準対象施設の津波防護対象設備に対する方法に包含され、既存の地山斜面、盛土斜面等は活用していない。</p> <p style="text-align: right;">【別添1 II.3.2(1)】</p>	

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p><b>4.2.2 取水路、放水路等の経路から津波の流入防止</b></p> <p><b>【規制基準における要求事項等】</b></p> <p>取水路、放水路等の経路から、重要な安全機能を有する施設の設置された敷地並びに重要な安全機能を有する設備を内包する建屋及び区画に津波の流入する可能性について検討した上で、流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定すること。特定した経路に対して流入防止の対策を施すことにより津波の流入を防止すること。</p>	<p><b>泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況</b></p> <p><b>4.2.2 取水路、放水路等の経路から津波の流入防止</b></p> <p><b>【要求事項等への対応方針】</b></p> <p>取水路、放水路等の経路から、重要な安全機能を有する施設の設置された敷地並びに重要な安全機能を有する設備を内包する建屋及び区画に津波の流入する可能性について検討した上で、流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定すること。特定した経路に対して流入防止の対策を施すことにより津波の流入を防止すること。</p> <p><b>【確認状況】</b></p> <p>(1) 敷地への海水流入の可能性のある経路（流入経路）の特定海域に連接する水路から敷地への津波の流入する可能性のある経路を下表のとおり特定した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p><b>【確認内容】</b></p> <p>(1) 敷地への海水流入の可能性のある経路（流入経路）の特定以下のような経路（例示）からの津波の流入の可能性を検討し、流入経路を特定していることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 海域に連接する水路から建屋、土木構造物地下部へのバイパス経路（水路周辺のトレシチ開口部等）</li> <li>② 津波防護施設（防潮堤、防潮壁）及び敷地の外側から内側（地上部、建屋、土木構造物地下部）へのバイパス経路（排水管、道路、アクセス通路等）</li> <li>③ 敷地前面の沖合から埋設管路により取水する場合の敷地内の取水路点検口及び外部に露出した取水ピット等（沈砂池を含む）</li> <li>④ 海域への排水管等</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p><b>【確認内容】</b></p> <p>(1) 敷地への海水流入の可能性のある経路（流入経路）の特定以下のような経路（例示）からの津波の流入の可能性を検討し、流入経路を特定していることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 海域に連接する水路から建屋、土木構造物地下部へのバイパス経路（水路周辺のトレシチ開口部等）</li> <li>② 津波防護施設（防潮堤、防潮壁）及び敷地の外側から内側（地上部、建屋、土木構造物地下部）へのバイパス経路（排水管、道路、アクセス通路等）</li> <li>③ 敷地前面の沖合から埋設管路により取水する場合の敷地内の取水路点検口及び外部に露出した取水ピット等（沈砂池を含む）</li> <li>④ 海域への排水管等</li> </ul>
<p><b>【確認内容】</b></p> <p>(1) 敷地への海水流入の可能性のある経路（流入経路）の特定以下のような経路（例示）からの津波の流入の可能性を検討し、流入経路を特定していることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 海域に連接する水路から建屋、土木構造物地下部へのバイパス経路（水路周辺のトレシチ開口部等）</li> <li>② 津波防護施設（防潮堤、防潮壁）及び敷地の外側から内側（地上部、建屋、土木構造物地下部）へのバイパス経路（排水管、道路、アクセス通路等）</li> <li>③ 敷地前面の沖合から埋設管路により取水する場合の敷地内の取水路点検口及び外部に露出した取水ピット等（沈砂池を含む）</li> <li>④ 海域への排水管等</li> </ul>		

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況			
取水路	流入経路		流入箇所
	海水系・循環水系	取水ビットスクリーン室上部開口部 (T.P. +10.3m)	
3号炉	海水系	原子炉補機冷却海水ポンプエリア壁面(スクリーン室側)配管貫通部 (T.P. +6.85m~+9.0m) 原子炉補機冷却海水ポンプエリア床開口部 (T.P. +2.5m)	原子炉補機冷却海水ポンプ据付部 (T.P. +2.5m)
	循環水系	循環水ポンプ据付部 (T.P. +8.3m) 海水取水ポンプ据付部 (T.P. +2.5m)	
1号及び 2号炉	海水系・循環水系	取水ビットスクリーン室上部開口部 (T.P. +10.3m)	
放水路	海水系・循環水系	放水ビット上部開口部 (T.P. +11.0m)	
	海水系	一次系放水ピット上部開口部 (T.P. +10.4m) 原子炉補機冷却海水配管ラブチャディスク (T.P. +10.7m)	原子炉補機冷却海水放水路に連接されたピット排水ライン (T.P. +約 6.4m)
2号炉	排水管	原子炉補機冷却海水配管ラブチャディスク (T.P. +10.7m) 放水路に連接されたポンプ排水ライン (T.P. +約 5.4m)	原子炉補機冷却海水放水路に連接されたピット排水ライン (T.P. +約 6.4m)
屋外排水路		屋外排水路 (T.P. +9.85~+10.0m)	

【別添 1 II.2.2(2)】

<p>(2) 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>① 特定した流入経路における津波防護施設の配置・仕様を確認する。</p> <p>② 施設ごとの構造形式、形状</p>	<p>(2) 流入経路における津波防護施設の配置・仕様を以下に示す。</p> <p>【溢水防止壁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1号及び2号炉取水ピットスクリーン室、3号炉取水ピットスクリーン室からの津波の流入防止を目的として、1号及び2号炉取水ピットスクリーン室、3号炉取水ピットスクリーン室上部に、鋼製の溢水防止壁を設置する。</li> </ul>	<p>(2) 特定した流入経路における津波防護施設の配置・仕様を以下に示す。</p> <p>【溢水対策工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3号炉放水ピットから敷地への津波の流入防止を目的として設置するもので、コンクリート構造物である。</li> </ul> <p>【別添1 II.2.2(2)】</p>	<p>(3) 特定した流入経路における浸水防止設備の設置の方針にして、以下を確認する。</p> <p>① 要求事項に適合するよう、特定した流入経路に浸水防止設備を設置する方針であること。</p> <p>② 浸水防止設備の設置予定の部位が列記されていること。以下、例示。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 配管貫通部</li> <li>b) 電路及び電線管貫通部並びに電気ボックス等における電線管内処理</li> <li>c) 空調ダクト貫通部</li> <li>d) 車体開口部(扉、排水口等)</li> </ul>	<p>(3) 特定した流入経路における浸水防止設備の設置方針を以下に示す。</p> <p>【逆流防止設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地前面護岸に連接する屋外排水路からの津波の流入防止を目的として、屋外排水路出口に鋼製のゲートを設置する。</li> </ul> <p>【海水戻りライン逆止弁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1号及び2号炉の原子炉補機冷却海水放水路からの津波の流入防止を目的として、原子炉補機冷却海水系統配管に逆止弁を設置する。</li> </ul> <p>【浸水防止蓋】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却海水ポンプエリアについては、浸水想定範</li> </ul>
--	---	---	---	--

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p>	<p><b>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>既設蓋（開口部縁4辺にゴム板を貼付けて鋼製蓋をし、ボルトで締付固定）に新設鋼製補強材を乗せ、構成蓋外縁にアンカーボルトにて個性固定する構造である。</li> </ul>	<p><b>【水密扉】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1号及び2号炉取水ピットスクリーン室溢水防止壁、3号炉取水ピットスクリーン室溢水防止壁にアクセス用出入口に設置する扉である。</li> </ul> <p><b>【貫通部止水蓋】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>溢水防止口の貫通壁から津波の流入防止を目的として、溢水防止壁の貫通口へ止水用の蓋を設置する。</li> </ul> <p><b>【ドレンライン逆止弁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取水路から原子炉補機冷却海水ポンプエリアへの津波の流入防止のため、原子炉補機冷却海水ポンプエリア床面にドレンライン逆止弁を設置する。</li> <li>設置床面下部からの流入時に弁体が押上げられ、弁座に密着することで漏水を防止する構造である。</li> </ul>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況
	<p>〔貫通部止水処置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取水ピットスクリーン室に津波が流入した場合に、原子炉補機冷却海水ポンプエリアへの津波の浸水防止を目的として、原子炉補機冷却海水ポンプエリア壁面の配管等貫通部には止水処置を実施する。</li> </ul> <p>【別添 1 II.2.2(2)】</p> <p>【重大事故等対処施設に関する確認状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処施設の津波防護対象設備のうち、「T.P. + 10.0mの敷地に設置される建屋及び区画、かつ設計基準対象施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲内」(分類Ⅰ-Aの建屋及び区画)に敷設等する設備は、これらを敷設する建屋及び区画が設計基準対処施設の津波防護対象設備と同一である。また、「T.P. + 10.0mの敷地に設置される建屋及び区画、かつ設計基準対象施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲外」(分類Ⅰ-Bの建屋及び区画)に敷設等する設備及び「T.P. + 10.0mの敷地よりも高所に設置される建屋及び区画」(分類Ⅱの建屋及び区画)に敷設等する設備は、これらを敷設等する建屋及び区画が、いずれも上記と同一の敷地面上あるいはこれよりも高所に設置されている。</li> <li>これより、重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画を設置する敷地並びに同建屋及び区画に対する津波の取水路、放水路等の経路からの流入防止は、設計基準対象施設の津波防護対象設備と同様の方法により達成可能であり、同方法により実施する。</li> </ul> <p>【別添 1 II.3.2(2)】</p>

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p>4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護 2）</p> <p>4.3.1 漏水対策</p> <p><b>【規制基準における要求事項等】</b></p> <p>取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討すること。 漏水が継続することによる浸水範囲を想定すること。 当該想定される浸水範囲（以下「浸水想定範囲」という。）の境界において浸水想定範囲外に流出する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策をすることにより浸水範囲を限定すること。</p>	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護 2）</p> <p>4.3.1 漏水対策</p> <p><b>【要求事項等への対応方針】</b></p> <p>取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討する。 漏水が継続することによる浸水の範囲を想定する。当該想定される浸水範囲（以下「浸水想定範囲」という。）の境界において浸水想定範囲外に流出する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策をすることにより浸水範囲を限定する。</p>
<p><b>【確認内容】</b></p> <p>(1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（設計及び工事の計画の認可）においては、浸水想定範囲、流出する可能性のある経路・浸水量及び浸水防止設備の仕様について、確認する。</p>	<p><b>【確認状況】</b></p> <p>(1) 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討した結果、3号炉原子炉補機冷却海水ポンプエリア及び3号炉循環水ポンプエリアについては、入力津波が流入する可能性があるため、漏水が継続することによる浸水想定範囲として想定する。 浸水想定範囲への浸水の可能性のある経路として、3号炉原子炉補機冷却海水ポンプエリアにおいて、貫通部が存在することから、浸水防止設備としてドレンライン逆止弁及び浸水防止蓋を設置することにより浸水を防止する。</p>
	<p><b>【別添 1 II.2.3(1)】</b></p> <p><b>【重大事故等対処施設に関する確認状況】</b></p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備のうち、「T.P.+10.0mの敷地に設置される建屋及び区画、かつ設計基準対象施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲内」（分類 I</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況	<p>－ A の建屋及び区画) に敷設等する設備は、これらを敷設等する建屋及び区画が設計基準対処施設の津波防護対象設備と同一である。また、「T.P. + 10.0m の敷地に設置される建屋及び区画、かつ設計基準対象施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲外」(分類 I-B の建屋及び区画) に敷設等する設備及び「T.P. + 10.0m の敷地よりも高所に設置される建屋及び区画」(分類 II の建屋及び区画) に敷設等する設備は、漏水想定箇所となる原子炉補機冷却海水ポンプエリアから距離があることから、漏水による浸水の可能性はない。</p> <p>【別添 1 II. 3. 3(1)】</p>
------------------------	---

<p><b>4.3.2 安全機能への影響確認</b></p> <p><b>【規制基準における要求事項等】</b></p> <p>浸水想定範囲の周辺に重要な安全機能を有する設備等がある場合は、防水区画化すること。</p> <p>必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認すること。</p>	<p><b>4.3.2 安全機能への影響確認</b></p> <p><b>【要求事項等への対応方針】</b></p> <p>浸水想定範囲が存在する場合、その周辺に重要な安全機能を有する設備等がある場合は、防水区画化する。必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認する。</p>	<p><b>【確認状況】</b></p> <p>(1) 要求事項に適合する影響確認の方針であることを確認する。なお、後段規制（設計及び工事の計画の認可）においては、浸水想定範囲、流出する可能性のある経路・浸水量及び浸水防止設備の仕様を確認する。</p>	<p><b>【確認状況】</b></p> <p>(1) 浸水想定範囲である3号炉原子炉補機冷却海水ポンプエリアには、重要な安全機能を有する設備である原子炉補機冷却海水ポンプが設置されているため当該エリアを防水区画化する。</p> <p>防水区画化した3号炉原子炉補機冷却海水ポンプエリア内のドレンライン逆止弁については、漏水による浸水経路となることから、浸水量を評価し、安全機能への影響がないことを確認する。</p>	<p><b>【別添1 II.2.3(2)】</b></p>	<p><b>【重大事故等対処施設に関する確認状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画と同様であり、漏水による有意な浸水の可能性はない。このため、重大事故等に対処するために必要な機能への影響はない。</li> </ul>	<p><b>【別添1 II.3.2(2)】</b></p>
---	--	--	--	-------------------------------	---	-------------------------------

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p><b>4.3.3 排水設備設置の検討</b></p> <p><b>【規制基準における要求事項等】</b></p> <p>浸水想定範囲における長期間の浸水が想定される場合は、排水設備を設置すること。</p>	<p><b>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</b></p> <p><b>4.3.3 排水設備設置の検討</b></p> <p><b>【要求事項等への対応方針】</b></p> <p>浸水想定範囲における長期間の浸水が想定される場合は、排水設備を設置する。</p>
<p><b>【確認内容】</b></p> <p>(1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（設計及び工事の計画の認可）においては、浸水想定範囲における排水設備の必要性、設置する場合の設備仕様について確認する。</p>	<p><b>【検討結果】</b></p> <p>(1) 浸水想定範囲である3号炉原子炉補機冷却海水ポンプエリニアへの漏水は、津波継続時間において僅かな量であり、重要な漏水量を有する設備である原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能喪失高さに至らず、また、漏水した海水は3号炉原子炉補機冷却海水ポンプエリニアに設置されている床ドレン用の排水栓から、津波水位の低下とともに排水されたため、排水設備は不要である。</p> <p>なお、設備の設置等により、浸水量評価への影響があり、長期間浸水することが想定される場合には、排水設備を設置する。</p> <p style="text-align: right;"><b>【別添 1 II.2.3(3)】</b></p> <p><b>【重大事故等対処施設に関する確認状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画と同様であり、排水設備は不要である。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【別添 1 II.3.3(3)】</b></p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド		泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況
4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）	4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定	4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護） 4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定
【規制基準における要求事項等】 重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び区画には、浸水防護重点化範囲として明確化すること。		【要求事項等への対応方針検討方針】 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化する。
【確認内容】		【検討結果】
<p>(1) 重要な安全機能を有する設備等（耐震 S クラスの機器・配管系）のうち、基本設計段階において位置が明示されているものについては、それらの設備等を内包する建屋、区画が浸水防護重点化範囲として設定されていないことを確認する。</p>		<p>(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画としては、原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、原子炉補機冷却海水ポンプ出ロストレーナ室、原子炉補機冷却海水ダクト、ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチがある。このうち、耐震 S クラスの設備を内包する建屋及び区画は、原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、原子炉補機冷却海水ポンプエリア、原子炉補機冷却海水ポンプ出ロストレーナ室、原子炉補機冷却海水ダクト、ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチであるため、これらを浸水防護重点化範囲として設定した。</p>
		【別添 1 II.2.4(1)】
<p>(2) 基本設計段階において全ての設備等の位置が明示されているわけではないため、設計及び工事の計画の認可の段階において浸水防護重点化範囲を再確認する必要がある。したがって、基本設計段階において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建屋及び区画単位で浸水防護重点化範囲を</p>		<p>(2) 現段階において位置が確定していない設備等に対しては、設計及び工事の計画の認可の段階で浸水防護重点化範囲を再設定する方針であることを明記した。</p>
		【別添 1 II.2.4(1)】

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド  
設工認段階で設定することが方針として明記されていることを確認する。

泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況

【重大事故等対処施設に関する確認状況】

(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備のうち「T.P. + 10.0mの敷地に設置される建屋及び区画」に内包される設備は、「設計基準対象施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲内」(分類 I-A の建屋及び区画) に内包される設備と、「設計基準対象施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲外」(分類 I-B の建屋及び区画) に内包される設備に分類できる。このうち、分類 I-A の建屋及び区画に内包される設備に対する浸水防護重点化範囲は、設計基準対象施設の津波防護設備の浸水防護重点化範囲と同一の範囲とする。

一方、分類 I-B の建屋及び区画に内包される設備として「T.P. + 10.0m盤集水枠」を浸水防護重点化範囲として設定する。

また、「T.P. + 10.0mの敷地よりも高所に設置される建屋及び区画」(分類 II の建屋及び区画) に内包される設備に対する浸水防護重点化範囲としては、これらを内包する次の建屋及び区画を浸水防護重点化範囲として設定する。

- ・緊急時対策所エリア
- ・51m倉庫車庫エリア
- ・1号炉西側31mエリア
- ・展望台行管理道路脇西側60mエリア
- ・1, 2号炉北側31mエリア
- ・2号炉東側31mエリア (a)

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2号炉東側31mエリア (b)           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 代替非常用発電機</li> <li>• 緊急時対策所</li> </ul> </li> </ul> <p>【別添1 II.3.4(1)】</p> <p>(2) 現段階において位置が確定していない設備等に対しては、設計及び工事の計画の認可の段階で浸水防護重点化範囲を再設定する方針であることを明記した。</p> <p>【別添1 II.3.4(1)】</p>
-----------------------	---

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p><b>4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策</b></p> <p><b>【規制基準における要求事項等】</b></p> <p>地震による溢水に加えて津波の流入を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定すること。</p> <p>浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点化範囲に流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して流入防止の対策を施すこと。</p>	<p><b>4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策</b></p> <p><b>【検討方針】</b></p> <p>地震による溢水に加えて津波の流入を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定する。</p> <p>浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点化範囲に流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して流入防止の対策を実施する。</p>	<p><b>【確認状況】</b></p> <p>(1) 地震による溢水に加えて津波の流入を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定し、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して流入防止の対策を実施する。</p> <p>具体的には、原子炉建屋の浸水防護重点化範囲の境界に水密扉及びドレンライン逆止弁の設置と貫通部止水処置、原子炉補助建屋の浸水防護重点化範囲の境界に水密扉の設置と貫通部止水処置を実施する。また、循環水ポンプ建屋原子炉補機冷却海水ポンプエリアの浸水防護重点化範囲の境界に貫通部止水処置を実施する。</p>	<p><b>【別添1 III 2.4(2)】</b></p> <p>(2) 津波の流入を考慮した浸水範囲、浸水量について、地震による溢水の影響も含めて以下のとおり安全側の想定を実施する。</p> <p>①屋内の溢水</p> <p>a. 循環水ポンプ建屋内における溢水</p> <p>地盤に起因する循環水ポンプ建屋内の循環水管伸縮継</p>
--	---	--	---

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p>下水の流入等の事象が想定されていること。</p>	<p><b>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</b></p> <p>手の破損により、津波が循環水管に流れ込み、循環水管の損傷箇所を介して、循環水ポンプエリアに流入することが考えられる。また、浸水防護重点化範囲である原子炉補機冷却海水ポンプエリア内を通る所内用水管及び所内用空気配管が、地震により循環水ポンプ建屋に隣接する取水ピットスクリーン室内および循環水ポンプ建屋内の循環水ポンプエリアの両方で破損した場合に、取水ピットスクリーン室から配管を伝って循環水ポンプエリアに津波が流入することを想定する。</p>
<p>追而</p> <p>(入力津波の解析結果を踏まえて記載する)</p>	<p>追而</p> <p>(入力津波の解析結果を踏まえて記載する)</p>

<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p>	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p>
<p>c . 電気建屋内における溢水 地震に起因して一次系放水ピットに接続されている配管が、電気建屋内で破損し、破損箇所を介して津波が電気建屋内に流入することを想定する。</p>	<p>(入力津波の解析結果を踏まえて記載する)</p> <p>追而</p> <p>②屋外の溢水</p> <p>a . 屋外タンク等による屋外における溢水 別途実施する「溢水防護に関する基本方針」の影響評価において、地震時の屋外タンク等の溢水により建屋周囲が浸水することを想定しているが、溢水による防護対象設備の設置されている原子炉建屋、ディーゼル発電機建屋、原子炉補助建屋、循環水ポンプ建屋に影響を及ぼさないことを確認している。さらに、津波来襲時は、原子炉補機冷却海水系統配管に設置されている逆止弁が閉動作し、原子炉補機冷却海水放水路から放出する海水が放水できなくなり、1, 2号機原子炉補機冷却海水ポンプ排水ラインに設置されたラブチャディスクの端部から敷地へ溢水することを想定する。</p> <p>追而</p> <p>(入力津波の解析結果を踏まえて記載する)</p>
<p>②地震・津波による屋外循環水系配管や敷地内のタンク等の損傷による敷地内への津波及び系統設備保有水の溢水等の事象が想定されていること。</p>	

追而

(入力津波の解析結果を踏まえて記載する)

- b. 1, 2号炉放水路から地下ダクト内への浸水  
地震に起因して1, 2号炉放水路に接続されている配  
管が、地下ダクト内で破損し、破損箇所を介して津波が  
流入することを想定する。

追而

(入力津波の解析結果を踏まえて記載する)

③循環水系機器・配管損傷による津波浸水量については、入  
力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの来襲が考  
慮されていること。

④機器・配管等の損傷による溢水量については、内部溢水に  
おける溢水事象想定を考慮して算定していること。

⑤地下水の流入量については、例えば、ドレン系が停止した  
状態での地下水位を安全側（高め）に設定した上で、当該  
地下水位まで地下水の流入を考慮するか、又は対象建屋周  
辺のドレン系による1日当たりの排水量の実績値に対し

③上記①, ②における津波浸水量については、入力津波の時  
刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの来襲を考慮して算出  
する。

④上記①における循環水の浸水量については、内部溢水等の  
事象想定も考慮して算定する。

⑤原子炉建屋及び原子炉補助建屋周辺の地下水については、基  
準地震動 Ss による地盤力に対する耐震性を有する地下水排水設  
備により、建屋最下層にある湧水ピットに集水し湧水ピットボ  
ンプにより外洋へ排水する設計としていることから、建屋まで

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p>て、外部の支援を期待しない約7日間の積算値を採用する等、安全側の仮定条件で算定していること。</p> <p>⑥施設・設備施工上生じうる隙間部等についても留意し、必要に応じて考慮すること。例えば、津波、屋外施設からの溢水、地下水等が2つの建屋の外壁間の隙間を経由し、外壁の配管貫通部等から建屋内へ流入する場合等は浸水量として考慮する必要がある。</p>	<p><b>泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況</b></p> <p>地下水位が上昇することではなく、地下水が浸水防護重点化範囲に影響を与えることはない。</p> <p>また、浸水防護重点化範囲を内包する建屋外周部における壁、扉等から地下水の流入を防止し、防護対象設備が安全機能を損なうことのない設計としている。</p> <p>⑥津波及び溢水により浸水を想定するタービン建屋と隣接する原子炉建屋の境界及び電気建屋と隣接する原子炉建屋、原子炉補助建屋の境界において、施工上生じうる建屋間の隙間部には止水処置を行い、浸水防護重点化範囲への浸水を防止する設計とする。</p>
	<p><b>【別添1 II.2.4(2)】</b></p> <p><b>【重大事故等対処施設に関する確認状況】</b></p> <p>(1) 「地震による溢水の影響」について、地震による溢水事象を具体化すると次の各事象が挙げられる。</p> <p>①屋内の溢水</p> <p>a. 循環水ポンプ建屋内における溢水 地震に起因する循環水ポンプ建屋内の循環水管伸縮継手の破損等により、津波が循環水管に流れ込み、循環水管の損傷箇所を介して、循環水ポンプエリアに流入する。</p> <p>b. タービン建屋内における溢水 地震に起因するタービン建屋内の循環水管伸縮継手の破損により、津波が循環水管に流れ込み、循環水管の損</p>

傷箇所を介して、タービン建屋内に流入する。

c. 電気建屋内における溢水

地震に起因して一次系放水ピットに接続されている配管が、電気建屋内で破損し、破損箇所を介して津波が電気建屋内に流入する。

②屋外の溢水

a. 屋外タンク等による屋外における溢水

地震に起因して敷地内に設置された低耐震クリアスの屋外タンク及び基準地震動SSsによる地震力に対して耐震性を有する屋外タンクに接続される低耐震クリアスの配管が損傷し、保有水が敷地内に流出する。

また、プラント通常運転時、原子炉補機冷却海水ポンプで送水され原子炉補機冷却水冷却器で熱交換した海水は原子炉補機冷却海水放水路に放出され、放水池に流れ込むが、津波来襲時は原子炉補機冷却海水系統配管に設置される海水戻りライン逆止弁が閉動作し原子炉補機冷却海水系統が隔離され、放水できなくなった海水が敷地に溢水する。

b. 1, 2号炉放水路から地下ダクト内への浸水

地震に起因して1, 2号炉放水路に接続されている配管が、地下ダクト内で破損し、破損箇所を介して津波が流入する。

	泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況
c . 建屋外周地下部における地下水位の上昇 地下水は、湧水ピットへ流入する。	<p>以上の各事象について浸水防護重点化範囲への影響を評価した。結果を重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の分類ごとに以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・分類 I - A に内包される設備 分類 I - A の建屋及び区画に内包される設備に対する安全側に想定した浸水範囲、浸水量は、「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）」で示した設計基準対象施設の津波防護対象設備に対するものと共通である。よって、浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策も共通とする。</li><li>・分類 I - B に内包される設備 分類 I - B の建屋及び区画に内包される設備である T.P. + 10.0m 盤集水枠に対する浸水範囲、浸水量は、「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）」のうち、屋外の溢水（②-a）で示した設計基準対象施設の津波防護対象設備に対するものと共通であり、敷地全体（T.P. + 10.0m）に浸水した場合であっても、T.P. + 10.0m 盤集水枠に装荷される放射性物質吸着剤は水中で使用するものであることから、没水しても機能に影響はない、</li></ul>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>分類 II の建屋及び区画に内包される設備については、 浸水防護重点化範囲がいずれも T. P. + 31. 0m以上の高所 であるため津波は到達しない。</p> <p>【別添 1 II. 3. 4(2)】</p>
-----------------------	--

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p>4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止</p> <p>4.5.1 非常用海水冷却系の取水性</p> <p><b>【規制基準における要求事項等】</b></p> <p>非常用海水冷却系の取水性については、次に示す方針を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準津波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。</li> <li>・基準津波による水位の低下に対して冷却に必要な海水が確保できる設計であること。</li> </ul>	<p>4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止</p> <p>4.5.1 非常用海水冷却系の取水性</p> <p><b>【要求事項等への対応方針】</b></p> <p>非常用海水冷却系の取水性については、次に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準津波による水位の低下に対して非常用海水冷却系の海水ポンプである原子炉補機冷却海水ポンプが機能保持できる設計とする。</li> <li>・基準津波による水位の低下に対して冷却に必要な海水が確保できる設計とする。</li> </ul>	<p><b>【確認状況】</b></p> <p>(1) 取水路の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位を適切に算定している。</p> <p>(1) 取水路の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位が適切に算定されていることを確認する。確認のポイントは以下の通り。</p> <p>①取水路の特性に応じた手法が用いられていること。(開水路、閉管路の方程式)</p> <p>②取水口から取水ピットポンプ室に至る系をモデル化し、管路の形状、材質及び表面の状況に応じた摩擦係数を考慮するとともに、貝付着やスクリーン損失及び防波堤の有無を考慮するとともに、潮位のばらつきも考慮した。</p>
---	--	--

<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>(2) 前述(3.4(4))のとおり地盤変動量を安全側に考慮して、水位低下に対する耐性(海水ポンプの仕様、取水口の仕様、取水路又は取水ピケットの仕様等)について、以下を確認する。</p> <p>①海水ポンプの設計用の取水可能水位が下降側評価水位を下回る等、水位低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計方針であること。</p> <p>(2) 前述(3.4(4))のとおり地盤変動量を安全側に考慮して、水位低下に対する耐性(海水ポンプの仕様、取水口の仕様、取水路又は取水ピケットの仕様等)について、以下を確認している。</p> <p>①泊3号炉の取水口には、貯留堰を設置しており、貯留堰を下回る引き波が発生した場合でも、取水槽内に冷却水が貯留される構造となっている。基準津波による3号炉取水口</p> <p>追而 (貯留堰高さを下回る時間について、 解析結果を踏まえて記載する)</p> <p>②貯留堰高さを下回る引き波が発生した場合、循環水ポンプについては、気象庁から発信される大津波警報をもとに運転員が手動で停止する手順とすることとしており、手動停止前に所定の設定値まで取水ピケットスクリーン室水位が低下した場合は、自動で循環水ポンプが停止するイントーロックとなっている。</p> <p>したがって、貯留堰高さを下回る引き波が発生した場合は、手動停止操作又はトリップインターロック動作により貯留堰高さ(T.P.-4.0m)到達前に循環水ポンプは停止しているものと仮定した上で、原子炉補機冷却海水ポンプが継続して取水可能かを評価した。</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプの取水量は、3,400m<sup>3</sup>/h(2台運転時)である。一方、取水槽内に貯留される海水のうち、原子炉補機冷却海水ポンプの運転に使用可能な水量は7,300m<sup>3</sup>であるため、運転継続可能な時間が30分以上となる貯水量約1,800m<sup>3</sup>以上が確保できる設計としており、仮</p>
--

<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p>	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>に原子炉補機冷却海水ポンプ4台運転が継続したとしても運転可能時間は約64分以上である。すなわち、基準津波時</p> <p style="text-align: center;">追而 (貯留堰高さを下回る時間との比較結果について、 解析結果を踏まえて記載する)</p>
<p style="text-align: right;">【別添1 II.2.5(1)】</p> <p><b>【重大事故等対処施設に関する確認状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海水の取水を目的とした重大事故等対処設備としては、常設型重大事故等対処施設として原子炉補機冷却海水ポンプ、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大型送水ポンプ車があり、その各々について、基準津波による水位の低下に対しても機能維持できる設計であること及び重大事故等対処設備による冷却に必要な海水が確保できることを以下のように確認している。</li> </ul> <p>a . 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは、設計基準対象施設の非常用海水冷却系の海水ポンプと同一の設備であり、設計基準対象施設の津波防護の確認状況に示したとおりである。</p> <p>b . 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>重大事故等に使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は投込み式であり、水位変動に対する追従性があるため、取水性に影響はない。また可搬型大型送水ポンプ車は、津波</p>	

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	<p>泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>による水位変動に対して十分な水深に水中ポンプを設置することにより取水性を確保する。</p> <p>可搬型大容量海水送水泵ポンプ車及び可搬型大型送水泵車は、重大事故等において基準津波に伴う水位低下の影響を受けない時期である事象発生後5時間以降に使用する設備であることから、取水性への影響はない。</p> <p>【別添1 II.3.5(1)】</p>
-----------------------	---

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p><b>4.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認</b></p>	<p><b>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</b></p> <p><b>4.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認</b></p>
<p><b>【規制基準における要求事項等】</b></p> <p>基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積が適切に評価されていること。</p> <p>非常用海水冷却系に伴う取水口付近の漂流物が適切に評価されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対する対応設計であること。</li> <li>・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対する対応設計であること。</li> <li>・基準津波が機能保持できる設計であること。</li> </ul>	<p><b>【要求事項等への対応方針】</b></p> <p>基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積や漂流物を適切に評価する。その上で、非常用海水冷却系について、基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保できる設計であること、浮遊砂等の混入に対して非常用海水冷却系の海水ポンプである原子炉補機冷却海水ポンプが機能保持できる設計であることを確認する。</p> <p><b>【確認内容】</b></p> <p>(1) 基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積については、(3.2.1) の過上解分析結果における取水口下端に到達しないことを確認する。取水口下端に到達する場合は、取水口及び取水路が閉塞する可能性を安全側に検討し、閉塞しないことを確認する。「安全側」な検討とは、浮遊砂濃度を合理的な範囲で高めてパラメータスタディすることによって、取水口付近の堆積高さを高めに、また、取水路における堆積砂混入量、堆積量を大きめに算定すること等が考えられる。</p> <p><b>【確認状況】</b></p> <p>(1) 3号炉取水口は、取水口底版高さがT.P.-8.0mであり、取水口前の海底面高さT.P.-10.0mより約2m高い位置にある。取水路は、高さは約4.2m、幅約4.2mの2連水路構造であり、取水路の呑み口高さは約4.2mである。これに対し、数値追而 (砂移動・堆積による通水性評価については、 砂移動の解析結果を踏まえて記載する)</p>

## 【別添1 II.2.5(2)】

- (2) 例えば、以下のような点を踏まえ、海水ポンプの機能を保持する方針であることを確認する。
- ・海水ポンプ吸い込み口位置に浮遊砂が堆積し、吸い込み口を塞がないよう、海水ポンプ室床版の上面から海水ポンプピット下端まで十分な高さがあること、及び浮遊砂が混入する可能性を考慮し、原子炉補機冷却海水ポンプそのものが運転時の砂の混入に対して軸固定することなく機能保持できる設計であることを、以下のとおり確認した。

5条-別添1-添付 31-60

- 取水ピットポンプ室底面はT.P. - 10.6mであり、原子炉補機冷却海水ポンプ下端はT.P. - 8.1mであることから、取水ピットポンプ室底面から約2.5m高い位置にポンプが設置されている。

取水ピットポンプ室による原子炉補機冷却海水ポンプの取水性への影響について評価した結果、数値シミュレーションにより得られた基準津波による砂移動に伴う取水ピットポンプ室における砂の堆積厚さは、水位上昇側で最大

追而（砂移動の解析結果を踏まえて記載する）

また、原子炉補機冷却海水ポンプで取水した浮遊砂を含む多くの海水は揚水管内側流路を通過するが、一部の海水はポンプ軸受の潤滑水として軸受摺動面に流入する構造である。主軸スリーブ外径と軸受内径の差である摺動面隙間に對し、これより粒径の小さい砂が混入した場合は海水とともに摺動面を通過するか、又は主軸の回転によって異物逃がし溝に導かれ連続排出される。

一方、発電所周辺の砂の平均粒径は約0.2mmで、数ミリ以

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>上の粒子はごく僅かであり、粒径数ミリの砂は浮遊し難いものであることを踏まえると、大きな粒径の砂は殆ど混入しないと考えられる。</p> <p><b>【摺動面隙間（許容最大）】</b> PTFE軸受 : <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[REDACTED]</span> ゴム軸受 : <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[REDACTED]</span></p> <p><b>【異物逃がし溝】</b> PTFE軸受 : <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[REDACTED]</span> ゴム軸受 : <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[REDACTED]</span></p> <p>万が一、摺動面に混入したとしても回転軸の微小なずれから発生する主軸振れ回りにより、摺動面を伝つて異物逃がしが溝に導かれ排出されることから軸受摺動面や異物逃がし溝が閉塞することではなく、非常用海水冷却系の原子炉補機冷却海水ポンプは砂の混入に対して軸固着することはなく取水機能は維持できる。</p> <p>また、海水系統に混入した微小の浮遊砂は、海水ストレーナを通過し各熱交換器（原子炉補機冷却水冷却器、非常用ディーゼル発電機用各冷却器及び空調用冷凍機）を経て放水ピットへ排出されるが、その間の最小流路幅（各冷却器の伝熱管内径または伝熱板間隙）は <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[REDACTED]</span> から <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[REDACTED]</span> であり、発電所周辺の砂粒径約0.2mmに対し十分に大きく、閉塞の可能性はないものと考えられるため、原子炉補機冷却海水ポンプの取水機能は維持できる。</p> <p style="text-align: right;">【別添1 II.2.5(2)】</p> <p style="text-align: right;">□ 桁囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>
-----------------------	---

<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>(3) 基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、(3.2.1) の遡上解析結果における取水口付近を含む敷地前面及び遡上域の寄せ波・引き波の方向、速度の変化を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流物により取水口が閉塞しない仕様の方針であること又は閉塞防止措置を施す方針であることを確認する。なお、取水スクリーンについては、異物の混入を防止する効果が期待できるが、津波時には破損して混入防止が機能しないだけではなく、それ自体が漂流物となる可能性があることに留意する必要がある。漂流物の可能性の検討の確認に当たっては、(5.4.2) を参照すること。</p>	<p>(3) 漂流物の取水性への影響</p> <p>(a) 漂流物の抽出方法</p> <p>漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出するため、発電所敷地外については、基準津波による遡上解析結果を保守的に評価し、発電所から半径 7 km範囲全体を、敷地内については、津波の遡上域となる防潮堤の外側を網羅的に調査する。</p>	<p>(b) 抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備の影響確認</p> <p>漂流物となる可能性のある施設・設備の配置特性を踏まえ、調査分類を 4 つ（「発電所敷地内における人工構造物」、「漁港・集落・人工構造物」、「海上設置物」、「船舶」）に区分して調査を実施し、取水口及び取水路の通水性に与える影響評価を行った。</p>	<p>追而 (評価結果を踏まえて記載する)</p>
--	---	---	-------------------------------

【別添 1 II.2.5(2)】

	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p><b>【重大事故等対処施設に関する確認状況】</b></p> <p>海水の取水を目的とした常設重大事故等対処設備の原子炉補機冷却海水ポンプ及び可搬型重大事故等対処設備の可搬型大容量海水送水ポンプ車及び可搬型大型送水ポンプ車は、3号炉取水ピットスクリーン室から取水する。このため、取水口及び取水路の通水性の確保に関する評価は、設計基準対象施設の評価に包含される。</p> <p>一方、浮遊砂等の混入に対する原子炉補機冷却海水ポンプが機能維持できる設計であることについては、原子炉補機冷却海水ポンプ、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び可搬型大型送水ポンプ車の各々について、以下のとおり確認している。</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプは、設計基準対象施設の非常用海水冷却系の海水ポンプと同一の設備であり、設計基準対象施設の評価に包含される。</p> <p>b. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び可搬型大型送水ポンプ車</p>
--	--

追而

(3号取水ピットスクリーン室における浮遊砂濃度の時  
刻歴解析結果を踏まえて記載する)

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況 【別添1 II.3.5(2)】
-----------------------	--

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p><b>4.6 津波監視</b></p> <p><b>【基準における要求事項等】</b></p> <p>敷地への津波の繰り返しの来襲を察知するとともに、来襲状況を把握し、津波防護施設、浸水防止設備の機能を確実に確保するために、津波監視設備を設置すること。</p>	<p><b>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</b></p> <p><b>4.6 津波監視</b></p> <p><b>【要求事項等への対応方針】</b></p> <p>敷地への津波の繰り返しの来襲を察知するとともに、来襲状況を把握し、津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するために、津波監視カメラ、取水ピット水位計及び潮位計を設置する。</p>
<p><b>【確認内容】</b></p> <p>(1) 要求事項に適合することを確認する。また、水位計、監視カメラ、潮位計等の津波監視設備の種類、設置位置、計測・監視能力等の仕様、構造及び強度の概要について確認し、地震発生後及び津波来襲前後ににおいてこれらの機能を保持する方針であることを確認する。</p>	<p><b>【確認状況】</b></p> <p>(1) 津波監視設備として、津波監視カメラ、取水ピット水位計及び潮位計を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 津波監視カメラ</li> </ul> <p>津波監視カメラは3号炉原子炉建屋壁面(T.P. + 43.6m)及び防潮堤上部3号炉取水路付近(T.P. + 16.5m)に設置し、水平360°、垂直±90°の旋回が可能な設備とすることで、津波の来襲の察知と、その影響の俯瞰的な把握を可能とする。また、赤外線撮像機能を有したカメラを用い、かつ中央制御室から監視可能な設備とすることで、昼夜を問わない継続した監視を可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>b. 取水ピット水位計</li> </ul> <p>取水ピット水位計は3号炉取水ピットスクリーン室内T.P. + 3.5mに設置し、水位下降側の入力津波高さを計測できるよう、T.P. - 8.0m(取水ピット底部)～T.P. + 1.5mを測定範囲とした設計としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>c. 潮位計</li> </ul> <p>潮位計は3号炉取水ピットスクリーン室内T.P. - 7.5mに</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	<p>泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>設置し、上昇側及び下降側の津波高さを計測できるよう、T.P. - 7.5m～T.P. + 52.5mを測定範囲とした設計とする。</p> <p>【別添1 II.2.6】</p> <p>【重大事故等対処施設に関する確認状況】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・津波監視設備の設置については、設計基準対象施設に対する津波監視と同様の方針を適用する。</li></ul> <p>【別添1 II.3.6】</p>
-----------------------	--

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p>5. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件 5.1 津波防護施設の設計</p> <p><b>【規制基準における要求事項等】</b></p> <p>津波防護施設については、その構造に応じ、波力による浸食及び洗掘に対する抵抗性並びに転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性等にも配慮した上で、入力津波に対する安定性が十分に保持できるよう設計すること。</p>	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>5. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件 5.1 津波防護施設の設計</p> <p><b>【要求事項等への対応方針】</b></p> <p>津波防護施設（防潮堤、1号及び2号炉取水ピットスクリーン室溢水防止壁、3号炉取水ピットスクリーン室溢水防止壁、3号炉放水ピット溢水対策工及び貯留堰）については、その構造に応じ、波力による浸食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価する。</p>
<p><b>【確認内容】</b></p> <p>(1) 要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、後段規制（設計及び工事の計画の認可）においては、施設の寸法、構造、強度及び支持性能（地盤強度、地盤安定性）が要求事項に適合するものであることを確認する。</p>	<p><b>【確認内容】</b></p> <p>(1) 津波防護施設である防潮堤、1号及び2号炉取水ピットスクリーン室溢水防止壁、3号炉取水ピットスクリーン室溢水防止壁、3号炉放水ピット溢水対策工及び貯留堰の設計においては、波力による浸食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価する。</p> <p>設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）に対して、基準津波による週上波が直接到達、流入することを防止できるように防潮堤を設置する。また、海と連接する取水路、放水路から設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）への流入を防止するため、3号炉放水ピットには溢水対策工を行い、1、2号炉及び3号炉の流入経路となる可能のある開口部に対して、溢水防止壁を設置する。引き波時において、原子炉補機冷却海水ポンプによる補機冷却に必要な海水を確保し、原子炉補機冷却海水ポンプの機能を保持するため、3号炉取水口に貯留</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>堰を設置する。</p> <p>防潮堤, 1号及び2号炉取水ピットスクリーン室溢水防止壁, 3号炉放水ピット溢水対策工及び貯留堰は, 津波荷重や地震荷重等に対して, 津波防護機能が十分保持できるよう設計する。</p> <p>【別添1 II.4.1】</p>
	<p>(2) 設計方針の確認に加え, 入力津波に対して津波防護機能が十分保持できる設計がなされることの見通しを得たため, 以下の項目について, 設定の考え方を確認する。確認内容を以下に例示する。</p> <p>①荷重組合せ</p> <p>a ) 余震が考慮されていること。耐津波設計における荷重組合せ: 常時+津波, 常時+津波+地震(余震)</p> <p>b ) その他自然現象(降雪, 風等)による荷重を考慮して設定すること。</p> <p>②荷重組合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 防潮堤</li> </ul> <p>防潮堤の設計においては以下のとおり, 常時荷重, 地震荷重, 津波荷重, 漂流物衝突荷重及び余震荷重を適切に組合せて設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①常時荷重+地震荷重</li> <li>②常時荷重+津波荷重</li> <li>③常時荷重+津波荷重+漂流物衝突荷重</li> <li>④常時荷重+津波荷重+余震荷重</li> </ul> <p>また, 設計に当たっては, 地震及び津波以外の自然現象との組合せを適切に考慮する。</p> <p>③溢水防止壁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 溢水防止壁</li> </ul> <p>1号及び2号炉取水ピットスクリーン室溢水防止壁, 3号炉取水ピットスクリーン室溢水防止壁の設計においては以下のとおり, 常時荷重, 地震荷重, 津波荷重及び</p>

## 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>余震荷重を適切に組合せて設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①常時荷重+地震荷重</li><li>②常時荷重+津波荷重</li><li>③常時荷重+津波荷重+余震荷重</li></ul> <p>また、設計に当たっては、地震及び津波以外の自然現象との組合せを適切に考慮する。</p>
	<p>・溢水対策工</p> <p>3号炉放水ピット溢水対策工の設計においては、以下のとおり、常時荷重、地震荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組合せて設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①常時荷重+地震荷重</li><li>②常時荷重+津波荷重</li><li>③常時荷重+津波荷重+余震荷重</li></ul> <p>また、設計に当たっては、地震及び津波以外の自然現象との組合せを適切に考慮する。</p> <p>・貯留堰</p> <p>貯留堰の設計においては以下のとおり、常時荷重、地震荷重、津波荷重、漂流物衝突荷重及び余震荷重を適切に組合せて設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①常時荷重+地震荷重</li><li>②常時荷重+津波荷重</li><li>③常時荷重+津波荷重+漂流物衝突荷重</li><li>④常時荷重+津波荷重+余震荷重</li></ul> <p>また、貯留堰は水中に設置することから、その他自然現象の影響が及ばないため、その他自然現象による荷重</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況
<p>②荷重の設定</p> <p>a ) 津波による荷重（波圧、衝撃力）の設定に関して、考慮する知見（例えば、国交省の暫定指針等）及びそれらの適用性。なお、津波による荷重（波圧、衝撃力）の適用性について、段波波圧等の衝撃波圧の発生の可能性を踏まえて適切に設定する方針であること及び津波のサイト特性を踏まえて漂流物の衝突による荷重を適切に設定する方針であることを確認する。</p> <p>b ) 余震による荷重として、サイト特性（余震の震源、ハザード）が考慮され、合理的な頻度、荷重レベルが設定される。</p> <p>c ) 地震により周辺地盤に液状化が発生する場合、防潮堤基礎杭に作用する側方流動力等の可能性を考慮すること。</p> <p>d ) c)に掲げるもののほか、津波来襲前に地震荷重が作用した状態を考慮して設定すること。</p>	<p>②荷重の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 防潮堤           <ul style="list-style-type: none"> <li>防潮堤の設計において考慮する荷重は以下のように設定する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①常時荷重：自重等を考慮する。</li> <li>②地震荷重：基準地震動Ssを考慮する。</li> <li>③津波荷重：防潮堤前面での週上津波高さを適切に考慮する。</li> </ul> </li> <li>④漂流物衝突荷重：対象とする漂流物を定義し、漂流物の衝突力を漂流物衝突荷重として設定する。</li> <li>⑤余震荷重：余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には余震による地震動として弾性設計用地震動SDIを適用し、これによる荷重を余震荷重として設定する。</li> </ul> </li> <li>• 溢水防止壁           <ul style="list-style-type: none"> <li>1号及び2号炉取水ピットスクリーン室溢水防止壁、3号炉取水ピットスクリーン室溢水防止壁の設計において考慮する荷重は以下のように設定する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①常時荷重：自重等を考慮する。</li> <li>②地震荷重：基準地震動Ssを考慮する。</li> <li>③津波荷重：溢水発生時の静水圧及び地震時動水圧を考慮する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p>	<p>泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p>
<p>④余震荷重：余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には余震による地震動として弾性設計用地震動Sd1を適用し、これによる荷重を余震荷重として設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 溢水対策工</li> </ul> <p>3号炉放水ピット溢水対策工の設計において考慮する荷重は以下のようにして設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①常時荷重：自重等を考慮する。</li> <li>②地震荷重：基準地震動Ssを考慮する。</li> <li>③津波荷重：溢水対策工位置における津波荷重を考慮する。</li> <li>④余震荷重：余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には余震による地震動として弾性設計用地震動Sd1を適用し、これによる荷重を余震荷重として設定する。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 貯留堰</li> </ul> <p>貯留堰の設計においては以下の荷重を考慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①常時荷重：自重等を考慮する。</li> <li>②地震荷重：基準地震動Ssを考慮する。</li> <li>③津波荷重：貯留堰位置における津波の作用水圧を津波荷重として設定する。</li> <li>④漂流物衝突荷重：対象とする漂流物を定義し、漂流物の衝突力を漂流物衝突荷重として設定する。</li> </ol>	

	<p>て設定する。</p> <p>⑤余震荷重：余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には余震による地震動を適用し、これによる荷重を余震荷重として設定する。</p>	<p>津波防護機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に對して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弹性域内に収まるこことを基本として、津波防護機能を保持していることを確認する。止水性能については耐圧・漏水試験で確認する。</p>	<p>津波防護機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に對して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弹性域内に収まるこことを基本として、津波防護機能を保持していることを確認する。止水性能については耐圧・漏水試験で確認する。</p>	<p>津波防護機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に對して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弹性域内に収まるこことを基本として、津波防護機能を保持していることを確認する。止水性能については耐圧・漏水試験で確認する。</p>
--	---	---	---	---

<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p>	<p>泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p>
<p>波防護機能を保持していることを確認する。</p>	<p>（3）津波防護施設のうち、防潮ゲート等の外部入力により動作する機構を有するものの設計について、当該機構の構造、動作原理等を踏まえ、津波防護機能が損なわれないよう重要な安全施設に求められる信頼性と同等の信頼性を確保する方針であることを確認する。例えば、防潮ゲートの閉止機構については、その構造等を踏まえた上で、多重性又は多様性を確保する方針であることを確認する。</p> <p>（3）津波防護施設において外部入力により動作する機構を有するものはない。</p> <p>（3）津波防護機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弹性域内に収まるこことを基本として、津波防護機能を維持していることを確認する。止水性能については耐圧・漏水試験で確認する。</p> <p style="text-align: right;">【別添1 II.4.1】</p> <p>【重大事故等対処施設に関する確認状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処施設の津波防護対象設備は、設計基準対象施設と同様の方法により機能を維持することから、津波防護施設の設計の考え方及び対応は同様となる。</li> </ul>

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p><b>5.2 浸水防止設備の設計</b></p> <p><b>【規制基準における要求事項等】</b></p> <p>浸水防止設備については、浸水想定範囲等における津波や浸水による荷重等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計すること。</p>	<p><b>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</b></p> <p><b>5.2 浸水防止設備の設計</b></p> <p><b>【要求事項等への対応方針】</b></p> <p>浸水防止設備（逆流防止設備、海水戻りライン逆止弁、浸水防止蓋、ドレンライン逆止弁、水密扉、貫通部止水処置、貫通部止水蓋）については、基準地震動Ssによる地盤力に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。また、津波や浸水による荷重等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。</p>
<p><b>【確認内容】</b></p> <p>(1) 要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、後段規制（設計及び工事の計画の認可）においては、設備の寸法、構造、強度等が要求事項に適合するものであることを確認する。</p>	<p><b>【確認状況】</b></p> <p>(1) 浸水防止設備としては、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に取水路、放水路等の経路から津波が流入及び漏水することがないよう、屋外排水路に逆流防止設備を、1号及び2号炉の原子炉補機冷却海水系統配管には海水戻りライン逆止弁を、1号及び2号炉取水ピットスクリーン室溢水防止壁、3号炉取水ピットスクリーン室溢水防止壁には水密扉及び重大事故対応における海水取水時に使用する開口部には貫通部止水蓋を設置する。</p> <p>また、浸水防護重点化範囲の境界にある開口部、貫通口、ドレンライン配管に対して、水密扉、浸水防止蓋、貫通部止水処置及びドレンライン逆止弁の設置等の浸水対策を実施する。</p> <p>浸水防止設備については、津波や浸水による荷重等に対する耐性等を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。</p>

【別添 1 II.4.2】

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況
(2) 浸水防止設備のうち水密扉等、後段規制において強度の確認を要する設備については、設計方針の確認に加え、入力津波に対して浸水防止機能が十分保持できる設計がなされたことの見通しを得たため、津波防護施設と同様に、荷重組合せ、荷重の設定及び許容限界（当該構造物全体の変形能力に応じて十分な余裕を有し、かつ、浸水防止機能を保持すること）の項目についての考え方を確認する。	<p>(2), (3)以下に浸水防止設備についての荷重組合せ、荷重の設定及び許容限界について考え方を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷重組合せ 常時荷重、地震荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組合せて設計を行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①常時荷重+地震荷重</li> <li>②常時荷重+津波荷重</li> <li>③常時荷重+津波荷重+余震荷重</li> </ul> </li> </ul> <p>また、設計に当たっては、地震及び津波以外の自然現象との組合せを適切に考慮する。</p>
(3) 浸水防止設備のうち床・壁貫通部の止水対策等、後段規制において仕様（施工方法を含む。）の確認を要する設備については、荷重の設定と荷重に対する性能確保についての方針を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷重の設定           <ul style="list-style-type: none"> <li>①常時荷重：自重等を考慮する。</li> <li>②地震荷重：基準地震動SSを考慮する。</li> <li>③津波荷重：設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。</li> <li>④余震荷重：余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には余震による地震動として弾性設計用地震動Sd1を適用し、これによる荷重を余震荷重として設定する。</li> </ul> </li> <li>・許容限界 浸水防止機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構</li> </ul>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>成する部材が弾性域内に収まることを確認する。なお、止水性能については耐圧・漏水試験で確認する。</p> <p>【別添 1 II.4.2】</p> <p>【重大事故等対処施設に関する確認状況】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>重大事故等対処施設の津波防護対象設備は、設計基準対象施設と同様の方法により機能を維持することから、浸水防止設備の設計の考え方及び対応は同様となる。</li></ul>
-----------------------	--

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p><b>5.3 津波監視設備の設計</b></p> <p><b>【規制基準における要求事項等】</b></p> <p>津波監視設備については、津波の影響（波力、漂流物の衝突等）に対して、影響を受けにくい位置への設置、影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるよう設計すること。</p>	<p><b>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</b></p> <p><b>5.3 津波監視設備の設計</b></p> <p><b>【要求事項等への対応方針】</b></p> <p>津波監視設備については、津波の影響（波力、漂流物の衝突等）に対して、影響を受けにくい位置への設置、影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるよう設計する。</p>
<p><b>【確認内容】</b></p> <p>(1) (3.2.1)の過上解析結果に基づき、津波影響を受けにくくい位置及び津波影響を受けにくい建屋・区画・囲い等の内部に設置されることを確認する。</p>	<p><b>【確認状況】</b></p> <p>(1) 津波監視設備としては、津波監視カメラ、取水ピケット水位計及び潮位計を設置する。津波監視カメラは3号炉原子炉建屋壁面(T.P.+43.6m)及び防潮堤上部3号炉取水路付近(T.P.+16.5m)に設置するため、津波の影響を受けることはない。一方、取水ピケット水位計は3号炉取水ピケットスクリーン室内T.P.+3.5mに設置するものであり、当該部における入力津波高さよりも低い位置への設置となるが、取水ピケット水位計は、1.0MPaの耐圧性能を有しており津波による圧力に十分耐えられる仕様である。また、ゴムパッキンが取り付けられたマンホール蓋内に設置することにより外部から浸水しない構造としている。</p> <p>潮位計は3号炉取水ピケットスクリーン室内T.P.-7.5mに設置するものであり、当該部における入力津波高さよりも低い位置への設置となるが、潮位計は0.6MPa以上の耐圧性能を有しており津波による圧力に十分耐えられる仕様である。また防護管を設置し漂流物の影響を受けない構造としている。</p> <p>以上のとおり、津波監視設備は入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計としている。</p>

【別添 1 II.4.3】

<p>(2) 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>(2) 要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、後段規制（設計及び工事の計画の認可）においては、設備の位置、構造（耐水性を含む）、地震荷重・風荷重との組合せを考慮した強度等が要求事項に適合するものであることを確認する。</p>	<p>(2) 泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>(2) 津波監視設備の設計においては以下のとおり、常時荷重、地震荷重、津波荷重及び余震荷重との組合せを考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波監視カメラ</li> <li>①常時荷重+地震荷重</li> </ul> <p>また、設計に当たっては、地震及び津波以外の自然現象との組合せを適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取水ピット水位計</li> <li>①常時荷重+地震荷重</li> <li>②常時荷重+津波荷重</li> <li>③常時荷重+津波荷重+余震荷重</li> </ul> <p>また、設計に当たっては、地震及び津波以外の自然現象との組合せを適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・潮位計</li> <li>①常時荷重+地震荷重</li> <li>②常時荷重+津波荷重</li> <li>③常時荷重+津波荷重+余震荷重</li> </ul> <p>また、設計に当たっては、地震及び津波以外の自然現象との組合せを適切に考慮する。</p> <p>津波監視設備の設計においては以下の荷重を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①常時荷重：自重等を考慮する。</li> <li>②地震荷重：基準地震動Ssを考慮する。</li> <li>③津波荷重：設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。</li> </ul>
--	---

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	<p>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>④余震荷重：余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には余震による地震動として弾性設計用地震動Sd1を適用し、これによる荷重を余震荷重として設定する。</p> <p>【別添 1 II.4.3】</p> <p>【重大事故等対処施設に関する確認状況】</p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備は、設計基準対象施設と同様の方法により機能を維持することから、津波監視設備の設計の考え方及び対応は同様となる。</p>
-----------------------	--

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p>5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項</p> <p><b>5.4.1 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項</b></p> <p><b>【規制基準における要求事項等】</b></p> <p>津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、次に示す方針（津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮）を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等）について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定すること。</li> <li>・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討すること。</li> <li>・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮すること。</li> <li>・入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの来襲による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影響について検討すること。</li> </ul>	<p>泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項</p> <p><b>5.4.1 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項</b></p> <p><b>【要求事項等への対応方針】</b></p> <p>津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮に関する次に示す方針を満足していることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等）について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定する。</li> <li>・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討する。</li> <li>・余震発生の可能性に応じて、余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮する。</li> <li>・入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの来襲による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影響について検討する。</li> </ul> <p><b>【確認状況】</b></p> <p>(1) 津波荷重の設定、余震荷重の考慮及び津波の繰り返し作用の考慮のそれぞれについては、以下のとおりとしている。</p> <p>①津波荷重の設定については、以下の不確かさを考慮する方針であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 入力津波が有する数値計算上の不確かさ</li> <li>b) 各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重の算定</li> </ul>
---	---

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況
定過程に介在する不確かさ	過程に介在する不確かさ
<p>上記 b) の不確かさの考慮に当たっては、例えば抽出した不確かさの要因によるパラメータスタディ等により、荷重設定に考慮する余裕の程度を検討する方針であること。</p> <p>②余震荷重の考慮については、基準津波の活動に伴い発生する可能性がある余震（地震）について、そのハザードを評価するとともに、基準津波の継続時間のうち最大水位変化を生起する時間帯において発生する余震レベルを検討する方針であること。また、当該余震レベルによる地震荷重と基準津波による荷重は、これらの発生確率の推定に基づがあることを考慮して安全側に組み合せる方針であること。</p> <p>③津波の繰り返し作用の考慮については、各施設・設備の入力津波に対する許容限界が当該構造物全体の変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、かつ津波防護機能・浸水防止機能を保持するとして設定されていれば、津波の繰り返し作用による直接的な影響はないものとみなせるが、漏水、二次的影響（砂移動、漂流物等）による累積的な作用又は経時的な変化が考えられる場合は、時刻歴波形に基づいた、安全性を有する検討方針であること。</p>	<p>②泊発電所3号炉の耐津波設計では、津波の波源の活動に伴い発生する余震による荷重を考慮する。具体的には、泊発電所周辺の地学的背景を踏まえ、弾性設計用地震動 Sd1 を耐津波設計で考慮する余震による地震動として適用し、これによる荷重を設計に用いる。各施設、設備の設計に当たっては、その個々について津波による荷重と余震による荷重の重畳の可能性、重畳の状況を検討し、それに基づき入力津波による荷重と余震による荷重とを適切に組合せる。</p> <p>③津波の繰り返し作用の考慮については、漏水、二次的影響（砂移動）による累積的な作用又は経時的な変化が考えられる場合は、時刻歴波形に基づいた、安全性を有する検討をしている。具体的には、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環水系機器・配管損傷による津波浸水量について、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの来襲を考慮している。</li> <li>・基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積については、基準津波に伴う砂移動の数値シミュレーションにおいて、津波の繰り返しの来襲を考慮している。</li> <li>・基準津波に伴う取水口付近を含む敷地前面及び敷地近傍の寄せ波及び引き波の方向を分析した上で、漂流物の可</li> </ul>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	<p>泊発電所3号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>能性を検討し、取水口を閉塞するような漂流物は発生しないことを確認している。</p> <p>【別添1 II.4.4(1)】</p>
-----------------------	--

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p><b>5.4.2 漂流物による波及的影響の検討</b></p> <p><b>【規制基準における要求事項等】</b></p> <p>津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において漂流する可能性について建物・構築物、設置物等が破損又は損壊した後に漂流する可能性について検討する。検討の結果、漂流物の衝突荷重を設定し、津波防護施設及び浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないことを確認すること。</p> <p>上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止装置又は津波防護施設・設備への影響防止措置を施すこと。</p>	<p><b>5.4.2 漂流物による波及的影響の検討</b></p> <p><b>【要求事項等への対応方針】</b></p> <p>発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損又は損壊した後に漂流する可能性について検討する。検討の結果、漂流物の衝突荷重を設定し、津波防護施設及び浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないことを確認すること。</p>
<p><b>【確認内容】</b></p> <p>(1) 漂流物による波及的影響の検討方針が、要求事項に適合する方針であることを確認する。</p> <p>(2) 設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機能が十分保持できる設計がなされることとの見通しを得たため、以下の例のような具体的な方針を確認する。</p> <p>① 敷地周辺の海上解析結果等を踏まえて、敷地周辺の陸域の建物・構築物及び海域の設置物等を網羅的に調査した上で、敷地への津波の来襲経路及び海上経路並びに津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において発生する可能性のある漂流物を特定する方針であること。また、敷地港湾及び敷地前面海域において航行、停泊、係留される船舶がある場合は、津波の特性、地形、設置物の配置、船舶の退避行動等を考慮の上、漂流物となる可能性について検討していること。</p> <p>② 漂流防止装置、影響防止装置は、津波による波力、漂流物</p>	<p><b>【確認状況】</b></p> <p>追而</p> <p>(入力津波の解析結果を踏まえて記載する)</p> <p><b>【別添1 II.4.4(2)】</b></p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド の衝突による荷重との組合せを適切に考慮して設計する方 針であること。	泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況
--	------------------------

<p><b>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</b></p> <p><b>5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い</b></p> <p><b>【規制基準における要求事項等】</b></p> <p>津波防護施設・設備の設計において津波影響軽減施設・設備は、基準津波に対する効果を期待する場合、津波影響軽減施設・設備は、津波による影響の軽減機能が保持されるよう設計すること。</p> <p>津波影響軽減施設・設備は、次に示す事項を考慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震が津波影響軽減機能に及ぼす影響</li> <li>・ 漂流物による波及的影響</li> <li>・ 機能損傷モードに対応した荷重について十分な余裕を考慮した設定</li> <li>・ 余震による荷重と地震による荷重の荷重組合せ</li> <li>・ 津波の繰り返し来襲による作用が津波影響軽減機能に及ぼす影響</li> </ul>	<p><b>泊発電所 3号炉 耐津波設計方針との適合状況</b></p> <p><b>5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い</b></p> <p><b>【要求事項等への対応方針】</b></p> <p>泊発電所 3号炉の耐津波設計として、津波影響軽減施設・設備の設置は要しない。</p> <p><b>【確認内容】</b></p> <p>(1) 津波影響軽減施設・設備の効果に期待する場合における当該施設・設備の検討方針が、要求事項に適合する方針であることを確認する。</p> <p><b>【重大事故等対処施設に関する確認状況】</b></p> <p>・ 重大事故等対処施設の津波防護設備も設計基準対象施設と同様に、津波影響軽減施設・設備の設置は要しない。</p>
---	---

泊発電所 3号炉  
運用、手順説明資料  
津波による損傷の防止

第5条 津波防護

設計基準を像徴設施（兼用キャスク及びその周辺施設を除く。）は、その作用中に当該設計基準対象施設に大きな強制力を及ぼさなければなりません。（以下「基準津波」という。）に対して安全部が排水されなければならない。

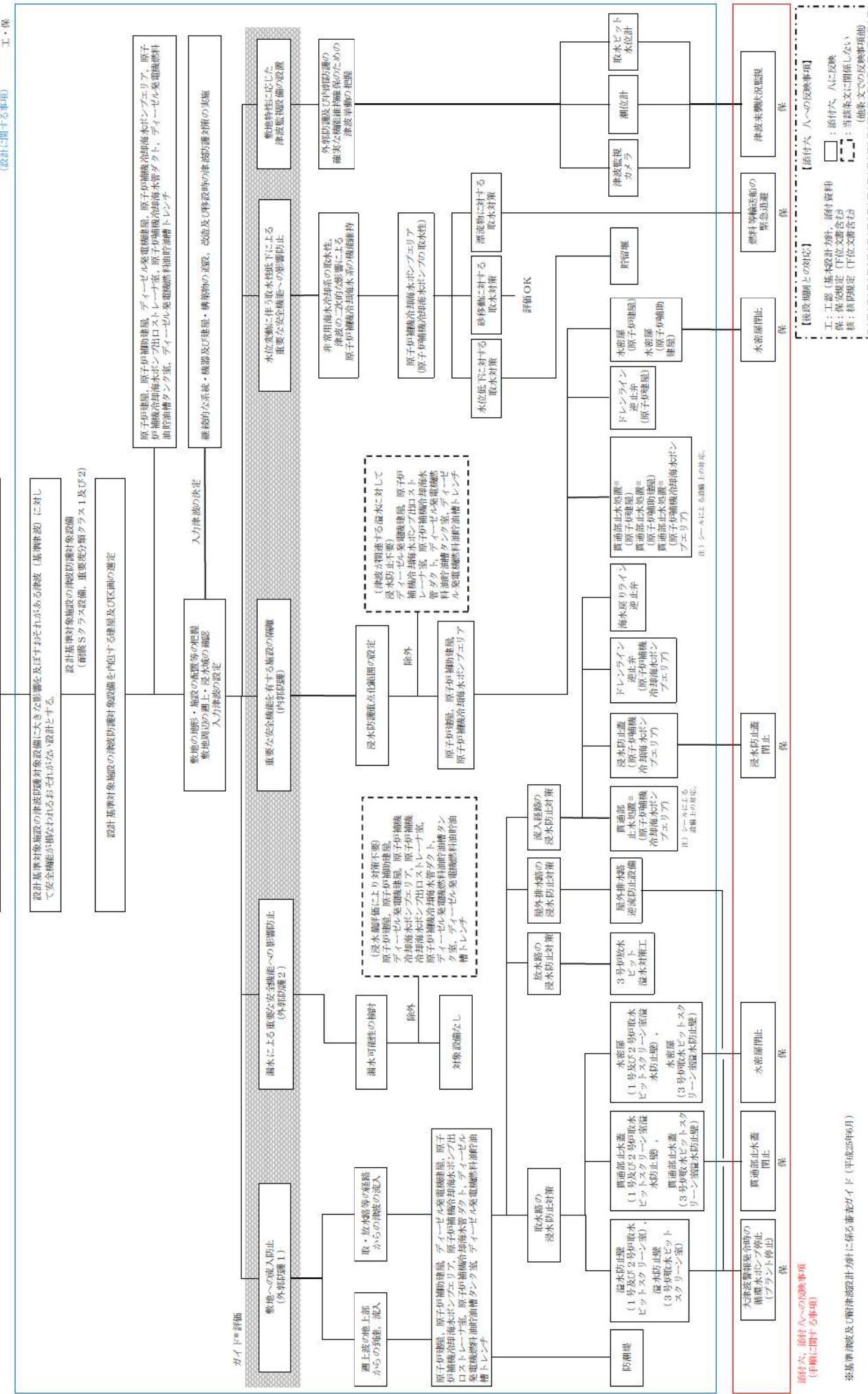


表1 運用、手順に關わる対策等（設計基準）

設置許可基準 対象条文	対象項目	区分	運用対策等
	水密扉閉止	運用・手順 閉止操作の手順等を定める。	・原則閉止運用とし、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉止されていがない状態が確認された場合の ・担当箇所による閉止操作
	体制	保守・点検	一
	教育・訓練	運用、手順に関する教育	
	運用・手順 体制	・大津波警報発令時の循環水ポンプ停止（プラント停止）操作の手順を定める。 ・運転員によるポンプ停止操作	
	保守・点検	一	
	教育・訓練	運用、手順に関する教育	
	運用・手順 体制	・原則閉止運用とし、開放後の確実な閉止操作についての手順を定める。 ・担当箇所による閉止操作	
	保守・点検	一	
	教育・訓練	運用、手順に関する教育	
	運用・手順 体制	・原則閉止運用とし、開放後の確実な閉止操作についての手順を定める。 ・担当箇所による閉止操作	
	保守・点検	一	
	教育・訓練	運用、手順に関する教育	
	運用・手順 体制	・原則閉止運用とし、開放後の確実な閉止操作についての手順を定める。 ・担当箇所による閉止操作	
	保守・点検	一	
	教育・訓練	運用、手順に関する教育	
第5条 津波による 損傷の防止	燃料等輸送船の緊急退 避	運用・手順 運用	・燃料等輸送船が発令された場合において、荷役作業を中断し、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行いう手順を定める。さらに、陸側作業員及び輸送物に關し、津波警報等が発令された場合において、荷役作業を中断し、陸側作業員を退避させるとともに、輸送物の退避の可否判断を含めた退避の手順を定める。なお、手順には、輸送物を退避できない場合において、輸送物を漂流物としないための措置も含める。 ・その他の作業船、貨物船等の港湾内に停泊する船舶に対しては、津波警報等が発表された場合において、作業を中断し、陸側作業員を退避させるとともに、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を定める。
	体制	担当箇所一船会社間、担当箇所一荷役作業会社間の情報連絡体制	
	保守・点検	一	
	教育・訓練	運用、手順に関する教育	
	運用・手順 体制	・津波監視カメラ、取水ピケット水位計及び潮位計による津波の来襲状況の監視に係る運用手順を整備し、的確に実施する。 ・運転員による監視体制	
	保守・点検	一	
	教育・訓練	運用、手順に関する教育	

泊発電所 3号炉  
耐津波設計において  
現場確認を要するプロセス

## 目 次

1. はじめに
2. 遷上解析に関する敷地モデルの作成プロセス
  2. 1 基準要求
  2. 2 作成プロセス
  2. 3 現場調査記録の品質保証上の取扱い
  2. 4 今後の対応
3. 耐津波設計に関する入力条件等の設定プロセス
  3. 1 基準要求
  3. 2 入力条件等の設定プロセス
  3. 3 現場調査記録の品質保証上の取扱い
  3. 4 今後の対応

## 1. はじめに

耐津波設計を行うに当たって現場確認を要するプロセスとして、遡上解析に必要となる敷地モデルの作成プロセスと耐津波設計の入力条件等(各施設及び設備の配置、寸法等)の設定プロセスの2つがある。現場確認を含めたこれらのプロセスをそれぞれ以下に示す。

## 2. 遡上解析に関する敷地モデルの作成プロセス

### 2. 1 基準要求

#### 【第五条】

設置許可基準規則第五条（津波による損傷の防止）においては、設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないことを要求されている。また、解釈の別記3により、遡上波の到達防止に当たっては、敷地及び敷地周辺の地形とその標高などを考慮して、敷地への遡上の可能性を検討することが規定されている。

当該基準要求を満足するに当たっては、「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」において、遡上解析上、影響を及ぼすものの考慮が要求されており、具体的には、敷地及び敷地周辺の地形とその標高、伝播経路上の人工構造物を考慮した遡上解析を実施することとしている。

### 2. 2 作成プロセス

上記要求事項を満足するために、第2-1 図に示すフローに従って敷地モデルを作成した。次の(1)～(4)にプロセスの具体的な内容を示す。

#### (1) 敷地及び敷地周辺の地形と標高のモデル化

敷地及び敷地周辺の地形とその標高や人工構造物について、QMS図書として維持管理されている図面等を確認し、遡上域のメッシュサイズを踏まえて、適切な形状にモデル化を行った。

#### (2) 津波伝播経路上の人工構造物の調査

敷地において津波伝播経路上に存在する人工構造物として抽出すべき対象物をあらかじめ「津波伝播経路上の人工構造物」として定義し調査を実施した。

具体的な対象物は、耐震性や耐津波性を有する恒設の人工構造物である。他の津波伝播経路上の人工構造物については、構造物が存在することで津波の影響軽減効果が生じ、遡上範囲を過小に評価する可能性があることから、遡上解析上、保守的な評価となるよう対象外とした。

#### a. 図面等による調査

上記で定義した対象物となる既設の人工構造物については、高さ、寸法について、QMS 図書として維持管理されている図面等の確認を実施した。また、将来設置される計画がある人工構造物のうち、上記で定義した対象物に該当するものについては、計画図面等により調査を実施した。

海底地形及び陸域の地形については、日本水路協会の地形データ及び国土地理院発行の地形図からデータを抽出した。発電所敷地内の地形及び構造物のデータについては、建設時の工事竣工図からデータを抽出した。

#### b. 現場調査

上記a. で実施した図面等による調査において確認した既設の人工構造物については、社員による現場ウォークダウンにより図面等と相違ないことを確認した。また、図面に反映されていない人工構造物について、遡上解析に影響する変更がないことを確認した。

発電所敷地における構造物、地盤などの変位及び変形については、発電所における定期保守業務で特定地点の計測を実施し、有意な変位及び変形がないことを確認した。

#### (3) 敷地モデルの作成

(2) で実施した調査結果を踏まえ、敷地モデルの作成を実施した。

#### (4) 敷地モデルの管理

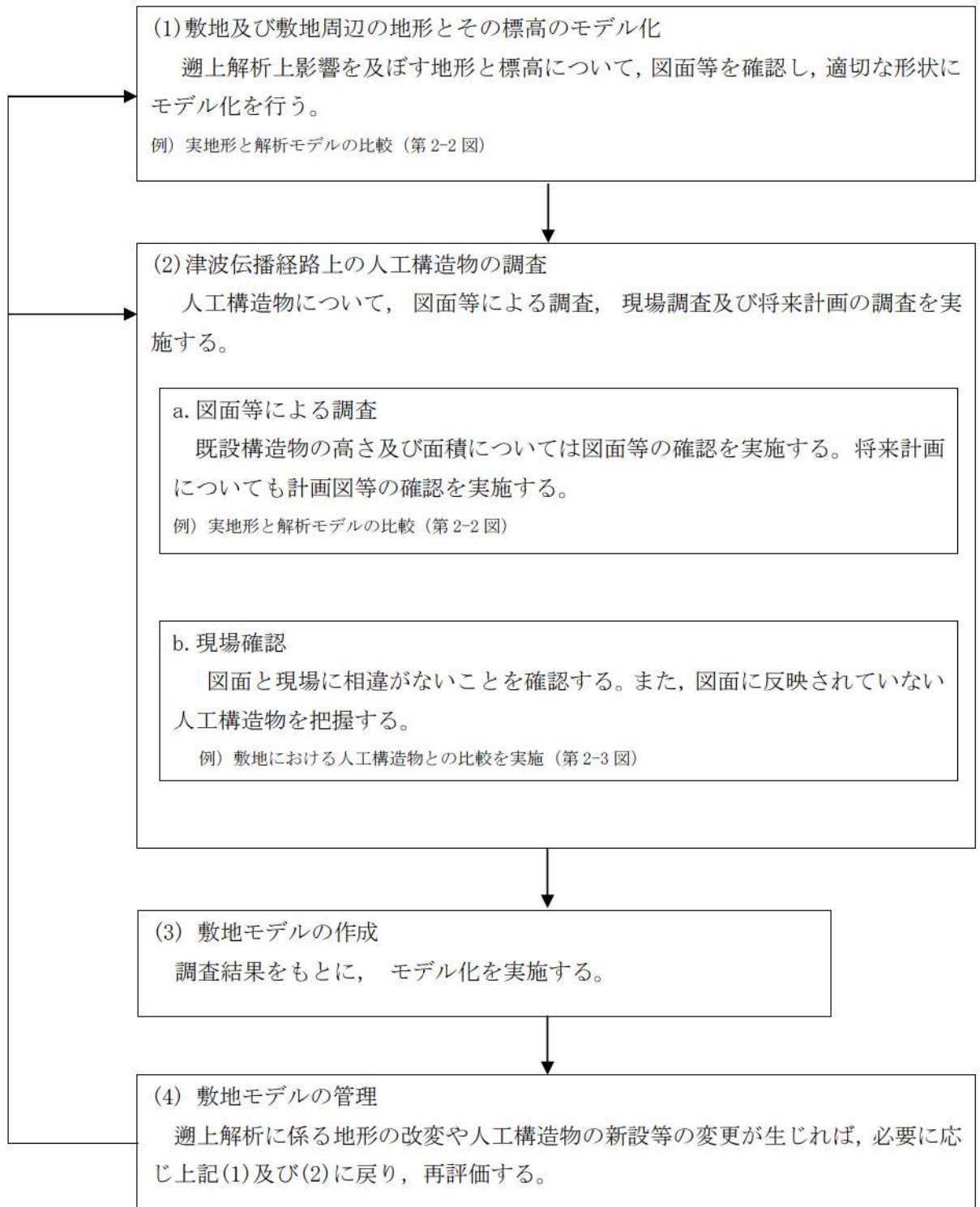
遡上解析に係る津波伝播経路上の人工構造物の変更が生じれば、必要に応じ上記(1)及び(2)に戻り再度モデルを構築する。

### 2. 3 現場調査記録の品質保証上の取扱い

現場調査手順及び確認結果の記録について、品質保証記録として管理する。

### 2. 4 今後の対応

今後、改造工事等により、津波伝播経路上の敷地の状況が変更（地形の改変、人工構造物の新設等）となる場合は、その変更が耐津波設計の評価に与える影響の有無を検討し、必要に応じて遡上解析を実施する。



第2-1図 敷地モデルの作成・管理プロセスフロー図

追而  
(解析モデル完成後、記載する)

第 2-2 図 解析モデルの確認例

追而  
(解析モデル完成後、記載する)

第2-3 図 調査による確認例

### 3. 耐津波設計に関する入力条件等の設定プロセス

#### 3. 1 基準要求

##### 【第五条】

設置許可基準規則第五条（津波による損傷の防止）においては、設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないことを要求されている。また、解釈の別記3及び「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」において、敷地への浸水の可能性のある経路の特定、バイパス経路からの流入経路の特定、取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性の検討、浸水想定範囲の境界における浸水の可能性のある経路の特定、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路の特定及び漂流物の可能性の検討を行うこととしている。

##### 【第四十条】

設置許可基準規則第四十条（津波による損傷の防止）においては、重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを要求しており、解釈は同解釈の別記3に準じるとしている。

#### 3. 2 入力条件等の設定プロセス

上記要求事項を満足するために、第3-1 図に示すフローに従って耐津波設計において必要となる入力条件等を設定した。次の(1)～(3)にプロセスの具体的な内容を示す。なお、本資料において、設計基準対象施設の津波防護対象設備と重大事故等対処施設の津波防護対象設備を併せて、「津波防護対象設備」とする。

##### (1) 入力条件等の設定・確認

耐津波設計において必要となる入力条件等は、下記a. 及びb. のとおり設定し、確認する。

###### a. 図面等による入力条件等の調査及び設定

耐津波設計に係る各施設・設備について、図面等を用いて設置箇所・寸法等を調査し、入力条件等を設定する。

###### b. 現場調査

a. で実施した図面等による調査により設定した入力条件等について、現場ウォークダウンにより現場と相違ないことを確認する。

各施設・設備における入力条件等の設定及び確認内容の詳細を以下に記載する。

#### 1) 津波防護対象設備について

設置許可基準規則第五条及び第四十条においては、設計基準対象施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことが要求されている。そのため、津波防護対象設備を設定し、想定している建屋及び区画以外に津波防護対象設備が設置されていないことを確認する。

#### 2) 外郭防護 1（遡上波の地上部からの到達、流入防止）について

重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び重要な安全機能を有する屋外設備等は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置する、または、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備を設置により遡上波が到達しないことが要求されている。そのため、各施設・設備が設置されている敷地高さを調査し、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置されていることまたは津波防護施設及び浸水防止設備により流入を防止されていることを確認する。

また、流入防止の対策が必要となる箇所については、現場状況を確認する。

#### 3) 外郭防護 1（取水路、放水路等の経路からの流入防止）について

取水路、放水路等の経路から、重要な安全機能を有する施設の設置された敷地並びに重要な安全機能を有する設備を内包する建屋及び区画に津波の流入する可能性について検討した上で、流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定すること及び特定した経路に対して流入防止の浸水対策を行うことが要求されている。そのため、海水が流入する可能性のある経路を網羅的に調査し、特定する。

また、流入防止の対策が必要となる箇所については、現場状況を確認する。

#### 4) 外郭防護 2（漏水による重要な安全機能への影響防止）について

取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討すること、漏水が継続することによる浸水の範囲を想定すること、浸水想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定すること並びそれらに対して浸水対策を施し、浸水範囲を限定することが要求されている。そのため、漏水の可能性並びに浸水想定範囲の境界における浸水の可能性のある経路を調査し、特定する。浸水想定範囲内に津波防護対象設備がある場合は、その重要な安全機能または重大事故等に対処する機能に影響を与える閾値（機能喪失高さ）を調査し、設定する。また、浸水対策が必要となる箇所については、現場状況を確認する。

## 5) 内郭防護（重要な安全機能を有する施設の隔離）について

浸水防護重点化範囲へ流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して流入防止の対策を施すことが要求されている。そのため、流入する可能性のある経路を特定し、流入防止の対策が必要な箇所の現場状況を確認する。

## 6) 漂流物について

基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、遡上解析結果における取水口付近を含む敷地前面及び遡上域の寄せ波・引き波の方向、速度の変化を分析した上で、漂流物となる可能性を検討することが要求されている。そのため、遡上解析を踏まえた上で漂流物調査を網羅的に行い、取水性に影響を与えないことを確認する。

### (2) 耐津波設計の成立性の確認

上記(1)で実施した設定・確認結果を踏まえ、耐津波設計の成立性を確認する。また、新たに必要となる浸水対策がある場合は実施する。

### (3) 入力条件等の管理

設備改造等により耐津波設計の入力条件等が変更となる可能性がある場合は、必要に応じ上記(1)に戻り、評価する。

## 3. 3 現場確認記録の品質保証上の取扱い

現場確認手順及び確認結果の記録について、品質保証記録として管理する。

## 3. 4 今後の対応

今後、改造工事等により、耐津波設計に用いる入力条件等の変更が生じた場合、その変更が耐津波設計の評価に与える影響の有無を検討し、必要に応じて入力条件等の再設定・再確認を実施する。

### (1) 入力条件等の設定・確認

耐津波設計において必要となる入力条件等は、下記 a. 及び b. のとおり設定し、確認する。設定・確認内容の詳細は下記 1) ~6)のとおりとする。

#### a. 図面等による入力条件等の調査及び設定

耐津波設計に係る各施設・設備について、図面等を用いて設置箇所・寸法等を調査し、入力条件等を設定する。

#### b. 現場調査

各施設・設備について、設置箇所・寸法等が図面等と現場で相違ないことを確認する。

#### 1) 津波防護対象設備

津波防護対象設備が、想定している建屋及び区画以外に設置されていないことを確認する。

#### 2) 外郭防護 1（遡上波の地上部からの到達、流入防止）

重要な安全機能を有する設備等を内包している建屋及び屋外設備等が、基準津波による遡上波が到達しない敷地高さに設置されていることまたは津波防護施設及び浸水防止設備を設置することにより流入の防止が図られていることを確認する。また、流入防止の対策が必要となる箇所の現場状況を確認する。

#### 3) 外郭防護 1（取水路・放水路等の経路からの流入防止）

取水路、放水路等の経路から、重要な安全機能を有する施設の設置された敷地並びに重要な安全機能を有する設備を内包する建屋及び区画に津波が流入する可能性を検討し、流入経路を特定する。また、流入防止の対策が必要となる箇所の現場状況を確認する。

#### 4) 外郭防護 2（漏水による重要な安全機能への影響防止）

取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討する。また、浸水想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定する。浸水想定範囲内に津波防護対象設備がある場合は、その必要な機能に影響する閾値を設定する。浸水対策が必要となる箇所については、現場状況を確認する。

#### 5) 内郭防護（重要な安全機能を有する施設の隔離）

浸水防護重点化範囲への流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口）を特定する。また、流入防止の対策が必要となる箇所の現場状況を確認する。

#### 6) 漂流物

遡上解析の結果を踏まえて、漂流物となる可能性のある施設・設備等を特定し、取水性に影響を与えないことを確認する。



### (2) 耐津波設計の成立性の確認

上記(1)の設定・確認結果をもとに、耐津波設計の成立性に問題がないことを確認する。

必要に応じ、新たに浸水対策を実施



### (3) 入力条件等の管理

設備改造等により耐津波設計の入力条件等が変更となる可能性がある場合は、必要に応じ上記(1)に戻り、再評価する。

第 3-1 図 耐津波設計に関する入力条件等の設定プロセスフロー図